

平成 2 5 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 平成25年 3 月 7 日
- ・ 開 会 平成25年 3 月 7 日
- ・ 閉 会 平成25年 3 月 15 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	品	田	好	博	7 番	松	岡	克	美
2 番	中	堀	君	子	8 番	深	川		昇
3 番	近	藤	哲	雄	9 番	勝	田	鉄	城
4 番	松	田	信	行	10 番	小	島	一	弘
5 番	斎	藤	宏	司	11 番	田	中	勝	吉
6 番	植	田	泰	弘	12 番	後	藤	幸	太 郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町長		産業課長
総合支所長		産業課参事
会計管理者		建設課長
総務課長		住民福祉課長
総務課参事		産業建設課長
住民課長		総務課主幹
福祉課長		
教育長		生涯学習課参事
生涯学習課長		
監査委員事務局長		農業委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから平成25年第1回大空町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- ◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、議長において、7番、松岡克美議員及び8番、深川昇議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。
議会運営委員会委員長、植田泰弘議員。

- ◇議会運営委員会委員長 議会運営委員会の審査結果を報告いたします。

去る3月1日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。

本定例会では、一般質問者が6人、町長から提出されております案件が50件であります。その内訳は、諮問1件、同意2件、条例制定等の議案が新規条例制定議案13件を含む31件であります。平成24年度補正予算8件、新年度予算8件です。議会提出議案も予定されております。

したがって、一般質問及び提出議案の内容、件数から判断いたしまして、本定例会の会期は本日、3月7日に開会して、3月15日までの9日間とすることが妥当であると全会一致で判断をいたしましたので、その結果について報告いたします。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

- ◇議 長 これで、議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日から3月15日までの9日間といたしたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から3月15日までの9日間に決定しました。

◎日程第４ 行政報告

◇議 長 日程第４、行政報告を行います。

山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

山下町長。

◇町 長 おはようございます。

平成２５年第１回大空町議会定例会に当たり、行政報告を申し上げます。

１月２９日までと書いてございますが、１２月の９日から始まりまして１月２９日まで町政懇談会、ふれあいトークおおぞらを開催してございます。この２９日までにつきましては、２２会場、約５００人の出席をいただいたところであります。これ以降、２月以降も３回ほど開催しておりますし、今後も４回ほど御案内をいただいて実施をする予定としていただいております。

１２月１４日、大空町企業誘致委員会を開催してございます。企業振興促進補助金指定申請に基づく審議をお願いしたところであります。製造業１件、レクリエーション施設１件について答申をいただきました。

１２月２２日から２３日にかけて、札幌市に出張をいたしました。劇団風の子北海道３０周年を祝う会に出席をいたしました。本町ともかかわりが深い劇団の３０周年ということで出席をいたしましたところであります。劇団関係者と交流を深めてまいりました。

１２月２７日、オホーツク町村会臨時総会が網走市で開催をされました。平成２５年度の負担金の変更について、北見赤十字病院の改築負担金について、北見医師会との救護活動協定についてなど協議をいたしましたところでございます。

１２月２８日には、大空町農業再生協議会水田部会を開催いたしました。追加転作４．６ヘクタールの提示がございました。転作希望者と加工用米などで対応するというので、各地域にお願いをしたところでございます。

年が明けまして、１月６日は、大空町成人式を挙行いたしました。９２名の対象者のうち６９名の出席をいただいたところであります。前日の土曜日、５日の日であれば、もう少し出席がかなったのかなと、そんな印象を受けたところでございます。

１月１５日から１７日には、女満別空港整備・利用促進協議会航空会社要望活動として、札幌市、東京都、名古屋市、大阪府などに出向いたところでございます。エアドゥ、ジェットスタージャパン、全日本空輸、フジドリームエアラインズ、ピーチアビエーション、日本航空など対しまして、機材の大型化、就航期間の延長、時間帯の調整、定期便の乗り入れ、チャーター便の就航などを要請したところでございます。

１月２５日には、オホーツク町村会農林水産委員会を美幌町で開催いたしました。町村会の専門委員会として、ＪＡ、また、森林組合の代表者の方々と意見交換をさせていただいたところでございます。

１月２８日には、オホーツク地域づくり連携会議が網走市で開催をされました。この会議は、オホーツク総合振興局、網走開発建設部が主体となる会議でありまして、オホーツク管内の課題について意見交換を行いました。オホーツクブランドの形成、農業と他産業との連携、さらには商業活動の支援のあり方、産業分野の担い手の確保などについて意見交換を行いました。

オホーツク管内「道の駅」首長会議というのが、同日、同じ会場で開催をされまし

た。初めての開催となったところでございます。道の駅が抱える数々の情報交換、課題の共通認識を図っていくことを確認したところでございます。

1月29日には、大空町畜産振興協議会を開催いたしました。平成25年度の畜産事業の説明、また、住吉牧野の今後のあり方について意見交換を行わせていただきました。

1月31日から2月1日におきましては、東京都に出張いたしまして、B&G全国サミットに出席いたしました。東藻琴、女満別、両海洋センターとも、このB&Gの特Aというような評価を受けておりまして、その表彰を受けたところでございます。

2月7日は、オホーツク町村会定期総会が網走市で開催をされました。平成25年度の事業計画、予算の決定を審議したところでございます。あわせて福祉灯油、また、地方財政計画などについて意見交換を行ったところでございます。

2月11日には、網走東藻琴会が網走市で開催をされました。この2月11日というのは、当時の東藻琴村の分村の日ということで、毎年この日に開催をいたしております。44名の出席でございました。

2月16日には、北見大空会設立総会が北見市で開催をされ、出席いたしました。ふるさと会としては、初めての大会の設立となります。当日、76名の出席でありました。

2月20日は、大空町防災会議を開催いたしました。参加団体等から、修正意見をいただいておりますので、それをもとに見直しを行い了承されたところでございます。防災計画の決定を受け、町民皆さんへの御説明、議会や北海道への報告を行ってまいりたい。そして、町としての取り組みを推進してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

以上、申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

小島一弘議員から中座の申し出がありますので、ここで許したいと思います。よろしくをお願いします。

◇議 長 鈴木事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は、12名であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

町広報担当者から写真撮影の申し込みがあり、これを許可いたしましたので、御了

承願います。同じく、議会事務局職員による議会広報用の写真撮影を申請し、許可を得ておりますので、御了承を願います。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第5

◇議 長 日程第5、平成25年第1回大空町議会定例会に当たり、町政執行方針の説明を行います。

山下町長から、町政執行方針について説明の申し出がありますので、これを許します。

山下町長。

◇町 長 （町政執行方針説明）

◇議 長 これで町政執行方針の説明は終わりました。

ここで10分間休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第6 諮問第1号

◇議 長 日程第6、諮問第1号 人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

山下町長。

◇町 長 議案書の1ページでございます。「諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員 三村教良が平成25年6月30日をもって任期が満了するので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の者を後任委員に推薦することについて議会の意見を求める。

平成25年3月7日提出 大空町長 山下英二」

住所は北海道網走郡大空町女満別西4条1丁目2番7号、氏名は百武美智子、生年月日は昭和33年10月17日生まれでございます。

百武氏は、家庭教育相談員としての勤務経験もあり、人権擁護委員に適任であると判断いたしましたことから、同氏を推薦申し上げたく議会の意見を求めるものでございます。

本人の経歴等につきましては、参考資料の1ページを御参照いただきたいと存じます。

提案理由を説明させていただきましたので、御審議の上、御賛同賜りますようお願い

い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
暫時休憩します。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時24分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
お諮りします。本件は、お手元に配付した意見書のとおり、適任と答申いたします。御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦については、お手元に配付いたしました意見書のとおり、適任と答申することに決定しました。

◎日程第7 同意第1号

◇議 長 日程第7、同意第1号 大空町教育委員会委員の任命についてを議題とします。
提出者の説明を求めます。
山下町長。

◇町 長 議案書の3ページでございます。「同意第1号 大空町教育委員会委員の任命について

大空町教育委員会委員 相馬隆が平成25年6月11日をもって任期が満了するので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、次の者を後任委員に任命することについて議会の同意を求める。

平成25年3月7日提出 大空町長 山下英二」

住所は北海道網走郡大空町女満別眺湖台2丁目4番2号、氏名は相馬隆、生年月日は昭和24年1月20日生まれでございます。

相馬氏は、平成23年12月から大空町教育委員会委員、昨年6月からは委員長として教育行政の運営に携わってこられました。現在、女満別小学校改築事業や豊住小学校と女満別小学校の統合に向けての事業に取り組んでおられます。文教施設の老朽化や少子化、情報化等に対応した教育の質の向上という課題も喫緊のものとなっております。また、高等学校の存続及び再編について、多角的に検討する必要がある中で、教育委員会の役割は大変重要なものとなっております。このため、経験豊かな相馬氏が適任であると判断しましたことから、同氏の任命につきまして議会の同意を求めるものでございます。

御本人の経歴等につきましては、参考資料の3ページを御参照いただきたいと存じ

ます。

提案理由を説明させていただきましたので、何とぞ御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

◇議 長 これから同意第1号 大空町教育委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、同意第1号 大空町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎日程第8 同意第2号

◇議 長 日程第8、同意第2号 オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。
山下町長。

◇町 長 議案書の5ページでございます。「同意第2号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について

オホーツク町村公平委員会委員 安井敏和が平成25年3月31日をもって任期が満了するので、オホーツク町村公平委員会規約第3条第1項の規定により、次の者を後任委員に選任することについて議会の同意を求める。

平成25年3月7日提出 大空町長 山下英二」

住所は北海道常呂郡置戸町字北光50番地の133、氏名は田村昌文、生年月日は昭和23年6月16日生まれであります。

田村氏は、昨年6月まで置戸町副町長としてオホーツク管内副町長会の会長の職にもございました。本人の経歴等につきましては、参考資料の5ページを御参照いただきたいと存じます。

提案理由を説明させていただきましたので、御審議の上、何とぞ御同意賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

◇議 長 これから同意第2号 オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを採

決します。

お諮りします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号 オホーツク町村公平委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎日程第9 議案第3号

◇議 長 日程第9、議案第3号 大空町新型インフルエンザ等対策本部条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大槻福祉課長。

◇福祉課長 議案書の19ページをお開きください。「議案第3号 大空町新型インフルエンザ等対策本部条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成25年3月7日提出 大空町長 山下英二」

国民の大部分が、現在その免疫を獲得していないことなどから、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速に蔓延し、かつ、これにかかった場合の症状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、発生時における措置、緊急事態措置、その他の事項について特別措置の定めるところにより、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、その他新型インフルエンザ等の発生の予防及び蔓延の防止に関する法律と相まって、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時における国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として、新型インフルエンザ等対策特別措置法が昨年4月に成立しました。この法律に基づき、市町村は対策本部の設置が求められておりますことから、本条例を制定するものでございます。

新設条例ではございますが、読み上げを省略させていただき、条文の概要について説明をさせていただきます。

21ページ、22ページが条文でございます。第2条、組織であります。本部長は町長が、副本部長は副町長が当たり、それぞれの職務を規定しております。第3条は、本部長が会議を招集し、会議には大空町職員以外の者を出席させるときは、当該出席者に意見を求めることができる旨を規定し、第4条では、本部長が必要と認めたときは、班を置くことができる旨を規定しています。

法律の施行日は、「公布の日から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日」と定められており、法律の公布日は平成24年5月11日となっておりますので、本年5月10日までに施行することとなります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第3号 大空町新型インフルエンザ等対策本部条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第3号 大空町新型インフルエンザ等対策本部条例制定については、原案のとおり決定されました。

◎日程第10 議案第4号

◇議 長 日程第10、議案第4号 平成24年度大空町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
竹内総務課長。

◇総務課長 議案書23ページであります。「議案第4号 平成24年度大空町一般会計補正予算(第7号)」

平成24年度大空町一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,542万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ85億2,568万8,000円とする。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正、第4条、地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成25年3月7日提出 大空町長 山下英二」

24ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入であります。1款 町税に1,269万円を追加、4款 配当割交付金に36万2,000円を追加、7款 ゴルフ場利用税交付金から22万円を減額、12款 分担金及び負担金から2,011万9,000円を減額、13款 使用料及び手数料に195万円を追加、14款 国庫支出金に3億5,196万円を追加、15款 道支出金から2,271万4,000円を減額、16款 財産収入に158万1,000円を追加、17款 寄附金に180万円

を追加、18款 繰入金から1,394万8,000円を減額、20款 諸収入から91万8,000円を減額、21款 町債に1億3,300万円を追加、歳入合計は4億4,542万4,000円を追加し、85億2,568万8,000円とするものであります。

26ページ、歳出であります。1款 議会費から63万5,000円を減額、2款 総務費に5,993万7,000円を追加、3款 民生費に2,685万8,000円を追加、4款 衛生費から1,080万2,000円を減額、5款 労働費から2万2,000円を減額、6款 農林水産業費に1億595万円を追加、7款 商工費から408万5,000円を減額、8款 土木費に2億158万2,000円を追加、9款 消防費から544万5,000円を減額、10款 教育費に9,909万2,000円を追加、11款 公債費から673万1,000円を減額、12款 職員給与費から2,027万5,000円を減額、歳出合計は4億4,542万4,000円を追加し、歳入合計と同額とするものであります。

28ページをお開き願います。第2表 繰越明許費です。繰越明許費については全体で約6億円ございます。2款 3項 戸籍住民基本台帳管理事業の546万円については、当初予算で外国人住民に係る住民基本台帳システム改修委託料として計上しておりましたが、システム改修に必要な国の仕様書が年度内に示されないために、翌年度に繰り越すこととなりました。

6款 1項の農業費については、いずれも国の緊急経済対策によるもので、年度内に事業ができないため繰り越すものです。古梅地区基幹水利施設管理事業の5,200万円につきましては、古梅ダムの老朽化している受電設備架空電線等の整備について繰り越すものであります。国営斜網地域畑地かんがい施設維持管理事業47万円は、網走市、ほか4町で管理している緑ダムが国の緊急経済対策により整備されますが、大空町の負担分について繰り越すものです。農業体質強化基盤整備促進事業1億5,750万円につきましては、暗渠排水事業として105ヘクタールについて繰り越すものです。

8款 土木費についても、すべて国の緊急経済対策によるもので年度内に事業ができないので繰り越すものです。2項の道路橋りょう費の除雪機械整備事業4,390万円は、東藻琴地区の平成7年車除雪トラックを更新するものです。3丁目線道路整備事業1,700万円と5丁目線道路整備事業3,500万円は、歩道整備について繰り越します。舗装道路整備事業2,200万円は、道路の路面性状調査について繰り越します。本郷西2号線道路整備事業2,200万円から、千草101号線道路整備事業2,200万円までは道路の路面補修について繰り越します。これらの整備状況は、参考資料の8ページ、9ページに掲載していますので参考にさせていただきたいと思います。

6項 住宅費の中央さくら団地建設事業4,813万円は、1棟2戸の建設について繰り越すものです。

10款の教育費についても国の緊急経済対策によるものです。2項 小学校費の女満別小学校改築事業1,287万2,000円は、女満別小学校のグラウンド整備について繰り越すものです。3項 中学校費の東藻琴中学校大規模改修事業1億1,760万円は、屋体の窓枠や屋根防水などの大規模改修について繰り越すものであります。

次に、第3表 債務負担行為補正です。1 変更で現年度議決に係る分です。農業経営基盤強化資金利子補給金は、限度額を308万円から109万3,000円に、農業振興資金利子補給金は、限度額を405万円から347万9,000円に変更するものですが、いずれも農業者の借入金額の確定によるものです。平成24年度入学資金借入金利子等助成金は、限度額を59万円から12万3,000円に、金利変動による増額分を加算した額に変更するものです。借入者の確定と借り入れる資金が変動金利のため、一部文章による表記としております。

続きまして、30ページをお開き願います。第4表 地方債補正、1 追加でございます。女満別本町地区簡易水道事業債1,140万円は、簡易水道会計で予定していた過疎債の一部が本年度大変厳しく、配分が少なくなっております。その借り入れできない分を一般会計から繰り入れする場合に、東日本大震災関係の地方債で緊急防災・減災事業債を一般会計で借り入れすることとなったものです。古梅地区基幹水利施設整備事業債から千草101号線道路整備事業債までは、国の緊急経済対策に係る分です。古梅地区基幹水利施設整備事業債2,350万円は、古梅ダムの老朽化している受電設備架空電線等の整備に伴うもので、補正予算債を予定しております。除雪機械整備事業債は、東藻琴地区の平成7年車除雪トラックの更新と5丁目線道路整備事業債の歩道整備は、過疎債を予定しております。本郷西2号線道路整備事業債から千草101号線道路整備事業債のそれぞれ760万円につきましては、舗装道路路面補修で補正予算債を予定しております。

31ページ、2 変更であります。診療施設整備事業債は、東藻琴診療所のエックス線画像読取装置等の医療機器について額の確定により、280万円から80万円減額し200万円に変更しております。

女満別本郷地区地域水田農業再編緊急整備事業債は1,490万円から210万円減額し1,280万円に、東藻琴上東地区農道保全対策事業債は1,050万円から20万円減額し1,030万円に、東藻琴西部地区担い手畑総整備事業債は50万円から20万円減額し30万円に、公有林整備事業債は870万円から360万円減額し510万円に、藻琴山温泉芝桜公園整備事業債は4,470万円から30万円減額し4,440万円に、それぞれ事業費の確定により変更しております。3丁目線道路整備事業債は、当初予算分の額の確定による分で170万円減少し、国の緊急経済対策により580万円追加となり差し引き410万円の増で860万円に変更しております。開陽中央線道路整備事業債は5,770万円から690万円減額し5,080万円に、研修会館通り線道路整備事業債は1,310万円から50万円減額し1,260万円に、32ページの仲通り線道路整備事業債は600万円から10万円を減額し590万円に、西3条線道路整備事業債は930万円から230万円減額し700万円に、東藻琴7号線道路整備事業債は2,510万円から620万円減額し1,890万円にそれぞれ変更しています。事業費の確定によるものであります。町営住宅整備事業債は、当初予算分のはなぞの団地で額の確定により570万円減少し、国の緊急経済対策により東藻琴地区の中央さくら団地で2,310万円追加となり、差し引き1,740万円の増で1億350万円に変更しております。高規格救急自動車整備事業債は3,300万円から290万円減額し3,010万円に、女満別高等学校生徒寄宿舎整備事業債は7,890万円から390万円に減額し7,500万円に変更していますが、額の確定によるものです。女満別小学校整備事業債は、当初予算分

で過疎債から合併特例債に変更となり、限度額がふえたため８２０万円増加となりました。さらに緊急経済対策で８５０万円が追加となり、合わせて１，６７０万円ふえ、４１０万円に変更しております。償還の方法について変更しておりますが、合併特例債を借りることとなりましたので３０年以内償還、うち据置５年以内に変更しております。東藻琴中学校整備事業債は、当初分で国の交付金が増額となったことや事業費の確定で３，６１０万円減額となっておりますが、国の緊急経済対策により７，０００万円が追加されるので、差し引き３，３９０万円ふえ１億９，０３０万円に変更するものです。

スクールバス整備事業債は、事業費の確定により１，５１０万円から１１０万円減額し１，４００万円に変更しております。

３３ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、年度末に向けて実行予算を実施したものであり、執行残等により整理したものは説明を省略させていただきますので御了承願います。

３ 歳出から説明します。ページが飛びますけれども、５４ページ、５５ページをお開き願います。２款 １項 １目 一般管理費の庁用共通経費の１４節 複写機借上料を５２万８，０００円追加しております。庁舎内のコピー機につきまして、本年度は地域防災計画、都市公園や下水道等の各長寿命化計画、医療計画や障がい福祉計画などの福祉関係の計画と、計画策定のための事務によりコピー枚数が増加し不足する見込みであることから追加させていただくものであります。

また、ページが飛びますけれども、６０ページ、６１ページをお開き願います。２款 １項 ９目 財政調整等基金費で、公共施設等整備基金積立金に７，７７８万５，０００円を追加しております。今回の財源調整により積み立てることとしました。

次は６４ページ、６５ページでございます。中ほどの、３款 １項 １目 社会福祉総務費で地域福祉基金積立金に７３万１，０００円を追加しております。利子分で２万９，０００円減額となっており、寄附による積み立てが７６万円あり差し引き７３万１，０００円を追加するものです。国民健康保険事業特別会計繰出金５，１２６万３，０００円についてですが、保険基盤安定のための法定繰り入れが１２６万３，０００円と、今後の国保財政基盤安定化のため国民健康保険基金に積み立てる財源として５，０００万円を追加していますので、合わせて５，１２６万３，０００円を追加しております。

６６ページ、６７ページであります。２目 老人福祉費の軽度生活援助事業の除雪サービス委託料１９万６，０００円と、除雪サービス事業助成金７万円につきましては、この冬季の降雪の増により利用者がふえており追加しております。

６８ページ、６９ページです。介護保険事業勘定特別会計繰出金に５２９万９，０００円を追加しておりますが、各介護サービス給付費が施設等の利用増により伸びているためであります。３目 障害者福祉費の障害者自立支援事業の障害者介護・訓練等給付費に４７７万７，０００円を追加しておりますが、対象者の増によるものです。障害者日常生活用具給付費等事業給付費に４２万５，０００円を追加しておりますが、日常生活用具のストマ等の利用がふえたためであります。

７０ページ、７１ページの一番上になりますが、２目 児童措置費の特別児童扶養手当認定請求事務費の消耗品費に６，０００円を追加しております。国の事務委託金が対象人数の増によりふえたことによるものです。

72ページ、73ページです。下段になりますが、4款 1項 3目 環境衛生費の簡易水道事業特別会計繰出金に201万3,000円を追加しております。簡易水道事業において本町地区、高台地区で水道管路の整備工事を実施しており、財源確保のため過疎債を予定しておりましたが、本年度は過疎債の枠が厳しく、1,140万円について財源不足となりました。その対策として、緊急防災・減債事業債に振りかえられることとなりましたが、緊急防災・減債事業債は一般会計で借り入れしなければなりません。また、簡易水道事業特別会計も実行予算により執行残等を整理しており、差し引き201万3,000円を繰り出すこととしております。

74ページ、75ページであります。上段の5目 健康増進対策費の健康増進事業で、前年度感染症予防事業費等補助金返還金に9万9,000円を追加しております。平成23年度のがん検診の無料クーポン券に対する補助金について、精算金が発生したためであります。2項 1目の塵芥処理費の一般廃棄物焼却処理施設管理運営費で燃料費を57万9,000円追加しております。燃料の高騰により追加しております。

76ページ、77ページです。6款 1項 1目 大空町農業委員会費の農地保有合理化促進事務費の消耗品費に2万4,000円を追加しております。農地保有合理化促進事業事務委託金が、取り扱い件数の増によりふえたため追加しております。

78ページ、79ページです。上段の戸別所得補償制度対策事業で、19節 戸別所得補償経営安定推進事業補助金に471万8,000円を追加しております。農業者が農地を手放した場合にも、この事業の対象となりますが、本年度対象となる案件が発生したので追加しております。下段の5目 農地費の農地一般事務費の19節 食料供給基盤強化特別対策事業負担金に182万7,000円を追加しております。大空町の農業者が美幌地区で農業基盤整備を実施しておりますが、美幌町への負担金について確定したので追加しております。

80ページ、81ページであります。上段になりますが、道営事業の女満別本郷地区地域水田農業再編緊急整備事業の1,045万1,000円の減額、女満別東部高台地区担い手畑総整備事業負担金の1,807万円の減額は、秋の長雨により一部事業が中止となり減額しております。6目 肉牛振興費の和牛産地強化事業で修繕料67万4,000円を追加しております。牧野の管理人住宅のボイラーと給湯機が老朽化し、故障がちのため修繕するものであります。7目 団体営諸土地改良費の古梅地区基幹水利施設整備工事として5,200万円を追加しております。国の緊急経済対策によるもので、古梅ダムの受電設備架空電線、開閉器変圧設備、ダムゲート操作盤の更新を行うものです。国営斜網地域畑地かんがい施設維持管理事業負担金に47万円を追加しております。網走市、ほか4町が管理する緑ダムが国の緊急経済対策で整備されますが、大空町の負担分について追加しております。農業体質強化基盤整備促進事業補助金に1億1,025万円を追加しております。国の緊急経済対策によるもので、当初予算ですでに4,725万円ありますので、補正後の予算額は繰越明許費予算で説明した1億5,750万円となり、105ヘクタールの暗渠排水事業を予定しております。

ページが飛びますけれども、88ページ、89ページをお開き願います。上段の除雪対策事業に、除雪トラック4,390万円を追加しております。国の緊急経済対策によるもので、東藻琴地区の平成7年車除雪トラック1台を更新するものであります。4項 道路新設改良費の3丁目線道路整備事業の測量設計委託料280万円と、歩道

整備工事1, 420万円、そして中段から下段にかけて5丁目線道路整備事業で測量設計委託料720万円、歩道整備工事2, 530万円、支障物件補償費250万円、そして、次の90ページ、91ページの舗装路面性状調査委託料2, 200万円、本郷西2号線舗装工事2, 200万円、本郷西4号線舗装工事2, 200万円、朝日巴沢線舗装工事2, 200万円、千草101号線道路整備事業2, 200万円をそれぞれ追加しておりますが、繰越明許費で説明したとおり、国の緊急経済対策によるもので、これらの整備状況は、参考資料の8ページ、9ページに掲載しておりますので参考としてください。

92ページ、93ページです。2目の町営住宅建設費で、中央さくら団地建設事業として設計住宅性能評価申請手数料9万6, 000円と建設工事4, 808万2, 000円を追加しておりますが、緊急経済対策に伴うもので木造平屋建て1棟2戸を予定しております。

94ページ、95ページであります。10款 1項 2目 事務局費の一番下になりますが、学校教育施設建設基金積立金に72万7, 000円を追加しております。利子分で2万3, 000円減少し、寄附による積立分が75万円ありますので差し引き72万7, 000円を追加しております。

またページが飛びますけれども、98ページ、99ページをお開き願います。3目 学校建設費の女満別小学校改築事業で建設工事から153万1, 000円を減額しておりますが、本年度実施した校舎解体等の執行残が1, 440万3, 000円ありますが、国の緊急経済対策によるグラウンド整備事業が1, 287万2, 000円ありますので差し引き153万1, 000円を減額しております。3項 1目の女満別中学校管理費の燃料費に108万9, 000円、東藻琴中学校管理費の燃料費に20万円を追加しておりますが、燃料の高騰によるものであります。

100ページ、101ページの東藻琴中学校大規模改修事業で工事監理委託料247万9, 000円を追加しております。本年度、大規模改修事業の執行残が工事監理委託料で12万1, 000円減額となりますが、国の緊急経済対策分として260万円ありますので、差し引き247万9, 000円の追加となります。また、大規模改修工事で1億1, 086万7, 000円を追加しておりますが、本年度の執行残で413万3, 000円減額となりますが、国の緊急経済対策分として1億1, 500万円が追加となりますので、差し引き1億1, 086万7, 000円の追加となります。3目のスクールバス運行費で燃料費を99万7, 000円追加しておりますが、燃料高騰によるものです。

ページが飛びますけれども、106ページ、107ページをお開き願います。4目 図書館費の図書館運営協議会委員報酬に1万円を追加しております。本年度、図書館に関する計画の策定年であり、運営協議会の回数がふえたため追加しております。7項 1目 保健体育総務費のスポーツ活動振興事業で消耗品費に5万5, 000円を追加しておりますが、スポーツ活動にと寄附がございまして、各スポーツ競技で利用できる得点板を購入することといたしました。

108ページ、109ページです。3目 給食センター費の東藻琴学校給食センター管理運営費で燃料費に8万2, 000円を追加しておりますが、燃料高騰によるものです。また、修繕料に14万3, 000円を追加しておりますが、蒸気回転釜の配管が不具合のため修繕するものであります。

11款 1項 1目 地方債元金償還金に38万円を追加しております。平成13年度に借り入れしました臨時財政対策債の1億6,440万円と、減税補填債1,200万円については償還年数が20年となっておりますが、10年目で利率を見直すこととしております。本年度は10年目の年となり、利率が1.4%から0.6%に見直しとなり、利息については471万3,000円の負担軽減となりました。全体の償還額は下がりましたが、元利均等償還のため内訳として元金がふえたため追加しております。

続きまして、歳入の説明をしますので、36ページ、37ページをお開き願います。1款の町税から7款のゴルフ場利用税交付金までは、実績見込みなどにより増減させております。

12款 1項 1目の農林水産業費分担金の農業基盤整備事業分担金で1,742万2,000円を減額しておりますが、各事業の事業費の確定により農業者の分担金について増減しております。

38ページ、39ページであります。2項 1目 民生費負担金の老人福祉施設保護措置費用徴収金から174万1,000円を減額しております。入院や死亡により利用者が減ったことによるものであります。2目 衛生費負担金のごみ焼却施設維持管理費負担金で95万6,000円を減額しております。津別町からの焼却するごみの投入量が見込みより減ったため、減額するものであります。

13款 1項 2目 民生使用料の保育所保育料から87万4,000円を減額しておりますが、主に豊住保育園の入園者が当初見込みより減ったためであります。6目 土木使用料 4節 住宅使用料は、町営住宅等の入退去により増減しておりますが、全体的には滞納繰越分の増などにより151万2,000円ふえております。7目 教育使用料の2節 幼稚園使用料の預かり保育所保育料で126万9,000円を追加しておりますが、預かりの人数がふえたためであります。2項 3目 衛生手数料の1節 清掃手数料のごみ処分手数料に147万5,000円を追加しておりますが、主に一般廃棄物処理場への直接搬入がふえたためであります。

40ページ、41ページであります。14款 1項 2目 民生費国庫負担金の2節 障害者福祉費負担金に338万8,000円を追加しております。対象者の増によるものであります。次の3節 子ども手当・児童手当負担金は法律の改正に伴い増減しておりますが、全体的には所得制限や対象者の見込み減で1,017万1,000円減額となりました。4節 障害児施設給付費等負担金で126万7,000円減額しておりますが、先ほどの障害者福祉費負担金で338万8,000円を追加しましたが、これは大人の部分でふえており、障がい児、子供の部分では減っているためであります。2項 1目 民生費国庫補助金の子育て支援交付金から269万円を減額しております。保育園や児童センターに対する交付金について、国の配分が減ったことによるものであります。3目 農林水産業費国庫補助金の農地制度実施円滑化事業補助金に199万1,000円を追加しております。農業委員会の農家台帳システム整備に伴うもので、補助対象経費がふえたことにより追加となりました。農業体質強化基盤整備促進事業補助金に1億500万円、古梅地区基幹水利施設整備事業補助金に2,650万円を追加しておりますが、国の緊急経済対策によるものです。4目 教育費国庫補助金 1節 小学校費補助金の学校施設環境改善交付金に362万4,000円を追加しております。女満別小学校改築に係る交付金で、本年度分について

は事業費確定により64万8,000円の減額となりますが、国の緊急経済対策による分が427万2,000円の増額となりますので差し引き362万4,000円の追加となります。2節 中学校費補助金の学校施設環境改善交付金は、東藻琴中学校大規模改修事業に係るもので、本年度分は補助対象経費がふえて国の配分が3,082万5,000円増額となりました。また、国の緊急経済対策によるものが3,366万5,000円ありますので、合わせて6,449万円の追加となります。

42ページ、43ページです。4項 1目 社会資本整備総合交付金に1億6,156万2,000円を追加しております。開陽中央線道路整備事業交付金は、事業費確定により703万2,000円減額しております。除雪対策事業交付金676万円は、雪寒路線の除雪費用について追加配当がありました。除雪機械整備事業交付金は、国の緊急経済対策により2,683万円を追加しております。地域住宅交付金に、3,174万円を追加しております。本年度、はなぞの団地建設事業分として1,171万7,000円増額となり、さらに国の緊急経済対策に係る中央さくら団地建設事業で2,002万3,000円ありますので、合わせて3,174万円の追加となります。3丁目線道路整備事業交付金は、本年度事業費確定により311万3,000円の減額となりますが、国の緊急経済対策により1,105万円ふえますので、差し引き793万7,000円の追加となります。西3条線道路整備事業交付金は、交付金の追加配当により250万2,000円を追加しております。舗装道路整備事業交付金1,430万円から5丁目線道路整備事業交付金2,145万円までは、国の緊急経済対策による追加分です。

15款 1項 1目 民生費道負担金、1節 社会福祉費負担金の国民健康保険基盤安定負担金は歳出で説明しましたが、保険基盤安定のための法定繰り入れのため道負担金が104万円追加となるものです。2節 障害者福祉費負担金に212万3,000円を追加しております。先ほど国の負担金で説明したとおり、障がい者の大人の部分について対象者がふえて、北海道の負担金も増額となります。次の3節 子ども手当・児童手当負担金も法律の改正に伴い増減し、全体では203万3,000円の減額となります。2項 1目 民生費国庫補助金の子育て支援交付金から269万円を減額しております。保育園や児童センターに対する交付金について、国の配分が減ったものであります。2項 1目 総務費道補助金で、地域づくり総合交付金に77万7,000円を追加しております。地域再生加速事業として、乗合タクシー制度が補助の対象となり追加しております。2目 民生費道補助金の福祉灯油購入助成事業補助金50万円は、北海道の補助対象となり追加しております。

44ページ、45ページであります。5目 農林水産業費道補助金、1節 農業費補助金の食料供給基盤強化特別対策事業補助金から808万1,000円を減額しております。北海道のパワーアップ補助金ですが、長雨による事業中止などで減額となっております。レーザー式均平作業機導入補助金の880万円の減、コンテナ洗浄施設整備事業補助金435万5,000円の減は、執行残によるものです。戸別所得補償経営安定推進事業補助金471万8,000円の追加は歳出で説明しましたが、農業者が農地を手放した場合にもこの事業の対象となりますが、本年度対象となる案件が発生したので追加しております。2節 林業費補助金の森林環境保全整備事業補助金と未来につなぐ森づくり推進事業補助金は、執行残に伴うものです。エゾシカ緊急対策事業補助金に8万円を追加しております。町で取り組んでおりますエゾシカ対策

が北海道の補助対象となったものです。

16款 1項 1目 土地貸付料で197万3,000円を追加しております。工事現場の仮設事務所等で一時的に貸し付けたものが38万円ございまして、福富牧野と東洋牧野については普通財産として貸し付けしており159万3,000円を追加し、合わせて197万3,000円を追加しております。一番下の2項 1目 立木売払代に222万6,000円を追加しております。保安林整備において保安林の更新をより多く図れる方法に切りかえたため、伐採面積がふえ、立木売払代に追加しております。また、次のページの2目 1節 物品売払収入の素材売払代は、85万4,000円の減額となっております。不用物品売払収入59万8,000円は、車5台を売り払いしたものであります。

17款 1項 1目の一般寄附金に180万円を追加しております。個人5件と団体2件の計7件から御寄附がありました。

18款 1項 3目 地域福祉基金繰入金の2万3,000円の減額は、緊急通報システムの執行残に伴うものです。5目 高校教育振興基金繰入金の104万2,000円の減額は、東藻琴高校の研修費の減額によるものです。6目 学校教育施設建設基金繰入金から1,288万3,000円を減額しております。女満別小学校改築事業の事業費確定によるものです。

20款 4項 1目 弁償金に117万1,000円を追加しております。芝桜公園の温室で生産しているイチゴについて、昨年の9月に苗を定植し年明けから本格的な収穫を開始する予定でしたが、出荷販売開始前に行う残留農薬検査の結果、使用を許可されていない農薬を使用していたことが判明し、イチゴの苗と床土をすべて廃棄処分することとなりました。このことにより、1月から3月まで町に収入される予定であったイチゴの売り払い収入が未収になったことから、ハウス施設管理業務委託者から弁償してもらうため追加しております。9目 雑入については、それぞれ事業の状況により増減しておりますが、草地利用負担金について232万5,000円を減額しておりますが、福富牧野と東洋牧野の貸し付けについて普通財産に切りかえたため全額減額しております。再商品化合理化拠出金配分金16万7,000円を追加しております。日本容器包装リサイクル協会から、リサイクルにかかった費用が見込みより下がったため配分されることとなりました。

49ページでございます。上段の北海道観光振興機構助成金50万円の減額は、クロスメディア事業に対するもので、また、日本森林林業振興会助成金70万円の減については、藻琴山のバイオトイレ設置に伴い予定しておりましたけれども、それぞれ配分されなかったため減額しております。芝桜公園ハウス施設生産物売払代88万9,000円はイチゴの売り払い代について追加しております。環境対応車普及促進事業補助金20万円を追加しております。公用車の更新をしておりますが、いわゆるエコカー補助金の対象となったものであります。過年度農地・水・環境保全向上対策事業返還金について、平成19年度から平成23年度の1期目の終了に伴う精算金として、土地改良事業団体連合会から返還されるものであります。長寿健康増進事業特別対策補助金24万4,000円を追加しております。後期高齢者の肺炎球菌予防接種などに対して、後期高齢者医療広域連合から助成されることとなりました。食料供給基盤強化特別対策事業負担金152万6,000円は、農村基盤整備において網走市と美幌町の農家の方が女満別東部高台地区で事業を行っておりますが、そのパワーアップ

事業に係る負担金を網走市と美幌町から負担していただくものであります。

21款 町債につきましては、第4表で説明したとおりなので省略をさせていただきます。

なお、地方譲与税、地方交付税、町債など3月下旬でないとわからない経費につきましては、従来どおり専決処分をさせていただきたいと思っておりますので御了承願います。

以上で補正予算の内容について説明申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

◇議 長 平成24年度大空町一般会計補正予算（第7号）の議案の説明が終わりました。

ここで昼食のため休憩します。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前12時12分

再開 午後 1時00分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10、議案第4号の議事を続けます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、小島一弘議員。

◇小島議員 提案された補正予算の関係で、75ページです。それから、83ページにわたって、ちょっと2カ所お聞かせ願いたいです。

75ページに関しては、執行残の関係ですけれども、東藻琴の診療所の管理運営費が171万2,000円減額になっています。その内訳の大きなものは、備品購入費ということで155万3,000円が計上されて、執行残として補正されるようになっていますけれども、この減額補正について、もうちょっと詳しい説明を中身としてお聞かせ願えればありがたいということでございます。

2点目は、83ページの住宅リフォーム促進事業補助金の139万4,000円です。これは、だいぶ好評だというふうに私は伺っておったわけですが、何らかの知恵で執行残のないように希望者も結構……1回目の抽選といいますか、終わった後、応募がないということであるのかどうなのか、よくわからないので、もう少し中身をわかりやすく御説明いただければありがたいと思います。

以上です。

◇議 長 阿部住民福祉課長。

◇住民福祉課長 1点目の診療所の備品購入費の執行残でございますけれども、これは医療用の備品の購入でございます、入札による執行残ということで残ったものでございます。

以上です。

◇議 長 福田産業課長。

◇産業課長 住宅リフォームの関係でございますけれども、平成24年度につきましては、90件の方が本申請と申しましょうか、該当するということで決まったわけでございますけれども、その後何らかの理由によりまして4件の方が御辞退申し上げてきたということでございます。それに伴いますものが100万9,000円、それから申請後、リフォームの内容を変更して補助金の額が減額されたものが7件ほどございまして、これで38万5,000円の補助金の金額が変わりまして、合計139万4,000円の執行残ということでございます。

◇議 長 阿部住民福祉課長。

◇住民福祉課長 説明不足がございましたので、御説明申し上げます。医療用の備品でございますが、エックス線の画像読取装置、それからエックス線のフィルム自動現像機の備品購入に係る入札減ということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 ありがとうございます。155万3,000円の備品購入費の件です。より詳しくわかりたいと思っているのですが、最初の予算の割合からいって、これが入札による減だと。見積もり、その他との予算の措置の関係からいって、何か特別安くなった理由があるのかなという感じをするわけです。丁寧にもう一つだけ、お聞かせ願えるとありがたいと思っております。

なお、住宅リフォーム事業については、理解をいたしました。

◇議 長 阿部住民福祉課長。

◇住民福祉課長 予算措置の段階では、1社より見積もりをとりまして、それに基づいて予算を見るわけでございますけれども、今回2社で入札をやりまして、特にこれが原因という入札減の状況ではございません。

◇小島議員 わかりました。

◇議 長 そのほかありませんか。
1番、品田好博議員。

◇品田議員 5点ほど。53ページ、2款 総務費 情報公開及び個人情報保護審査会についてであります。次いで57ページ、職員研修事業。ページ73、4款 衛生費 自動体外式除細動器購入費補助金についてです。4番目、ページ85、7款 商工費 朝日ヶ丘公園管理費について。5番目、93ページ、8款 土木費 6項 住宅費につ

いてです。

総務費の情報公開及び個人情報保護審査会の補正でございますけれども、5万4,000円ほどあったと思いますが、2万8,000円の減と。これは、何回開かれたのでしょうか。また、案件はどのようなものだったか、お聞かせ願いたいと思います。

ページ57の職員研修事業については、昨年度も町長の執行方針にもあったようですが、これも6万8,000円ほど減額となっております。どの程度の職員が研修に参加したことになったのか。また、どのような研修内容であったか。

ページ73の衛生費です。自動体外式除細動器の補助金でございます。これも40万円ほど予算ではありましたが、マイナス30万円。1件のみとなったと思いますが、こういった施設に設置されたのか。

ページ85、7款 商工費 朝日ヶ丘公園管理費でございます。この芝張りの工事でございますけれども、2年度にわたって行くと。本年度も予算をつけられているようでございますけれども、この芝はこの業者からであったのか。また、過日の議会報告会でも、全国のパークゴルフ場を経験しているお方から質問がありました。その中で、レイアウトの変更をしていただきたいか、うちどもの内容が余りよくないとか、いろんな意見を頂戴したわけですが、そういったことにどのように対応できるような形でこの工事に踏み切っているのか。

ページ93の住宅費につきましては、風呂場の設置工事についてでありますけれども、これも5万6,000円ほど減額になっておりますけれども、どのようなスケジュールでこの工事が進められているのか。

この5点でございます。

◇議 長 竹内総務課長。

◇総務課長 53ページの情報公開及び個人情報保護審査会の関係ですけれども、予算は2回分を見ていたわけなんですけれども、1回の開催で終了してございます。

あと、職員の研修の関係の57ページなんですけれども、これにつきましては、定住自立圏の関係で網走市と研修を一緒に開催する予定で、ある程度予算を組んでいましたけれども、その金額が下がったりしております。ただ、職員の人数等は、今資料を取りそろえておりますので、後ほど御説明申し上げます。

それから、73ページの一番上の自動体外式除細動器購入補助金につきましては、当初入浴施設にだとか、旅館のほうに、町内の旅館4件を予定しておりましたけれども、最終的に1件の入浴施設の関係のところ申し込まれて、そこに10万円助成するということになりましたので、30万円を減額するということでございます。1件対象としております。

◇議 長 福田産業課長。

◇産業課長 パークゴルフ場の芝の関係でございますけれども、道東の芝の業者が専用の芝ということで、張り芝でございます。その後のコースの関係につきましては、これから協議をしてまいりたいというふうに思っております。

◇議 長 藤田住民課長。

◇住民課長 93ページ、町営住宅浴槽設置工事56万9,000円の減額の関係でございます。この工事につきましては、住宅に浴槽が設置されていないところに浴槽を設置するというものでございまして、退去された後に浴槽が設置されていない住宅について浴槽と、それから三カ所給湯ができるように配管を設置するという工事でございます。当初予算の中では、10戸予算のほうを計上しておりましたけれども、実際に退去した後、工事を行った戸数については10戸でございます。内容といたしましては、浴槽設置、給湯の配管を行ったものが6戸、浴槽のみの設置が3戸、配管のみの設置が1戸ということで、工事の内容が変更といいますか、一部していないものもございまして減額というようなことになってございます。

以上でございます。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 まず、情報公開及び個人情報保護審査会の件なんですけれども、答弁漏れがあったかにと思いますが、案件は1回ということなんですけれども、その案件内容。

◇議 長 竹内総務課長。

◇総務課長 情報公開の関係につきましては、特に案件はございませんでした。今回の開催につきましては研修を兼ねて、いろいろ案件がない場合でも、情報公開に関する研修を委員さんに、事例とかお話をして開催したり、施設等の見学とか、そういうことを開催して、特に案件はございませんでした。あと、研修の内容なんですけれども、全体研修、いろいろ初任者研修だとか、中級研修だとかあるのですけれども、職員全体を対象にした研修というのは、その中で3回ほどございまして50人ほど出席してございます。あと、この中で大きく金額が減少している部分につきましては、研修の旅費の部分で、これの当初予定していた人数が予定よりも減っておりまして、そういう関係で金額が主に、研修旅費が減っているということでございますので、御理解願います。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 案件がなくて開いたと。どういうふうに質問していいか、わからないのですけれども。そういう要求はなかったというふうな報告程度であったと、こういうふうに解釈していいのですか。

2番の職員研修なんですけれども、充実した研修云々というふうな、本年度も同じような執行方針であったのだけれども、参加者が見込んだより少ないとか、どうも目的がはっきりしないで研修事業というものを考えているのかなというふうな感じをするわけなんですけれども。何か、自分で研修の事業計画を立てないで、外来的な意味で何かあった場合は研修に行くとか、そういう感じで研修事業を捉えているというふうに認識してよろしいのですか。

◇議 長 竹内総務課長。

◇総務課長 旅費の減の内訳を説明しなければいけないのですが、北海道との職員の交流研修をやっておりまして、今1名を北海道に派遣しております。その研修の年齢だとか、そういうことによって金額が違ってくるのですが、北海道との派遣研修の金額を、ちょっと当初は多く見積もってやっておりまして、その分が40万円ほど大きく占めております。それで、ほかの研修につきましては、例えばことしですと、自治大学校にもやっておりますし、先ほど言いました北海道の研修にもやっておりますし、いろいろな法制の研修だとか、いろんな研修も当初の目的どおりある程度やっておりますので、研修内容は今回の執行方針にもありますけれども、年々、町長に理解をしていただいて研修費は多くつけていただいているような状況で、その範囲内で取り組んでおりますので御理解願いたいと思います。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 3番目のことでございますけれども、自動体外式除細動器。これも入浴施設1件ということで、あとの方は断られたということではよろしいのですか。考えてみるとか、そういうことではなかったというふうに理解してよろしいですか。

◇議 長 竹内総務課長。

◇総務課長 いろいろとお話に行き、お聞きしたりして要請はしたのですが、やはり元になる金額が四十万、五十万円とかかかる、その程度によりますけれども、購入金額が大きいことが、なかなか整備してもらえないような状況でした。いずれにしても、いろいろと要請に行ったのですが、1件で終わったということでございます。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 グループホームに関しては、火災報知機などの補助もいたしたというふうな記憶を持っております。そういう説得の中で、これはつけていただきたい、置いていただきたいというふうに、やっぱり要請をしてもらいたかったなど。グループホームで火事がまた起きまして、火災についてはかなり世論も敏感でありますけれども、この体外式除細動器においても同じような意味合いがあるだろうと、そういうことでもありますので、もう少し根強く要請活動を行っていくべきではないかというふうに思いますが、いかがですか。

◇議 長 竹内総務課長。

◇総務課長 おっしゃられるとおり、各民間の方もこういう助成がなくても準備、用意しているところは、各戸に見られております。ある程度、予算を持っておりますので、

いろいろと要請はしましたけれども、こういう結果になって残念とは思いますが、とりあえず1件だけは取り組んでくれたということでございます。今後とも、そういう必要性をいろいろアピールしていきたいなと思っております。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 朝日ヶ丘の公園管理費でございますけれども、今、課長さんの答弁でありましたけれども、でき上がり当初からレイアウトの問題といいますか、利用者から、また、特に町外の方から、無駄の多い回り方をさせられているということで、大変クレームが長く続いていたことは承知のことだと思います。今、そんなことで、この工事を同時にレイアウトの更新も含めて、芝の張りかえ工事をやれば大変よかったのかなと、このように思いますが、近々そういうことは考えておられますか。

◇議 長 福田産業課長。

◇産業課長 この朝日ヶ丘のパークゴルフ場の芝の張りかえ工事は4ホールございまして、3カ年で計画をしているところでございます。平成24年度につきましては9ホールが終了し、平成25年度の秋からまた工事ということで計画しておりますけれども、皆様からそのような御意見、要望が聞こえてきておりますので、秋の工事までにそういうのが可能なのか、また、利用者の意見を聞いて検討してまいりたいというふうに思っております。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 わかりました。よろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、今、課長から答弁がありました。退去された方々からやってくと、こういうことですね。これは、退去されなくても入れるということは考えていないということで、よろしいんでしょうか。

◇議 長 藤田住民課長。

◇住民課長 退去された方について浴槽等を設置していくということで、考えております。まだ設置されていない住宅等もございますので、今後も継続して対応してまいりたいというふうに考えております。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 たまたま、公園公住に入っている障がい者の方でありますけれども、この寒い中、ひまわり温泉によく来られているわけで、歩いてきています。往復歩きです。「大変だね。」という話をかけたのですが、お風呂が欲しい。」と言ったら、「欲しい。」と、こういうふうにおっしゃったものですから、何とかならないのかというふうに現場の方にお話をさせてもらいましたけれども、答えは退去なさった方が

投げていくのを廃棄しないで、それを持っていつてつけることは可能だというふうなことを聞きましたので、それでも結構だからつけてやってくれないかという話をした経緯があります。そういった、やっぱりニーズといいますか、同じ事業をやるのであれば、今喜んでもらうという、そういう方向性といいますか、スタンスで考えられないでしょうか。

◇議 長 藤田住民課長。

◇住民課長 そういったような要望がございましたら、こちらのほうでも検討させていただきながら対応させていただきたいというふうに思います。
以上です。

◇品田議員 終わります。

◇議 長 そのほかありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第4号 平成24年度大空町一般会計補正予算(第7号)を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第4号 平成24年度大空町一般会計補正予算(第7号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第5号

◇議 長 日程第11、議案第5号 平成24年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。
大槻福祉課長。

◇福祉課長 議案書119ページをお開きください。「議案第5号 平成24年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」
平成24年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ944万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億7,188万6,0

00円とする。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月7日提出 大空町長 山下英二

121ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。

1款 国民健康保険税に13万2,000円を追加、2款 国庫支出金から3,154万8,000円を減額、3款 療養給付費交付金から636万1,000円を減額、5款 道支出金に1,700万8,000円を追加、6款 共同事業交付金から3,134万8,000円を減額、8款 繰入金に6,106万円を追加、10款 諸収入に50万2,000円を追加いたしまして、歳入合計は944万5,000円を追加し、11億7,188万6,000円とするものでございます。

122ページ、歳出でございます。1款 総務費から72万2,000円を減額、2款 保険給付費から4,121万7,000円を減額、7款 共同事業拠出金に175万2,000円を追加、8款 保健事業費から36万8,000円を減額、9款 財政調整基金費に5,000万円を追加いたしまして、歳出合計は944万5,000円を追加し、歳入合計と同額とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より説明申し上げますので、130、131ページをお開きください。今回の補正予算につきましては、平成24年度最後の定例会であることから、歳入歳出額の精査を行い増額や減額を行ったところでございます。説明に当たりましては、執行残に係ります減額の説明は省略をさせていただきます。増額部分を主に説明させていただきますので、御了承賜りますようお願いいたします。

1款 1項 1目 一般管理費 12節 役務費の郵便料に2万7,000円、13節 委託料に国保システム改修委託料として21万円の追加でございます。70歳から74歳の医療費自己負担割合を2割から1割に変更する特別措置を継続することとなったため、保険者証の更新通知をするため郵便料とシステム改修費に追加するものでございます。

2款 1項 3目 一般被保険者療養費に75万円の追加でございます。一般被保険者療養費に不足が予想されますことから追加するものでございます。

132、133ページ、7款 1項 4目 保険財政共同安定化事業拠出金に356万円を追加でございます。平成24年度分拠出金の額の確定に伴い追加するものでございます。

9款 1項 1目 財政調整基金費 25節 積立金に国民健康保険基金積立金として5,000万円の追加でございます。本年度の国民健康保険税率につきましては、課税の根拠となる所得が減少したこと、並びに国からの補助金である普通調整交付金が平成22年度、平成23年度と不交付であり、本年度も交付の見込みがないことから、税率の引き上げをさせていただいたところでございます。しかし、税率の引き上げだけでは国保会計の収支がとれないことから、国民健康保険基金からの取り崩しを行い、収入の均衡を図ったところでございます。その結果、今回の補正後の基金残高は、1,230万円と大幅に減少する見込みとなっております。基金の設置目的のいたしましては、所得の前年度格差による保険税収入の上がり下がり进行调整すること、2点目といたしましては、突発的な医療費の増加に対応することの2点が挙げられま

す。基金残高が減少しますと、基金の設置目的を達成することができなくなりますことから、国民健康保険会計の安定的運営を考慮し、一般会計より法定外の繰り入れとして5,000万円を繰り入れし、同額を国民健康保険基金に積み立てを行おうとするものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので126、127ページをお開きください。1款 1項 1目 一般被保険者国民健康保険税に169万6,000円、2目退職被保険者国民健康保険税から156万4,000円の減額でございます。実績見込みにより増額、減額するものでございます。

2款 国庫支出金、128ページ、129ページ、3款 療養給付費交付金につきましては、実績見込みにより増額、減額するものでございます。

5款 2項 1目 1節 財政調整交付金ですが、普通調整交付金から2,821万4,000円の減額でございます。補助率の改正により減額するものでございます。特別調整交付金に4,585万7,000円の追加でございます。補助率の改正により、増額及び共同事業拠出金の額確定に伴う拠出金超過費補填分の追加によるものでございます。

8款 1項 1目 1節 一般会計繰入金として5,126万3,000円の追加でございます。保険税の軽減相当額を一般会計から繰り入れる保険基金安定繰入金の額が確定したことから、126万3,000円の追加でございます。5,000万円につきましては、歳出で説明申し上げましたように国民健康保険基金に積み増しを行うため追加するものでございます。2項 1目 1節 国民健康保険基金繰入金に979万7,000円の追加でございます。今回の補正財源として繰り入れるものでございます。今回の補正によりまして、国民健康保険基金からの繰入額は5,052万3,000円となり、本年度末基金残高見込みといたしまして1,230万円に、さきの説明で申し上げました5,000万円を追加いたしまして、6,200万円と見込んでいるところでございます。

10款 3項 3目 1節 一般被保険者返還金に50万8,000円の追加でございます。第3者加害行為に伴う返還金が確定したことから、追加するものでございます。

以上、補正予算の内容について説明申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 平成24年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 平成24年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第6号

◇議 長 日程第12、議案第6号 平成24年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大槻福祉課長。

◇福祉課長 議案書135ページをお開きください。「議案第6号 平成24年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」

平成24年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ389万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億347万9,000円とする。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月7日提出 大空町長 山下英二

137ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。

1款 後期高齢者医療保険料に500万を追加、2款 繰入金から123万7,000円を減額、3款 繰越金に13万3,000円を追加いたしまして、歳入合計は389万6,000円を増額し、1億347万9,000円とするものでございます。

138ページ、歳出でございます。1款 総務費から23万9,000円を減額、2款 後期高齢者医療広域連合納付金に413万5,000円を追加いたしまして、歳出合計は389万6,000円を増額し、歳入合計と同額とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より説明申し上げますので、144、145ページをお開きください。1款 1項 1目 一般管理費 9節 旅費 12節 役務費から19万2,000円、2項 1目 徴収費 12節 役務費から4万7,000円を減額するものでございます。後期高齢者医療保険者証や納付書の送付に要する郵便料が、当初見込んでいた単価より安く済んだことから減額するものでございます。

2款 1項 1目 後期高齢者医療広域連合納付金 19節 負担金補助及び交付金に後期高齢者医療広域連合納付金として413万5,000円の追加でございます。歳入で後期高齢者医療保険料が追加となったため、追加するものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので142ページ、143ページをお開きください。1款 1項 1目 1節 特別徴収保険料から44万7,000円の減額、2目 普通徴収保険料 1節 現年度分に544万7,000円の増額でございます。実績見込みにより増額、減額するものでございます。

2款 1項 1目 1節 事務費繰入金から75万8,000円の減額でござい

す。財政調整のため減額するものでございます。2目 1節 保険基盤安定繰入金から47万9,000円の減額でございます。実績により減額するものでございます。

3款 1項 1目 1節 前年度繰越金に13万3,000円を追加するものでございます。前年度繰越金を予算化するものでございます。

以上、補正予算の内容について説明申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号 平成24年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 平成24年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第7号

◇議 長 日程第13、議案第7号 平成24年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

大槻福祉課長。

◇福祉課長 議案書147ページをお開きください。「議案第7号 平成24年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)」

平成24年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,239万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億5,147万3,000円とする。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月7日提出 大空町長 山下英二

149ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。

1款 保険料から15万9,000円を減額、3款 国庫支出金に1,054万円を追加、4款 支払基金交付金に1,229万3,000円を追加、5款 道支出金に

1,092万9,000円を追加、7款 繰入金に878万7,000円を追加いたしまして、歳入合計は4,239万を追加し、6億5,147万3,000円とするものでございます。

150ページ、歳出でございます。2款 保険給付費に4,239万円を追加いたしまして、歳入合計は4,239万円を追加し、歳入合計と同額とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より説明申し上げますので、156、157ページをお開きください。2款 1項 1目 居宅介護サービス給付費に1,157万5,000円を追加してございます。デイサービスやデイケア、短期入所の利用者が当初予定を上回るため追加するものでございます。2目 施設介護サービス給付費に2,345万8,000円を追加してございます。特別養護老人ホームや老人保健施設の利用者がふえたため追加するものでございます。3目 居宅介護福祉用具購入費に7万円、4目 居宅介護住宅改修費に23万5,000円、2項 1目 介護予防サービス給付費に298万5,000円、3目 介護予防住宅改修費に19万5,000円の追加でございます。利用者の増加により追加するものでございます。3項 1目 審査支払手数料に2万6,000円、4項 1目 高額介護サービス給付費に111万5,000円、6項 1目 特定入所者介護サービス給付費に273万1,000円を追加してございます。介護サービス給付費の対象者や給付費がふえたため追加するものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので154、155ページをお開きください。1款 1項 1目 1節 介護保険料現年課料分から27万2,000円の減額、2節 滞納繰越分に11万3,000円を追加してございます。実績見込みにより増額、減額するものでございます。

3款 1項 1目 1節 現年度分介護納付費負担金に714万9,000円、2項 1目 1節 現年度分調整交付金に339万1,000円。4款 1項 1目 1節 現年度分介護給付費交付金に1,229万3,000円、5款 1項 1目 1節 現年度分介護給付費負担金に662万7,000円。3目 1節 交付金に430万2,000円。7款 1項 1目 1節 介護給付費繰入金に529万9,000円の追加でございます。歳出で説明申し上げましたように、給付費が増額となったため追加するものでございます。2項 1目 1節 介護保険基金繰入金に348万8,000円の追加でございます。今回の補正財源の調整のため繰入額を追加するものでございます。

以上、補正予算の内容について説明申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号 平成24年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 平成24年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第8号

◇議 長 日程第14、議案第8号 平成24年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大槻福祉課長。

◇福祉課長 議案書159ページをお開きください。「議案第8号 平成24年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第2号）」

平成24年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ853万9,000円とする。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月7日提出 大空町長 山下英二

161ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。

1款 サービス収入に116万7,000円を追加、2款 繰入金から146万5,000円を減額、3款 繰越金に25万7,000円を追加いたしまして、歳入合計は4万1,000円を減額し、853万9,000円とするものでございます。

162ページ、歳出でございます。1款 サービス事業費から4万1,000円を減額いたしまして、歳出合計は4万1,000円を減額し、歳入合計と同額とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より説明申し上げますので、168、169ページをお開きください。1款 1項 1目 介護予防支援事業費 13節 委託料ですが、介護予防支援計画作成委託料から4万1,000円の減額でございます。町外利用の介護予防計画作成が見込みより下回ったため、減額するものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので166、167ページをお開きください。1款 1項 2目 1節 介護予防サービス計画収入に116万7,000円の追加でございます。介護予防サービス計画の作成が当初予定よりふえたため、増額するものでございます。

2款 1項 1目 一般会計繰入金から146万5,000円を減額でございます。収入がふえ、歳出が減額となったため財政調整のため減額するものでございます。

3款 1項 1目 1節 前年度繰越金に25万7,000円の追加でございます。
前年度繰越金を予算化するものでございます。

以上、補正予算の内容について説明申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第8号 平成24年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第2号)を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第8号 平成24年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第9号

◇議 長 日程第15、議案第9号 平成24年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
伊藤建設課長。

◇建設課長 議案書171ページでございます。「議案第9号 平成24年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)」

平成24年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ823万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億6,322万2,000円とする。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条 地方債の変更及び廃止は、「第2表 地方債補正」による。
平成25年3月7日提出 大空町長 山下英二

172ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款 使用料及び手数料に8万7,000円を追加、2款 国庫支出金から24万2,000円を減額、4款 繰入金に201万3,000円を追加、5款 繰越金に540万8,000円を追加、7款 町債から1,550万円を減額し、歳入合計は823万4,000円

を減額し、3億6,322万2,000円とするものでございます。

173ページ、歳出でございます。1款 総務費から754万9,000円を減額、2款 公債費から68万5,000円を減額し、歳出合計は同じく823万4,000円を減額し、歳入合計と同額とするものでございます。

174ページの第2表 地方債補正でございます。1 変更でございます。起債の目的、女満別本町地区簡易水道事業債、限度額3,300万円から1,100万円を減額し、2,200万円とするものです。補正の理由につきましては、起債の対象となる事業につきまして東日本大震災に関連する事業分であります、緊急防災・減債事業として事業採択を受けることとなりましたことから、起債の借り入れにつきましては一般会計において行うため、減額するものでございます。

起債の目的、女満別高台地区簡易水道事業債、限度額630万円から100万円を減額し、530万円とするものでございます。補正の理由といたしましては、事業費の額の確定により減額するものでございます。

以上申し上げました2本の事業債につきましては、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、いずれも変更はございません。

2 廃止でございます。起債の目的、東藻琴地区簡易水道事業債につきましては、本年度予定をいたしておりました配水管布設工事につきまして、精査の上、先送りとしたことから廃止するものでございます。

続きまして、175ページ以降、歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、先に歳出から御説明を申し上げますので、180、181ページをお開き願います。

1款 1項 1目 一般管理費、簡易水道一般管理事業につきましては、全体で161万5,000円を追加するものでございます。9節 旅費 6万7,000円の減額から、13節 委託料5万9,000円の減額までにつきましては、予算精査による減額でございます。27節 消費税及び地方消費税184万円の追加につきましては、課税仕入れの額が減少したことによりまして消費税の増額補正ということになってございます。

1款 2項 1目 施設管理費、簡易水道施設管理費につきましては、全体で241万8,000円を減額するものでございます。11節 需用費5万3,000円の減額、12節 役務費105万5,000円の減額につきましては、電気料及び水質検査料に係る予算精査による減額でございます。13節 委託料42万6,000円の減額、15節 工事請負費3万円の減額、18節 備品購入費85万4,000円の減額につきましては、それぞれ執行残に伴う減額でございます。

1款 2項 2目 建設改良費、女満別本町地区簡易水道事業につきましては、全体で208万6,000円の減額でございます。13節 委託料50万円の減額、15節 工事請負費156万4,000円の減額につきましては、執行残に伴う減額となっております。女満別高台地区簡易水道整備事業につきましては、全体で116万円の減額でございます。13節の委託料5万5,000円の減額、15節 工事請負費102万7,000円の減額につきましては、執行残に伴う減額ということになってございます。

182ページ、183ページになってございます。東藻琴地区簡易水道整備事業につきましては、350万円の減額でございます。先ほど地方債補正で説明したとおりでございます。

2款 1項 2目 利子、地方債償還利子につきましては、68万5,000円の減額でございます。地方債利子償還金の利率確定に伴う減額補正でございます。

続きまして、178ページ、179ページ、2歳入でございます。1款 1項 1目 手数料、工事検査手数料につきましては8万7,000円の追加でございます。新設や撤去などの増によるものでございます。

2款 1項 1目 国庫補助金、簡易水道施設整備費補助金につきましては、24万2,000円の減額でございます。補助金の確定による減額でございます。

4款 1項 1目 一般会計繰入金は歳出増に伴いまして、201万3,000円を一般会計から繰り入れるものでございます。

5款 1項 1目 繰越金、前年度繰越金につきましては540万8,000円を追加でございます。平成23年度決算における繰越金の確定によるものでございます。

7款 1項 1目 簡易水道事業債は、女満別本町地区簡易水道事業債1,100万円の減額、女満別高台地区簡易水道事業債は100万円の減額、東藻琴地区簡易水道事業債は350万円の減額でございます。地方債補正で説明をさせていただいたとおりでございます。

以上、補正予算の内容につきまして御説明をさせていただきましたので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号 平成24年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 平成24年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◇議 長 ここで10分間休憩します。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

鈴木事務局長。

◇**事務局長** 諸般の報告を行います。

小島一弘議員から欠席の届け出がなされております。したがって、ただいまの出席議員は11名となっております。

以上、諸般の報告を申し上げます。

◎**日程第16 議案第10号**

◇**議長** 日程第16、議案第10号 平成24年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤建設課長。

◇**建設課長** 議案書185ページでございます。「議案第10号 平成24年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」

平成24年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,838万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億4,142万5,000円とする。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成25年3月7日提出 大空町長 山下英二」

186ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款 分担金及び負担金に33万9,000円を追加、3款 国庫支出金に1,087万3,000円を減額、5款 繰入金から596万8,000円を減額、6款 繰越金に272万1,000円を追加、8款 町債から1,460万円を減額し、歳入合計は2,838万1,000円を減額し、3億4,142万5,000円とするものでございます。

187ページ、歳出でございます。1款 総務費から2,779万5,000円を減額、2款 公債費から58万6,000円を減額し、歳出合計は同じく2,838万1,000円を減額し、歳入合計と同額とするものでございます。

188ページ、第2表 地方債補正、1 変更でございます。起債の目的、下水道事業債、限度額3,800万円から1,460万円を減額し、2,340万円とするものでございます。補正の理由につきましては、事業費の減及び入札執行残による減額補正でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

続きまして、189ページから、歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、先に歳出から御説明を申し上げますので、194、195ページをお開き願います。

1款 1項 1目 一般管理費、下水道一般管理事業につきましては、全体で5万9,000円の追加でございます。8節 報償費1万6,000円の減額から、19節 負担金補助及び交付金1万4,000円の減額までにつきましては、精算によ

る減額でございます。27節 消費税及び地方消費税13万4,000円の追加につきましては、課税仕入れの額が減少したことによる消費税の増額補正でございます。

1款 1項 2目 施設管理費、下水道施設管理費につきましては、全体で45万7,000円の減額でございます。12節 電話料20万円の減額、13節 委託料25万7,000円の減額につきましては、執行残及び精算による減額でございます。

1款 1項 3目 建設改良費、污水管渠布設事業につきましては、全体で466万8,000円の減額でございます。13節 委託料57万3,000円の減額、15節 工事費405万9,000円の減額につきましては、執行残に伴う減額でございます。改築更新事業につきましては、全体で2,272万9,000円の減額でございます。13節 委託料33万5,000円の減額、15節 工事請負費2,235万2,000円の減額につきましては、執行残に伴う減額でございます。

2款 1項 1目 元金につきましては、財源の振りかえでございます。

2款 1項 2目 利子、地方債償還利子58万6,000円の減額につきましては、地方債利子償還金の利率確定に伴う減額補正でございます。

続きまして、192ページ、193ページでございます。2 歳入でございます。

1款 1項 1目 受益者負担金等33万9,000円の追加につきましては、負担金の一括納付による増でございます。

3款 1項 1目 社会資本整備総合交付金、公共下水道事業交付金1,087万3,000円の減額につきましては、交付金の額の確定によるものでございます。

5款 1項 1目 一般会計繰入金につきましては、歳出減に伴い596万8,000円を一般会計へ戻し入れするものでございます。

6款 1項 1目 繰越金、1節の前年度繰越金272万1,000円の追加につきましては、前年度の繰越金全額を繰り入れするものでございます。

8款 1項 1目 下水道事業債1,460万円の減額につきましては、地方債補正で説明いたしましたとおりでございます。

以上、補正予算の内容につきまして御説明をさせていただきましたので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号 平成24年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 平成24年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第

2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第11号

◇議 長 日程第17、議案第11号 平成24年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤建設課長。

◇建設課長 議案書197ページでございます。「議案第11号 平成24年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第2号)

平成24年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ68万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,961万7,000円とする。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月7日提出 大空町長 山下英二」

199ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款 使用料及び手数料から7万5,000円を減額、2款 繰入金から60万5,000円を減額し、歳入合計は68万円を減額し、2,961万7,000円とするものでございます。

200ページ、歳出でございます。1款 総務費から68万減額し、歳出合計は同じく68万円を減額し、歳入合計と同額とするものでございます。

続きまして、201ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、先に歳出から御説明を申し上げますので、206、207ページをお開きください。

1款 1項 1目 施設管理費、個別排水処理施設管理費は、全体で68万円の減額であります。12節 役務費3万1,000円の減額から15節 工事請負費51万5,000円の減額まで、予算精査によるものでございます。

続きまして、204ページ、205ページ、2 歳入でございます。1款 1項 1目 個別排水使用料7万5,000円の減額につきましては、住宅の建てかえ等によりまして一時的に浄化槽の使用を休止したことによるものでございます。

2款 1項 1目 一般会計繰入金の減額につきましては、歳出減に伴いまして60万5,000円を一般会計へ戻し入れするものでございます。

以上、補正予算の内容につきまして御説明いたしましたので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号 平成24年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 平成24年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第2号

◇議 長 日程第18、議案第2号 大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山本総務課参事。

◇総務課参事 議案書の7ページをお開き願いたいと思います。「議案第2号 大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年3月7日提出 大空町長 山下英二」

変更箇所につきまして、御説明を申し上げます。議案書の9ページ目をお開き願いたいと思います。変更後につきましては、左側の頁をごらん願いたいと思います。1つ目につきましては、基盤整備農業事業の上から5行目です。女満別湖南昭和地区農地整備事業、客土、暗渠排水、区画整理、農地保全につきまして整備を行うものです。この事業は、平成25年から平成33年までの実施事業でありまして、合わせて7,000万円の事業となっております。

続きまして、議案書の11ページ目をお開き願いたいと思います。11ページ目の一番下の欄でございます。農道の部分です。先ほども説明しました同じ地域でございまして、女満別湖南昭和地区農地整備事業の農道の部分でございます。これにつきまして、1,740メートルの事業につきまして、これは平成25年度の単年度事業で、測量にかかわりまして2,000万円の事業となっております。

続きまして、12ページ目をお開き願いたいと思います。12ページの一番下の欄でございます。新たに追加をしております。PCB廃棄物については、人の健康や生活環境に影響を及ぼすおそれがあることから、安心で安全な町民の生活を維持するため、現在保管しているPCBを含む廃棄物を、専門の事業者において適切に処理する必要があります。この頁を追加しております。

続きまして、13ページ目です。13ページ目では、先ほど説明したPCBにかかわります項目を新たに1つ追加をしております。

続きまして、14ページ目でございます。14ページ目の一番下でございます。これも、先ほど説明しましたPCBにかかわるものでございます。「PCB廃棄物処理事業、町内公共施設で使用していたPCBを含む廃棄物について適切に処理し、町民の安心で安全な生活を確保する。」というのを追加しております。これにつきましても平

成25年度の単年度事業で、委託につきましては3,542万円の予定でございます。

続きまして、15ページ目でございます。15ページ目の病院の欄でございます。北見赤十字病院改築工事負担金としまして、これはオホーツク管内の市町村で応分を負担するものでございまして、平成25年度単年度事業で大空町としましては、1,506万4,000円の負担をする予定となっております。

続きまして、16ページ目でございます。16ページ目の一番下の欄でございますが、新たに「集会施設、体育施設等の整備」を追加するものでございます。

続きまして、17ページ目をお開き願いたいと思います。今、説明しました集会施設、体育施設の整備につきましてかかわるものでございます。下から3番目、東藻琴中央会館整備事業でございます。これにつきましては、雨漏りなど老朽化の激しい東藻琴中央会館の解体整備を行いまして、コミュニティーの活動を円滑に進めるものでございます。この事業につきましては、平成25年度の単年度事業でございまして、改築整備に3,326万1,000円の事業予定でございます。

以上、変更箇所につきまして御説明申し上げましたので、御審議願いますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎日程第19 議案第12号

◇議 長 日程第19、議案第12号 美幌地域3町障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大槻福祉課長。

◇福祉課長 議案書の209ページをお開きください。「議案第12号 美幌地域3町障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更について

美幌地域3町障害程度区分認定等審査会共同設置規約を別紙のとおり変更したいので、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求める。

平成25年3月7日提出 大空町長 山下英二」

議案書211ページは、美幌地域3町障害程度区分認定等審査会共同設置規約の一部を改正する規約でございます。美幌地域3町障害程度区分認定等審査会は、障害者自立支援法に定める介護給付費等の支給に関する障害程度区分の審査及び判定を行うことを目的として、美幌町、津別町、大空町の3町で共同設置しているものでございます。

それでは、改正の内容を説明申し上げますので、参考資料11ページをお開きください。今回の改正につきましては、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえ、

地域社会における共生の実現に向けた新たな障害保健福祉施策を講ずるため、関係法律の整備について定める「地域社会における共生の実現に向けた新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が平成24年6月に成立し、公布されました。同法の成立により、「障害者自立支援法」の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められたことから、美幌地域3町障害程度区分認定審査会共同設置規約第1条中、「障害者自立支援法」とあるのを「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものでございます。施行日は、法律の施行日であります平成25年4月1日とするものでございます。

なお、美幌地域3町障害程度区分認定等審査会は、地方自治法第252条の7の規定により設置された審査会でありますことから、規約の改正について議会の同意を得ようとするものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎日程第20 議案第13号

◇議 長 日程第20、議案第13号 大空町暴力団排除条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田住民課長。

◇住民課長 議案書の213ページをお開き願います。「議案第13号 大空町暴力団排除条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成25年3月7日提出 大空町長 山下英二」

215ページをお開き願います。大空町暴力団排除条例を215ページから218ページのほうに記載してございます。条例の概要等につきまして、御説明を申し上げます。現在の暴力団の活動は、行政を対象とする暴力や振り込め詐欺等による資金獲得活動など、その形態は多様化、巧妙化している状況にあります。こうした動きを受けて国では、平成20年に「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」を改正し対策の強化を図り、また、平成24年の改正では、国・地方公共団体・事業者の責務が整備され、指定暴力団等を入札に参加させないための措置を講じるほか、事務事業における暴力団員の不当な行為の防止等に努めることとされました。北海道では平成23年4月に「北海道暴力団排除条例」を施行し、暴力団の排除に関する総合的な施策の強化を図っており、その後、北海道内各市町村において条例の整備が進められているところでございます。

大空町では、公共施設の利用や町営住宅への入居にかかわる制限、町の事務事業に対する不当要求行為等の防止、公共工事の指名基準に関することについて、条例・規則等で、暴力団の排除に関する取り組みを進めてきております。

今回のこの暴力団排除条例につきましては、暴力団が町民に身近な生活や社会経済活動、青少年の健全育成に悪影響を及ぼすことから、町民、事業者、町が一体となり、さらには北海道や北海道警察等と連携を図りながら社会全体で暴力団を排除するため、「暴力団の排除に関する条例」を制定し、町民が安心して暮らすことができる社会を実現することを目的として制定するものでございます。

また、暴力団排除に関します基本理念につきましては、暴力団が町民生活や事業活動に不当な影響を与える存在であるという認識のもとに、「暴力団を恐れないこと」、「暴力団に資金を提供しないこと」、「暴力団を利用しないこと」の3点としております。その他、町の責務、不当要求行為への対応、町の事務事業における措置、公の施設の利用、町民等に対する支援等について、この条例で定めるものであります。想定される暴力団及び暴力団員を大空町における社会経済活動に介入させないための排除対策として、この条例を整備するものであります。

この条例の施行日は、平成25年4月1日からとしてございます。

現在、各市町村におきまして条例を制定し、暴力団活動の抑止に努めておりますことから、本町におきましても条例を制定するものでございます。また、個別の例規におきまして、この条例と整合性を図る必要のあるものがございますが、先進市町村の取り組み情報等を入手しながら、関係課と連携し関係例規等の改正に速やかに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎日程第21 議案第14号

◇議 長 日程第21、議案第14号 大空町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇総務課長 議案書219ページをお開き願います。「議案第14号 大空町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成25年3月7日提出 大空町長 山下英二」

221ページをお開き願います。変更内容につきましては、参考資料により説明申

し上げます。参考資料の１３ページをお開き願います。地域主権一括法の施行に伴い、普通財産及び物品における国に対する寄附等の制限がなくなったために、その対象団体に「国」の文言を追加するものであります。地方公共団体の国等に対する寄附を原則禁止しておりました「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が改正され、寄附行為の禁止規定が削除されました。寄附に当たっては、地方公共団体の自主的な判断に委ねることとされました。第３条の１号と２号に規定をしております、「他の地方公共団体」を「国又は他の地方公共団体」に改めております。また、「当該地方公共団体」を「当該国又は地方公共団体」に改めております。第４条、第５条及び第６条に規定しております、「他の地方公共団体」を「国若しくは他の地方公共団体」の表現に改めております。

附則としまして、この条例は平成２５年４月１日から施行することとしております。以上、説明申し上げましたけれども、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎日程第２２ 議案第１５号

◇議 長 日程第２２、議案第１５号 大空町女満別高等学校生徒寄宿舍条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議案書の２２３ページでございます。「議案第１５号 大空町女満別高等学校生徒寄宿舍条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成２５年３月７日提出 大空町長 山下英二」

女満別高等学校生徒確保対策として、通学に困難な事情のある生徒を対象とした寄宿舍を平成２５年度より供用を開始することに伴い、条例を制定するものでございます。

２２５ページでございます。大空町女満別高等学校生徒寄宿舍条例の内容につきまして、御説明申し上げます。目的及び設置といたしましては、通学に困難な事情のある生徒が、北海道女満別高等学校へ進学する機会を確保し、もって大空町高等学校教育の充実及び発展に寄与することを目的とし、通学に困難な事情のある生徒の利用に供するため、寄宿舍を設置するものでございます。

寄宿舍の名称は、女満別高等学校生徒寄宿舍とし、現在、女満別高等学校同窓会に貸し付けている建物及び現在建設中の建物の２棟を対象としております。

寄宿舍の管理は、大空町教育委員会が管理し、寄宿舍に管理人、その他必要な職員

を置くこととしております。

寄宿舍の休日は、北海道学校職員の勤務時間等に関する条例に基づく、年末年始の休日と合わせており、また、必要に応じて臨時に開館、または休館をすることができることとしております。

寄宿舍を使用できる者は、女満別高等学校に在籍、または入学が決定している者であって、通学に困難な事情があると教育委員会が認めた者、その他教育委員会が特別な事情があると認めた者としております。

使用の許可は、寄宿舍を使用する者の保護者が教育委員会の許可を受けることとし、教育委員会は許可に際し、管理上必要な条件を付することができることとしており、また、使用制限の規定を設けております。

使用料は、寄宿舍の維持管理経費等を積算根拠とし、２２７ページの別表に記載のとおり、居室１カ月で一人当たり１万４、０００円と定めております。

また、一月当たりの使用期間が２０日に満たない場合は、料金を日割り計算をするとともに、使用料の減免、使用料の還付規定を設けております。

使用者がこの条例、規則、または使用許可の条件等に違反したとき、また、許可申請に偽りがあったときなどについては、状況に応じて使用許可の取り消し、使用停止、もしくは使用条件を変更し、または施設から退去を命ずることができるとともに、原状回復の義務、損害賠償の義務規定を設け、適正な寄宿舍の運営に努めていきます。

また、寄宿舍の管理運営上、必要があると認めた場合は、当該施設に関する業務の一部を委託することができることとし、舎監業務、調理業務については委託を予定しております。

附則といたしまして、この条例は、平成２５年４月１日から施行することにしております。

なお、施行規則につきましては、お手元に配付してございます参考資料１５ページに掲載してございます。規則では、条例の施行に関し必要な事項を定めており、使用許可の申請、許可、使用者の遵守事項等を定めるとともに、食費の規定を設けておりますのでごらんいただきたいと思います。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎日程第２３ 議案第１６号

◇議 長 日程第２３、議案第１６号 大空町東藻琴生涯学習センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

阿部住民福祉課長。

◇**住民福祉課長** 議案書の229ページをお開きください。「議案第16号 大空町東藻琴生涯学習センター条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成25年3月7日提出 大空町長 山下英二」

改正の内容について御説明申し上げます。東藻琴生涯学習センター2階において、小学校低学年の児童が下校後、留守家庭等になる児童の健全育成と福祉の充実を図るために、放課後児童対策事業を実施しております。放課後児童対策事業は、放課後と土曜日及び学校の長期休業期間に開設し、土曜日と長期休業期間中は、午前8時30分から午後6時まで開設していましたが、開設時間を8時に繰り上げてほしいとの要望があり、昨年7月の長期休業開始日から試験的に8時から開設してまいりました。7月26日から1月末日までの試行期間中、延べ336名の方に利用をいただき、うち182人、約60パーセントの方が8時から8時30分の間で来館されておりますことから、開設時間を変更するため条例改正をしようとするものでございます。

改正の内容につきましては、参考資料17ページ、「大空町東藻琴生涯学習センター条例の一部を改正する条例新旧対照表」により御説明申し上げますので、参考資料17ページをお開きください。第5条 開館時間及び休館日、第2号中「午前8時30分から」を「午前8時から」に改め、4月1日から施行するものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇**議 長** お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇**議 長** 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎日程第24 議案第17号

◇**議 長** 日程第24、議案第17号 大空町災害に伴う住家被害見舞金支給条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大槻福祉課長。

◇**福祉課長** 議案書233ページをお開きください、「議案第17号 大空町災害に伴う住家被害見舞金支給条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成25年3月7日提出 大空町長 山下英二」

大空町災害に伴う住家被害見舞金支給条例は、災害により自己の所有する家屋及び借家に居住し、被災した世帯主に見舞金を支給する基準を定めるものであり、市町村合併前から両町村で条例を有していましたが、合併調整により女満別の例により調整がされ、現在に至っております。見舞金額を決定してから相当の期間が経過していること、また、本年度防災計画の見直しが行われておりますので、あわせて近隣市町

村の支給金額を勘案し改正しようとするものでございます。

改正内容の説明は、参考資料１９ページ「大空町災害に伴う住家被害見舞金支給条例の一部を改正する条例新旧対照表」により説明を申し上げます。従前の条例では、居住用家屋の被害に対してのみ見舞金を支給することとしておりましたが、改正により災害により亡くなられた方がおられる場合は弔慰金を支給することと改正するため、題名中「住家被害見舞金」を「住家被害見舞金等」に、第１条中「世帯主」を「世帯主又は死亡した者の遺族」に、「災害見舞金」を「見舞金又は弔慰金」に改めます。第３条、第５条、第６条、第７条中、見出しを含め「災害見舞金」を「災害見舞金等」に改め、第３条表中、従前の表記を「住宅災害」とし、次に「死亡」、「弔慰金」、「死亡した者の遺族」を加えるものでございます。第５条の表を全部改め、全壊、流失、全焼 ２人以上世帯「９万５，０００円」を「１０万円」に、単身世帯「３万１，６６６円」を「５万円」に、半壊、半焼、２人以上世帯「５万７，０００円」を「６万円」に、単身世帯「１万９，０００円」を「３万円」に改め、「借家」区分を廃止し、「床上浸水」を「半壊、半焼」に統合し、死亡、１人につき「１０万円」を追加するものでございます。第６条第３号に支給除外として「大空町災害弔慰金の支給に関する条例に該当となったとき。」を加え、平成２５年４月１日より施行しようとするものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、よろしく御審議下さいますようお願い申し上げます。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

これによって、そのように決しました。

◎日程第２５ 議案第１８号

◇議 長 日程第２５、議案第１８号 大空町日常生活用具給付事業に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大槻福祉課長。

◇福祉課長 議案書２３７ページをお開きください。「議案第１８号 大空町日常生活用具給付事業に関する条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成２５年３月７日提出 大空町長 山下英二」

大空町日常生活用具給付事業に関する条例は、要援護老人、ひとり暮らし老人、または難病患者に対し、日常生活の便宜を図るための用具を給付する事業であり、今回の改正はさきの議案第１２号で説明申し上げました、法律の改正に伴い改正するものでございます。

改正の内容説明は、参考資料２１ページ「大空町日常生活用具給付事業に関する条

例の一部を改正する条例新旧対照表」により説明申し上げますのでお開きください。

「障害者自立支援法」の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められたことから、第3条第3号、イ中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、平成25年4月1日より施行しようとするものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、よろしく御審議下さいますようお願い申し上げます

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎日程第26 議案第19号

◇議 長 日程第26、議案第19号 大空町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大槻福祉課長。

◇福祉課長 議案書の241ページをお開きください「議案第19号 大空町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成25年3月7日提出 大空町長 山下英二」

大空町乳幼児医療費の助成に関する条例は、医療費の一部を助成することにより疾病の早期診断と早期治療を促進し、もって乳幼児等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、小学校入学前の乳幼児に対しては、入院と外来の医療費、小学生につきましては、入院の医療費を受給者が負担すべき基本利用料等を控除した額を助成するものでございます。

今回の改正は、小学生の外来に係る医療費を新たに助成対象とすることにより、子育て世帯の経済的負担の軽減と子供の保健向上を図るものでございます。

改正の内容説明は、参考資料23ページ「大空町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表」により説明申し上げますので、お聞きいただきたいと思います。第6条中「ただし、満6歳に達する日後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者に対しては、入院及び指定訪問看護に係る助成額に限り、保護者に対して助成する。」を削り、平成25年4月1日より施行するものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、よろしく御審議下さいますようお願い申し上げます。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、

質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎日程第 27 議案第 20 号

◇議 長 日程第 27、議案第 20 号 大空町障がい者福祉センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大槻福祉課長。

◇福祉課長 議案書の 245 ページをお開きください。「議案第 20 号 大空町障がい者福祉センター条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 25 年 3 月 7 日提出 大空町長 山下英二」

今回の改正は、さきの議案第 12 号、議案第 18 号で説明申し上げましたように、法律の改正に伴い改正しようとするものでございます。

改正内容の説明は、参考資料 25 ページ「大空町障がい者福祉センター条例の一部を改正する条例新旧対照表」により説明申し上げますので、お開きいただきたいと思います。第 3 条第 1 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものでございます。法律の改正により法令名が変更となったものでございます。「共同生活介護」が「共同生活援助」に統合されたことから、改正前同条第 2 号を削り、同条第 3 号を第 2 号として「法第 5 条第 16 項」を「法第 5 条第 15 項」に改め、第 4 号を第 3 号とし、同号中「障害者自立支援法に基づく指定障害者福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第 219 条」については、地域主権一括法により都道府県条例で規定することとなったことから「北海道障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第 206 条」に改め、第 5 号を第 4 号とし、同号中「前 4 号」を「前 3 号」に改めるものでございます。第 4 条中「前条第 4 号」を「前条第 3 号」に改め、26 ページ、第 5 条第 2 号中「共同生活介護及び共同生活援助」を「共同生活援助」に改めるものでございます。

附則として、「この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 号を削る改正規定、第 3 条第 3 号の改正規定及び同号を同条第 2 号とする改正規定、第 3 条第 4 号の改正規定中同号を同条第 3 号とする部分の改正規定並びに第 3 条第 5 号から第 5 条第 2 号の改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。」と規定しております。法律の施行日が条文により異なるため、ただし書き以下で規定したものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、

質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎日程第28 議案第21号

◇議 長 日程第28、議案第21号 大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大槻福祉課長。

◇福祉課長 議案書249ページをお開きください。「議案第21号 大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成25年3月7日提出 大空町長 山下英二」

地域主権改革の観点から「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成23年6月15日に可決成立し、平成24年4月1日より施行されました。同法では、従前国において定められていた「指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員と指定地域密着型サービス事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者の申請者の法人格の有無に係る基準」について、市町村条例において定めることと改正されたところでございます。

改正の内容説明は、参考資料27ページ「大空町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表」により説明申し上げますのでお開きください。第18条の次に「指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準、第19条、法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人とする。2項 法第78条の2第4項第1号及び第115号の12第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。」を加え、改正前条例第19条を第20条に改めるものでございます。なお、条例で定めなければならない基準は、いずれも「従うべき基準」であり、国と異なる基準を設定することはできないことになっております。

附則として、平成25年4月1日より施行するものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎日程第29 議案第22号

◇議 長 日程第 2 9、議案第 2 2 号 大空町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大槻福祉課長。

◇大槻福祉課長 議案書 2 5 3 ページをお開きください。「議案第 2 2 号 大空町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてこのことについて、別紙のとおり提出する。

平成 2 5 年 3 月 7 日提出 大空町長 山下英二」

議案書 2 5 5 ページから 3 5 8 ページにつきましては、条例文でございます。新設条例であります、読み上げを省略させていただき、条例の概要を説明させていただきます。参考資料 2 9 ページをお開きください。地域主権一括法によって、介護保険法が一部改正され、指定地域密着型サービスの運営に必要な職員の配置基準や、居室面積等の設備基準などについて、町が条例で定めることができるようになりました。2 点目としては、指定地域密着型サービスの運営に必要な職員の配置基準や、居室面積等の設備基準を条例で定めるに当たっては、国が全国一律で定めている基準を十分に理解した上で、町の実情に応じた独自の基準を定めることができるようになったことから、本条例を制定するものでございます。

条例の考え方でございますが、指定地域密着型サービスの事業については、現在の職員の配置基準、居室の面積等の設備基準及び利用者の処遇等に関する運営基準については、すでに詳細な基準が定められており、その基準に基づき必要なサービスの提供がなされ、町内の各事業所において適切な設備整備と適正な事業運営がなされているところでございます。そのため、この条例においては、現在の国基準を参酌して定めることと考えています。町が独自に設ける基準でございます。国が示している参酌すべき基準については、全般的に国基準が妥当と判断し、現在の国基準内容としますが、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の居室定員のみ、町独自の基準とすることが適切と判断し、表にありますように、国の基準、居室定員につきまして、「一つの居室の定員は、1 人とすること。ただし、入所者へのサービス提供上、必要と認められる場合は、2 人とすることができる。」となっておりますのを、町独自基準といたしまして、「現在の国基準を原則とするが、入所者のプライバシー確保に配慮した措置がなされ、町長が必要と認める場合は、4 人以下とすることができる。」。理由といたしまして、利用者の費用負担等、多様なニーズに対応するため、多床室の整備が必要となる可能性があるためでございます。上記以外の部分につきましては、国基準どおりとしてございます。

参考資料 3 0 ページをお開きください。この条例で基準として定めている事業は、記載のとおり、①定期巡回・随時対応型訪問介護看護から、⑧複合型サービスまでの 8 サービスでございます。なお、町内で行われているサービスは、⑤認知症対応型共同生活介護を 2 事業所で運営されているところでございます。条例制定に当たって参考とした法令は、「介護保険法」、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」でございます。

条文の説明でございますが、条文全体として条例の内容は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」を参酌し定めております。第 2 章以下

では、サービスの種類ごとに人員、設備及び運営の基準を定めています。この中には、提供拒否の禁止、運営規程の策定といった複数のサービスに共通する項目と、各サービス独自の項目がありますが、事業者にとってのわかりやすさの観点から、1章ごとに、そのサービスについて必要な基準を規定しているところでございます。第1章 総則でございます。第1条は、この条例の趣旨を定めてございます。第2条は、この条例における用語の定義を行うもので、内容は基準省令のとおりとなっております。

参考資料3 1ページでございます。第3条で、指定地域密着型サービスの事業の一般原則を定めるものでございます。第2章から第9章までは、第2章以下では、サービスの種類ごとに人員、設備及び運営の基準を定めています。また、参考としてサービスの内容を簡単に説明しておりますので御参照いただきたいと存じます。

33ページ、施行期日は、附則第1条で第1次地域主権一括法による法の改正は、平成24年4月1日に既に施行されていますが、第1次地域主権一括法の附則第6条第2項により、施行の日から起算して1年を超えない期間内において、条例が制定されるまでの間は、厚生労働省令で定める基準が条例で定める基準とみなされております。そのため、施行日は平成25年4月1日から施行することとしてございます。経過措置として、附則第2条から第14条で過去の経過措置のうち、条例の施行後も適用があるものについて規定してございます。

参考資料3 4ページから39ページに、条例の3類型適用一覧を登載させて頂いております。左側に「条例見出し名」として定められている基準の項目を、上段見出しに第2章から第9章のサービス名を記載し、サービス名に対する基準を定めている条項を記載させて頂いております。また、サービス区分の右側に基準の類型を記載しております。国が定める基準に対して、「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」の3類型に分けられ、「参酌すべき基準」以外は国の基準と同じにすることとなっております。

その横に、町として参酌した結果を記載してございます。初めに説明しましたように、町が参酌し独自に決めた基準は、参考資料3 4ページの下から2行目「設備及び備品等」の第7章「地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護」の部分でございます。それ以外の部分につきましては、全て国の基準が妥当と判断したところでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

ここで10分間休憩します。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時20分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第30 議案第23号

◇議 長 日程第30、議案第23号 大空町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大槻福祉課長。

◇福祉課長 議案書の359ページをお開きください。「議案第23号 大空町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成25年3月7日提出 大空町長 山下英二」

議案書361ページから404ページは条例文でございます。条例の概要を説明させていただきますので、参考資料41ページをお開きください。条例制定の背景、条例の考え方、町独自の基準を設けない理由につきましては、先ほど議案第22号の説明と同様でございますので、省略をさせていただきます。

この条例で基準として定める事業は、①介護予防認知症対応型通所介護、②介護予防小規模多機能型居宅介護、③介護予防認知症対応型共同生活介護の3つのサービスでございます。なお、町内で行われているサービスは③介護予防認知症対応型共同生活介護を2事業所で運営をしているところでございます。

参考資料42ページをお開きください。条例の制定に当たり参考とした法令は、「介護保険法」、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」でございます。

条文の説明につきましては、先ほどの内容と同様でございますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

43ページ、施行期日でございます。附則第1条で、前条例で説明しました理由により平成25年4月1日からとしてございます。経過措置として、附則第2条から第4条で過去の経過措置のうち、条例の施行後も適用のあるものについて規定しております。

参考資料44ページから47ページに、条例の3類型適用一覧を登載させて頂いております。表の見方につきましては、さきの条例提案で説明させていただいた内容と同様でございますので、省略をさせていただきます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎日程第31 議案第24号

◇議 長 日程第31、議案第24号 大空町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田住民課長。

◇住民課長 議案書の405ページをお開き願います。「議案第24号 大空町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成25年3月7日提出 大空町長 山下英二」

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表にて行いますので、参考資料の49ページをお開き願います。「大空町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表」。改正の趣旨につきましては、これまで市町村が設置する一般廃棄物処理施設に配置します技術管理者の資格につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則で定められておりましたが、地域主権一括法の施行に伴いまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項で「国で定める基準を参酌し条例で定める」ということに改められましたことから、国と同じ基準を本町の条例で定めることが妥当と判断し、改正を行うものであります。第29条の次に、第30条「技術管理者の資格」を追加するもので、「第30条、法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。」。第1号から51ページになりますけれども、第11号まで、これにつきましては、国の基準をそのまま規定してございます。朗読のほうは省略させていただきますので、御参照をいただきたいというふうに思います。「第30条」を「第31条」に改め、附則といたしまして、「この条例は、平成25年4月1日から施行する。」というものでございます。

以上、説明申し上げましたので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎日程第32 議案第26号及び日程第33 議案第27号

◇議 長 日程第32、議案第26号 大空町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例制定について及び日程第33、議案第27号 大空町特別職公務員の報酬及び費用弁

償条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

田中産業建設課長。

◇**産業建設課長** 議案書の４１３ページでございます。「議案第２６号 大空町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成２５年３月７日提出 大空町長 山下英二」

議案書４１５ページをお開きください。初めに、条例制定の趣旨について御説明申し上げます。本町では、近年の鳥獣による農林水産業等に係る被害の深刻化、鳥獣駆除の担い手である狩猟者の減少、高齢化が進んでいることから、国の鳥獣被害防止特別措置法に基づき、平成２３年７月に「大空町鳥獣被害防止計画」を策定し、平成２４年度には町、農協、猟友会で組織する協議会を設置しております。平成２５年度には、新たに「鳥獣被害対策実施隊」を設置し、一斉駆除の実施など、被害防止対策の一層の充実強化を図りたいと考えておりますことから、今回実施隊の設置に関する条例を整備するものでございます。

なお、鳥獣被害防止特別措置法の一部改正により、実施隊設置市町村に対して、交付金等による重点支援や狩猟税の軽減など、実施隊への優遇措置が受けられることとなっております。

次に、条例の内容について御説明申し上げます。第１条は、実施隊の設置目的でございます。第２条は、実施隊の職務でございます。被害防止計画により町長が指示する対象鳥獣につきましては、エゾシカ、ヒグマ、キツネ、カラス、ハトなどとなっております。第３条は、実施隊の隊員でございます。第１号、町長が町の職員のうちから指名する者は、鳥獣被害対策を所管する課の職員を予定しております。第２号、被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者のうちから、町長が任命するものは猟友会会員で、過去３年間連続して狩猟者登録の実績を有する方を予定しております。なお、第２号の隊員につきましては、町の非常勤特別職となります。第４条は、隊員の任期でございます。任期は３年間としております。第５条は、隊員の定数及び組織でございます。定数は５０人以内とし、隊長には大空町産業課長、副隊長には大空町産業建設課長。また、女満別地区、東藻琴地区の班長には、それぞれ北海道猟友会大空支部長、北海道猟友会網走支部東藻琴分会長が当たることとしております。第６条は、実施隊の事務局。第７条には、その他として、この条例に定める者のほか、必要な事項は町長が定める規定を設けております。

最後に、議案書の４１６ページになりますが、この条例の施行は平成２５年４月１日からとしてございます。

続きまして、議案書の４１７ページでございます。「議案第２７号 大空町特別職公務員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成２５年３月７日提出 大空町長 山下英二」

改正内容につきましては、新旧対照表にて御説明申し上げますので、参考資料の５５ページをお開きください。今回の条例の一部改正の趣旨でございますが、議案第２６号 大空町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定に伴い、町長が任命する

実施隊員を特別職の非常勤職員として加えるものでございます。

改正の内容でございますが、別表第1の区分欄中「スポーツ推進委員」の次に「鳥獣被害対策実施隊員」を加え、職名の欄の「委員」を「委員又は隊員」に改めるものでございます。

この条例の施行につきましては、平成25年4月1日としてございます。

以上、議案第26号、議案第27号の提案理由について、御説明申し上げましたので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎日程第34 議案第41号ないし日程第41 議案第48号

◇議 長 日程第34、議案第41号 平成25年度大空町一般会計予算から日程第41、議案第48号 平成25年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの8件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇総務課長 議案書の527ページをお開き願います。「議案第41号 平成25年度大空町一般会計予算

このことについて、別冊のとおり提出する。

平成25年3月7日提出 大空町長 山下英二」

平成25年度大空町各会計予算書の1ページをお開き願います。「平成25年度大空町一般会計予算

平成25年度の大空町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71億8,372万4,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。」

2ページから6ページにわたり掲載しております歳入及び歳出予算であります。

「債務負担行為、第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。」

7ページの3件、1億8,947万8,000円の債務負担行為を設定しようとするものであります。

「地方債、第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。」

8ページの17件、6億4,977万3,000円の地方債でございます。

「一時借入金、第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8億円と定める。」

一時的な資金不足を補うための一時借入金の限度額を、地方債と国の補助金額を目安に設定しようとするものであります。

「平成25年3月7日提出 大空町長 山下英二」

次に、議案書の529ページをお開き願います。「議案第42号 平成25年度大空町国民健康保険事業特別会計予算

このことについて、別冊のとおり提出する。

平成25年3月7日提出 大空町長 山下英二」

平成25年度大空町各会計予算書の223ページをお開き願います。「平成25年度大空町国民健康保険事業特別会計予算

平成25年度の大空町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億3,690万2,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。」

224ページから225ページに掲載しております歳入及び歳出予算であります。

「平成25年3月7日提出 大空町長 山下英二」

議案書の531ページをお開き願います。「議案第43号 平成25年度大空町後期高齢者医療特別会計予算

このことについて、別冊のとおり提出する。

平成25年3月7日提出 大空町長 山下英二」

平成25年度大空町各会計予算書の247ページをお開き願います。「平成25年度大空町後期高齢者医療特別会計予算

平成25年度の大空町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億29万2,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。」

248ページから249ページに掲載しております歳入及び歳出予算です。

「平成25年3月7日提出 大空町長 山下英二」

議案書の533ページをお開き願います。「議案第44号 平成25年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算

このことについて、別冊のとおり提出する。

平成25年3月7日提出 大空町長 山下英二」

平成25年度大空町各会計予算書の259ページをお開き願います。「平成25年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算

平成25年度の大空町介護保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億5,782万5,000円と定める。

2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。」

2 6 0 ページから 2 6 1 ページに掲載しています歳入及び歳出予算です。

「平成 2 5 年 3 月 7 日提出 大空町長 山下英二」

議案書の 5 3 5 ページをお開きください。「議案第 4 5 号 平成 2 5 年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算

このことについて、別冊のとおり提出する。

平成 2 5 年 3 月 7 日提出 大空町長 山下英二」

平成 2 5 年度大空町各会計予算書 2 8 1 ページをお開き願います。「平成 2 5 年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算

平成 2 5 年度の大空町介護サービス事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 7 4 万円と定める。

2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。」

2 8 2 ページから 2 8 3 ページに掲載しております歳入及び歳出予算です。

「平成 2 5 年 3 月 7 日提出 大空町長 山下英二」

議案書の 5 3 7 ページをお開き願います。「議案第 4 6 号 平成 2 5 年度大空町簡易水道事業特別会計予算

このことについて、別冊のとおり提出する。

平成 2 5 年 3 月 7 日提出 大空町長 山下英二」

平成 2 5 年度大空町各会計予算書 2 9 5 ページをお開き願います。「平成 2 5 年度大空町簡易水道事業特別会計予算

平成 2 5 年度の大空町簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 7, 6 5 7 万 8, 0 0 0 円と定める。

2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。」

2 9 6 ページから 2 9 7 ページに掲載しております歳入及び歳出予算です。

「地方債、第 2 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。」

2 9 8 ページの 2 件、3, 6 4 0 万円の地方債であります。

「一時借入金、第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3, 7 0 0 万円と定める。」

地方債の限度額を目安に設定しようとするものであります。

「平成 2 5 年 3 月 7 日提出 大空町長 山下英二」

議案書の 5 3 9 ページをお開き願います。「議案第 4 7 号 平成 2 5 年度大空町下水道事業特別会計予算

このことについて、別冊のとおり提出する。

平成 2 5 年 3 月 7 日提出 大空町長 山下英二」

平成25年度大空町各会計予算書の315ページをお開き願います。「平成25年度大空町下水道事業特別会計予算

平成25年度の大空町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億9,751万2,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。」

316ページから317ページに掲載しております歳入及び歳出予算であります。

「地方債、第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。」

318ページの2件、6,870万円の地方債であります。

「一時借入金、第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8,300万円と定める。」

地方債の限度額と国の補助金額を目安に設定しようとするものであります。

「平成25年3月7日提出 大空町長 山下英二」

議案書の541ページをお開き願います。「議案第48号 平成25年度大空町個別排水処理事業特別会計予算

このことについて、別冊のとおり提出する。

平成25年3月7日提出 大空町長 山下英二」

平成25年度大空町各会計予算書の337ページをお開き願います。「平成25年度大空町個別排水処理事業特別会計予算

平成25年度の大空町個別排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,936万3,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。」

338ページから339ページに掲載しております歳入及び歳出予算であります。

「平成25年3月7日提出 大空町長 山下英二」

以上、大空町各会計予算の提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。本案については、議長を除く11人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案については、議長を除く11人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時43分

再開 午後 3時44分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただいま設置されました、予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで、しばらく休憩いたします。休憩中に議員控室において、予算審査特別委員会を開催し、委員長の互選を行ってください。

再開は、ブザーをもってお知らせします。

休憩 午後 3時45分

再開 午後 4時00分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。先ほど、予算審査等特別委員会に付託した議案第41号から議案第48号までの8件については、会議規則第46条第1項の規定によって、3月13日までに審査をするよう、期限をつけることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号から議案第48号までの8件については、3月13日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

ここで、諸般の報告をいたします。

休憩中に、先ほど設置されました予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

委員長に田中勝吉議員、副委員長に中堀君子議員が互選された旨の報告がありました。

◎散会の宣言

◇議 長 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会 午後 4時02分

平成 2 5 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 平成25年 3 月 7 日
- ・ 開 会 平成25年 3 月 7 日
- ・ 閉 会 平成25年 3 月 15 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	品	田	好	博	7 番	松	岡	克	美
2 番	中	堀	君	子	8 番	深	川		昇
3 番	近	藤	哲	雄	9 番	勝	田	鉄	城
4 番	松	田	信	行	10 番	小	島	一	弘
5 番	斎	藤	宏	司	11 番	田	中	勝	吉
6 番	植	田	泰	弘	12 番	後	藤	幸	太 郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町	長	産業課長
総合支所	長	産業課参事
会計管理者		建設課長
総務課	長	住民福祉課長
総務課	参事	産業建設課長
住民課	長	総務課主幹
福祉課	長	
教育	長	生涯学習課参事
生涯学習課	長	
監査委員事務局	長	農業委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開議 午前10時00分

◎開会の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから平成25年第1回大空町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、議長において、9番、勝田鉄城議員及び11番、田中勝吉議員を指名します。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
鈴木事務局長。

- ◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は、11名であります。10番、小島一弘議員から遅参する旨の届け出があります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。

議会事務局職員による議会広報用の写真撮影を申請し、許可を得ておりますので、御了承をお願いいたします。

以上でございます。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

- ◇議 長 日程第2、一般質問を行います。
順番に一般質問を許します。
1番、品田好博議員。

- ◇品田議員 おはようございます。

平成25年第1回定例会の開催に当たり、一般質問の通告をさせていただきました。通告に従い、質問をいたします。

大空町自治基本条例における町民主体の原則とは何か。大空町自治基本条例が施行されてはや9カ月、実質的には1年が過ぎようとしております。過日、議会報告会並びに意見交流会が両地区で開催をされました。大変厳しい御意見をお聞きしたところであります。

そこで、まずお尋ねいたします。町民主体の原則が、他の基本原則である情報共有及び町民参加の原則に及ぼす自治の基本であると考えますが、町長は町民主体の原則についてどのような考え方をされているのか、お示しをしていただきました

いと思います。

施行後、速やかに大空町民自治推進委員会規則及び大空町町民意見の公募制度実施要綱が定められるに至っておりますが、その後、推進のための職員研修を含め情報提供のあり方、説明責任、会議の公開等のフォローアップは、どのように進められているのか。自治推進委員会の設置は、いつごろを念頭に置いているのか、また、人選についてどのような考え方を持っておられるのか。なお、住民意見公募制度の住民周知に対して、どのように対処なされたかお聞かせください。

大空町町民意見の公募制度実施要綱第3条の対象項目について、どのような施策等の内容が考えられるのかお聞きしたいのであります。

同時施行された大空町議会基本条例は、大空町の最高規範である自治基本条例の第7章、議会の条項の中の第30条、議会の基本的事項として定められたものであります。そこで、お尋ねであります、この大空町議会基本条例は、さきの大空町民自治推進委員会の検証範囲に入っているのか、明確な町長の答弁を求めます。

2番目でございます。東藻琴芝桜公園温室イチゴハウスの残留農薬事件についての質問をいたします。この件に関しても、さきの議会報告会の中で最も時間を要され、厳しく意見を求められた次第であります。市場に流れる前段で、最小限の影響で事なきを得たわけではありますが、説明責任と情報の共有といった点で大きく時間を費やしたところです。この件に関する業務委託先の東藻琴芝桜公園管理公社の委託能力を、町長はどのように認識されていたかお聞きしたいと思います。

また、1月末に発行された広報おおぞらに東藻琴芝桜公園からのお知らせとして、わずか150文字程度のおわびが掲載されましたが、大いに町民の不信を買い、火に油を注いだ格好になったのではないかと考えますが、町長は町民に対する説明責任はこれでよかったのかとお思いになったのか、お考えをお示ししてください。

平成24年度4月から6月にかけてまでの収穫されたイチゴの販売先の内容についてお伺いをします。町内8店舗となっておりますが、どこであったかお聞かせください。

町長は、平成23年度のふれあいトークを通じて、イチゴハウスの内容を説明のテーマに据えて話をされております。出席者からは、多くの質問が寄せられていたわけですが、この経緯を踏まえてどのように処理なされていくのか、お考えをお示してください。

この事件を通じて、作物を自分で栽培したことのない私は感じたわけであり、イチゴのみでなく農業町である大空町において安心、安全な農産物を流通させ得ることは誇りに思っておりますし、町政推進の基軸であります農業を考えるときに、消費者に安心して食していただくことが重要なことであろうと思います。このことに対して、どのようなチェックがなされて市場に出されているのか、どのような法令があるのか知る由もありません。出荷前の検査というものが義務づけられているのか、また、農協を通さず直接消費者に売買されている直売所等において、農薬残留という概念は消費者には持ち得ていないのではないのでしょうか。初めから安心だと考えられて購入しているものと思われます。残留基準値と

は何なのか、基準値を超えたものを食すると、どういう影響があるのか知るすべもないのであります。トレーサビリティという方法があると聞きますが、これを切り口に積極的に取り組まなければならないと思いますが、町長の考え方をお聞かせください。

3番目、乗り合いタクシー試験運行事業の中間報告の問題点について。2月末までの中間報告のあらましをお聞かせください。

この政策の町民周知のあり方が適切であったか、考えを示してください。

当初、私はこの政策を審議する際から、運行区のあり方に対して異議を申し立てましたが、残念ながら運行区と運行区近隣という取り扱いをされたわけでありましたが、町民にはわかりづらかったと感じております。町長の考え方をお聞かせください。

申し込み時に登録をするというまとめ方に対して、現場では大変苦労しているということではありますが、この議論はなされたのか、十分であったかお聞かせください。

政策推進の熱意が感じられないと、率直に言って感じております。町長は、政策立案のプロセスのあり方をどのように考えているかお聞きしたいのであります。

以上、3項目の質問をさせていただきました。第1回目の質問といたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 品田議員の一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

1点目の大空町自治基本条例でございますが、この条例は平成20年から御議論をいただきました。議会では自治基本条例審査特別委員会を設置いただき、審議を重ねていただき、昨年の6月に制定となったものでございます。あわせて、自治推進委員会の規則、町民意見の公募制度実施要綱など、そういったものを順次整備させていただきました。自治推進委員会は、条例に規定されております「条例を守り育て、実効性を高めるため、町長の附属機関として設置し、必要な意見を求める」ということになっておりまして、4年を超えない期間ごとに条例の見直しなどについて諮問をするものでございます。委員は10人以内、任期は2年、2回まで再任することができるという内容でございます。今時点で具体的な人選などについてまで踏み込んで検討しているわけではございません。施行後1年の取り組みを一つの期間と捉えて検証を重ねていくことが必要ではないかと、そのように考えております。昨年の6月の制定ということでもあります。新年度になってから、そういったこの自治推進委員会の設置について具体的なところを詰めていきたいと、そのように考えております。町民意見の公募制度への意見表明が条例の中に明記されております。町の広報紙などでも順次、意見募集を実施させていただいておりますので、お気づきの方々もいらっしゃるのではないかというふうに思います。また、計画などの途中経過についても町の広報紙や町政懇談会など、情報提供を今まで以上に心がけていかなければならないと感じながら当たっているところでございます。この町民意見の公募制度の実施要綱は、先進地の取り組みを参考にまとめさせていただきました。その中に対象とするものの考え方などを明記したところでございます。検証範囲に議会基本条例は入るのかとの御

質問であります、対象からは除かれるものと私は判断をしてございます。

続きまして、イチゴの栽培の関係でございます。昨年12月末に出荷間近のイチゴを、許可されていない農薬を使用していたということが判明をいたしました。そのため廃棄処分することとなってしまいました。町民の皆様に深くおわびを申し上げたいと存じます。この温室でありますけれども、東藻琴芝桜公園の新たな魅力づくりを創出するために観光農園として、また、障がいを持つ方などの就労の場として整備をし、活用していこうという考え方でございます。そのため、公園の一施設として一体的に管理していくことが最良であると、そのように判断をいたしまして、現在、東藻琴芝桜公園の指定管理者であります東藻琴芝桜公園管理公社に業務委託という形で平成24年度に委託をいたしました。しかし、町としても、委託先であります東藻琴芝桜公園管理公社にいたしましても十分なノウハウを持っているというわけではございません。そのため、ハウスの販売メーカーでありますとか農協など、そういうところから情報をいただきながら町も、さらには委託先も一緒になって技術構築をしていかなければならないものと、そのような意識の中で取り組みをさせていただいているところでございます。この関係につきましては、判明がいたしました後、議会に報告するとともに、広報紙にも掲載をさせていただきました。それだけでは十分に伝わらない部分があるということも承知しておりましたので、町政懇談会、また、町民の方々が集う会合などにおいて、私からも状況を説明させていただいたところであります。昨年も試験的に栽培をいたしまして、出荷をさせていただきました。1年目ということでもありましたし、適期の定植ということではなかったということもありまして、量的なものが限られておりました。町内の東藻琴で7店、女満別で1店の商店で販売をさせていただき、芝桜まつり期間中は東藻琴芝桜公園の中の4店舗で販売をさせていただきました。今後も売っていくわけでありますけれども、1棟からできるイチゴの量というものは限られてございます。そのようなことから、今年度につきましては地元の商店、取り扱いができるようなところに意向調査を実施して対処してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

また、その安全基準でありますけれども、出荷に当たって法的なものというのは、先ほども言いました農薬などが指定されているものかどうかというようなところがありますけれども、明確な基準というものが法的に定められているというものではないと、そのように受けとめております。しかし、消費者に提供していかなければならない、そういう形の商品であるというようなことから、私どもとしては自主検査ということで農薬のことなどについて検査をさせていただいたということでございます。これらにつきまして、大変多くの皆様に御迷惑をかけたことに改めておわびを申し上げたいと思います。

3点目の乗り合いタクシーでありますけれども、この試験運行業務であります、御自身で移動手段を持たない方、また、公共交通機関を利用することが困難な方など、そういった方々の支援のあり方を検討するために試験運行とさせていただいております。1月は、運行日22日の中で24名の利用、2月は24日の運行日の中で31名の利用ということであります。広報12月号、また、3月号に掲載をさせていただき、情報掲示板などでも周知を図っております。あわせて、対象となります農村部の関係の方々には直接郵送で周知もさせていただいております。

ます。そのほか、町政懇談会など各種の集まりで私自身も、さらには担当職員も事業の説明をさせていただいております。さらに、見守りネット事業などで訪問員が家庭訪問をする際、さらにはタクシーの会社のほうからも乗務員によって周知をさせていただいているところでございます。また、運行範囲でございますが、市街地と農村部の中間に居住している方々でも交通手段に困っておられる方がいると、そういうところも拾い上げていくべきではないかというような御指摘もいただきました。PRとしては、個別に御相談をいただきというような表現がありましたけれども、農村部の方々の利用がどの程度あるか、そちらが非常に多いのであれば、そういった中間地点の方々のニーズにお応えできない場合もあるのではないかと、そんな心配をしておりましたけれども、現実、先ほど言ったような数でございます。現在、そういう形で個別に御相談をいただいている方についても登録をさせていただいて、御利用いただいているところでございます。

それから、登録のあり方についてでありますけれども、これは対象者を決めてございますので、その都度、その都度、その方がそういう利用者に該当するのかなのかということを確認する必要があります。そのことをハイヤー会社の乗務員の方々だけをお願いをするということになりますと、大変事務的に煩雑さを伴うというようなこともありまして、あらかじめ登録をさせていただく、また、誤りがあっては大変でございます。そんな中での登録とさせていただいております。登録用紙などは簡素化をし、電話などでのお申し込みも受け付けさせていただいているということで御理解を賜りたいと思います。

熱意はあったのかということでもありますけれども、当然これは熱意がなくてはできないわけでもあります。福祉関係の各種計画を策定する中で、高齢者の方々の足を確保する、また、その計画策定に当たる委員の方などから、その確保について多くの課題提起がされておりました。そんな中で、現在は公共交通機関やスクールバスの混乗、さらには福祉タクシー券なども配付をし、患者輸送バスなどにも乗っていただいておりますけれども、さらにそれを補完するものとして、今回乗り合いタクシーというものを提案したわけでございます。そういった複合的に高齢者の足を確保する手段というものを何とか構築をしてみたいと、そのように考えての取り組みでございます。そのため、庁舎の中に地域交通システム検討会議というものを設置して、総体的に検証し、実施をしていきたいというふうに考えてございますので、今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げ、御答弁とさせていただきます。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 ただいま、町長のほうから答弁をいただいたわけでございます。なぜ、私が町長の町政執行方針の町民主体と町長さんも話されておることを大項目にしたのか、この認識が私は一番大事だろうと、こんなふうに思ったわけです。9月しかたっていませんけれども、その後どうなっているのだと、何も見えない、いろんなものに対する自治基本条例の影響等が見えない、内容が見えないというふうな話が議会報告会でもされたところでありましたので、質問をさせていただきました。これは4つの原則があるけれども、町民主体の原則、情報共有、町民

参加、協働。基礎となるのは、町民主体の原則、これがなければ情報の共有、町民参加、協働は語れない、こういう認識でいっちゃうのかというふうな問いであったわけであります。それについて考え方をと確認の意味で申し上げましたけれども、確認する必要すらない。なぜならば、条例に全て載っていることであります。その理解力、理解度、認識度、覚悟といったものが、行政の覚悟はどのようにあったかといったことが大事なことだろうと思っているわけです。まだ、自治推進委員会の設置はこれからということでありますけれども、早いほうがよからう、検証は既にスタートからなされなければならないと私は考えております。早い段階の設置を望むものであります。人選もまだということでありましたけれども、私から大変僭越ではございますけれども、提案があります。この条例に携わってくれて、大変お世話になりました講師でありました水澤さんではいかがかというふうな考え方でございます。自治推進委員会委員の皆様が全く自治基本条例の内容がわからないというのでは困ります。自治推進委員会委員へのレクチャーも必要であると思います。講習も必要であると思います。

◇議 長 品田議員、通告書の内容とちょっとずれるところがありますから、個人名を挙げてやるのは、いかがなものかと思います。

◇品田議員 ずれていないよ。自治推進委員会の内容について聞いているのだから。

◇議 長 あなた、そうは言っていないよ。その人も必要ではないですかという言い方をしているから、そういうことはちょっと一般質問、この案件にはなじみません。

◇品田議員 それは判断の違いだと思いますけれども、議会からそういったことがあってもおかしくはないと思います。

続いて、町民意見の公募制度の周知に対して。これは町長、私も見忘れたのかなと思ひまして、事務局に調べてもらいました。この要綱が6月の21日に施行されておりますけれども、ホームページにもこの施行の……。

◇議 長 品田議員、ちょっと言っておきますけれども、項目の1項目、①とありますよね、そこをとりあえず解決してください。

◇品田議員 だから、に対して言っているのですよ。

◇議 長 だから……。

◇品田議員 それを1つずつやったら、大変なことになってしまう。

◇議 長 一緒だよ。これは1と2は一緒ということで。

◇品田議員 1番の1について言っているのです。

◇議 長 はい。

◇品田議員 項目の中の意見の公募周知の周知が、実際に要綱を立てましたよという案内書がないというふうな報告で、あらっと思ったのですが、その後、いろんな地域防災計画等、以下諸計画に対してパブリックコメントは求めています。その第一の要綱について、こういう形で町民参加のという形の要綱施行、その案内がない。スタートから町民は、これをわかりません。我々はわかっています、町長。パブリックコメントの要綱ということが何をなさろうとしているのかということが、それは自治基本条例にのっとってやってきているのだという、そのストーリーを町民がわからないでいるということだと思うのですが、それについて私の認識違いでないと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 新しい条例として制定をさせていただきました。また、御議論にも大変時間がかかった中での制定となりました。しかし、それを町民の皆さんにしっかりと浸透させていくということにおいては、時間がかかるものと思います。そんなことから、この自治推進委員会などでの継続的な御議論ということもあるのではないかと考えてございます。

また、町民主体の行政を運営していく、その覚悟ということでありますけれども、行政報告の中でもお話をさせていただいた中に、今年度はこの2月までに町政懇談会を25カ所、さらに4カ所開催をしていると。私の記憶でありますけれども、過去にも町政懇談会というのは歴代の町長さんたちもずっと取り組んできたかというふうに思いますけれども、だんだんと就任の年限が長くなってくる中で、開催回数というのは私は少なくなっていたのではないかと思います。この時期に至って30カ所程度の町政懇談会という形でやらせていただいている、それはそれなりのやはり覚悟を持って取り組んでいかなければいけないことだと、そのように考えているところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

また、条例の制定に当たって水澤先生にたくさんの御尽力をいただきました。そういった方ということではありますが、自治推進委員会の中の人選といいましょうか、には町民というようなことで規定をしてございます。ただ、かかわりが非常に深かったということで事務担当のほうからは、そこを進めていくためのアドバイザー的な存在というものが必要になるのではないかと、そのように考えておりますので、全くかかわりをここで絶つというような考え方は持っておりませんので、御理解を賜りたいと思います。

また、意見の公募要綱などにつきましては、当然要綱でございますので、町のホームページなどに掲載をしてございます。しかし、その内容等については、どこまで細かく説明ができていくのかということに関しましては、今までも自治基本条例の考え方を広報などで説明をさせていただきましたけれども、とりたてて、この部分だけを特筆してということにはなっていないかもしれません。今後のそういう御指摘をいただきましたので、そのことも課題と受けとめて取り組んでまい

りたいと、そのように思います。

◇議 長 1 番、品田好博議員。

◇品田議員 わかりました。町民意見の公募制度の周知に対しても、ストーリーを持って見なければ、我々でさえも見逃してしまうということですので、町民のの方が自治基本条例とパブリックコメントの関係といいますか、町民意見の推進、町民参加の推進の項の中に具体的に書いてあることを今、順次行政はやっているのだよということの認識を持っていくためには、それが必要でないのかなと。それで結構だと思いますけれども。

第2の小項目ですけれども、パブリックコメントの対象についての考え方については、ちょっと答弁がなかったかに思いますけれども、時間もないことでありますので、計画等については今順次出しております。ところが、それ以外の政策についてパブリックコメントの中では書いてあるわけです。「第3条 第4項、広く町民が利用する公の施設の利用の方法及び管理運営の方法を決定又は変更するとき。」、「第3条 第5項、公の施設を新設、改良又は廃止するとき。」とあります。このようなときには、政策の公表をしてパブリックコメントを求めるということが、うちの自治基本条例の本当の心だと思うのです。計画は今やっています。ところが、一般町民の方は、ああいう計画についてはなかなか閲覧にも来ないし、正直興味は余りないと思います。やっぱり生活に携わる、実際に目で確認できる、そういった政策について、例えば今般も公有財産の取得について云々という、昭和地区のこと、ああいう類いの問題については、早い段階でわかっていたならば、パブリックコメントに訴えてこれでよかろうかという、やっぱり意見の公募を求めるべきだった、それだけの時間は去年あったわけですから。その辺、土地の取得に関しては、私が入って情報を提供したということになっておりますから、よくわかるのですけれども、その施設の運用、利用というものに対して広く町民から求めるという姿勢があっただけで、そういうことだと思うのです。それに対して、やっぱりいら立ちを持っていらっしゃるということだったと私は思うのです。そういう機会を保障したわけですから、それを実行していく、これが自治基本条例の精神ではないでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 先ほど言いましたように、要綱の中にどのようなものを対象とするかということで書かれてございます。今、品田議員が言われましたように、広く町民が利用する公の施設の利用方法及び管理運営方式を決定または変更するとき、さらには公の施設、その利用が特定の地域の利用に限られるものを除く、を改良または廃止をするときというふうに書かれてございます。私どももこれにのっとって、おのおのの事案などについて対処しているという状況でございます。今、具体的なお話が多少ございましたけれども、私どもはあくまでこの要綱に沿って取り扱いを行っていくという姿勢に変わりはありませんので、御理解を賜りたいと、そのように思います。

◇議 長 1 番、品田好博議員。

◇品田議員 議案の大小ということについては、規模については、これには付しておりません。いわゆる豊住小学校の跡地検討プロジェクト、そういった形もパブリックコメントにかけるために今、長い時間をかけてやっている、このスタイルがなぜほかのことでできないのかということなのです。それは、全然興味がないのかと。興味があるわけですから、それに対して何も隠し立てなく、我々が政策を立てたものはこうなのだと、町民の皆さんはどう思うかということをやって何が難しいのか、それが本当に大事だと思うのです。そのときに、ああ、行政は変わったな、そのような認識を私は絶対に持たれると思うのです。従来と全く手法が違う、それを堂々とやる。それは、軽微なものについては、なかなかできないでしょう。でも、2,000万円、3,000万円、5,000万円となってくれば、額の提示ありません。でも、関心事ということでそれをやってあげることが私は大事なことだろうと思うのです。それをやれば、私は、町長、町民は大変評価をいたすだろうと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 難しいからしないというようなことではございませんし、その額が多い少ないということでも私はないというふうに思っております。ここに書いてあります要綱に基づいて広く町民の方々が利用する公の施設でありますとか、そういうようなものについて、いろいろなものを決めていくときということについては、きちっとこの要綱に基づいて対処をするということでございます。極端に言いますと、このことをしっかりと守っていくということでございますので、このところに個別の、個人としての意見を余り入れるということではなくて、この要綱をしっかりと守っていく、その取り組みをしなければならないことだと、そのように受けとめておりますので、その中で取り扱いをさせていただきたいと、そのように思います。

◇議 長 1 番、品田好博議員。

◇品田議員 時間もないことですから、ゆっくりお考えになってください。私は、3年有余をかけて自治基本条例の検討委員を務めておりますけれども、それは並々ならぬ時間であったし、本当に大変な労作であったと私は今振り返っています。町長さんは一回も来られなかった、そういうのがやっぱり影響しているのかなという感じを持っております。

そんなことで3番目の議会基本条例についてでございますけれども、この議会基本条例第6条、これは議会だけの条例ではなくて、町の町政にも影響することがいっぱいあります。町長による政策等の形成過程の説明という項目の中で、6つほどの要点をまとめて政策を提案してくれということでもありますけれども、それがまだ私の記憶であれば、ぴしとした用紙で提示されたことは一回もないな

と、後出しめたく、また出てきたり、提案の形が参考資料のふぞろいであったりということがあるわけなので、この辺も議会基本条例に載っておりますので、その辺を遵守していただきたいと思います。

2番目の芝桜について移りたいと思います。

◇議 長 ちょっと待って、今1番が終わったのでしょうか。

◇品田議員 はい。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私も自治基本条例の委員会等には何回か顔を出しておりましたけれども、町長が出てくるとまたいろんな議論に支障もあるというようなことから、遠慮すべきというようなお話もありまして、一時期はペーパーだけを出して考え方などを説明させていただいたところでありますので、その点については重々御理解を賜りたいと、そのように思います。

また、議会基本条例のことについて、私が今、特別何かを申すつもりはございません。先ほどから言いましたように、検証範囲の中には私は含まれていないと、そのように思っておりますし、それは議会の皆さんがきっといろんな形でお考えになっているものと、そのように思っております。

また、政策等の形成過程の説明ということでございますが、私はよくほかの町の方々、ほかの町の理事者の方々や議員の方々にも言います。うちの町の議員の方々は、すごいですよと。それは、常任委員会がでございます。2つの常任委員会ですけれども、毎月最低1回以上は開催をされていて、その案件というのは年間を通じると百数十項目にもなると、それだけ町といろんな情報交換をしながら議論をいただいて、最終的には本会議の議論を経て物事を決めさせていただいて、そのようなお話をしますと、ほとんどの方が驚嘆をいたします。うちの町の議会の常任委員会は、そんなに頻繁に行われているわけではないと、諮られる案件もそんなに多くはないぞと、一体どこの情報まで議会に事前にいろんな形で提供しているのだというような形で言われることが、かなり多くございます。そんな意味で私どもは、その企画の段階からいろいろな提案、最終的に本会議に提案をされるまでに、議員の皆様方のいろいろな御意見もいただき、そこには町民の方々の意見も数多く入っているものと思っております。そんな形の中で今進めさせていただいておりますので、今後ともそういう視点から、また御指導いただきますようお願いを申し上げたいと思います。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 2番目に入ります。

1番については、町長の答弁、従来と変わりませんけれども、その体制でやっていくと再度確認をして、適正管理に努めていくよう努力するということで了解をいたしました。

2 番目に関しては、情報共有のあり方、住民説明の責任についてということでございますけれども、2 番手の同僚議員さんが同じ項目でありますので、この項目については譲りたいと思っております。

3 番目の平成 24 年度の夏季のイチゴの販売先でございますけれども、町長さんが東藻琴地区 7 店、女満別地区 1 店と、こういうふうに仰せられました。何ゆえに女満別地区が 1 店なのか、よく私はわかりません。どうしてそういう経緯になったのか。少なかったから、近間のところに 7 軒にやって、地元は「キッチンほのか」だけだったと、こういう現実を私は偶然知ったわけでございます。町長は、ふれあいトークでもお菓子屋さんに納入をしてスイーツをつくってもらおうと、そういう町民の夢をというふうなことを申しておったように記憶しております。ところが、うちの洋菓子屋さんには一回もそんな話は聞いていないと、たまたまニュースがあったので、譲ってもらえないかと電話したら、運転免許がないから持っていけないと、こういうふうに言われたとはっきり言っております。大きなスーパーさんにも聞きました。一回もそんな話はないと。何ゆえにそういうふうな、同じ町でありますけれども、偏ってしまったのかと、こういうことでございます。書いてありますけれども、たかだかとれるのは 225 キログラムとあります。我々商人は、私も青果担当でやったことがありますのでわかりますけれども、225 キログラムといったら大体 300 グラムのパックで売っておられます。キロでは取引はなされておりません。パック販売です、小売の場合は、300 グラムから 350 グラム入っております。それで換算しますと、750 パック程度であったと思われまふ。それが町内の 8 店舗にやられたのですけれども、これを 1 年で見ると、5,500 パックぐらいとれるはずでふ。そういう予定だそうでふ。そうすれば、シバザクラは期間がありますから、販売は大体 1,500 パックと見ているそうでふ。あとの多くのものは町内でさばくということになりますので、まず 1 回目のときにそういう味を覚えてもらおうとか、地元産だよということを認識させるということに関しては、5 パックでも 3 パックでもいいから、やはり各店に置いて宣伝行為を行うというのが普通であろうと思っておりますけれども、それがなぜできなかったかお聞きしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 昨年度につきましては、東藻琴芝桜公園で生産をされたイチゴというようなことから、そのネーミングといいましょうか、まだ決まってはおりませんでしたけれども、そんな位置づけでスタートしたものですから、その中で東藻琴地域の商店が中心となってしまったということでございます。先ほど言いましたように、量も限りがあったということで御理解を賜りたいと思っております。今年度につきましては、各商店、また、製造加工などを行うお菓子屋さんなど、そういうところから意向調査を実施して、取り扱いなどについて決めていきたいというふうと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いをいたします。

◇議 長 1 番、品田好博議員。

◇品田議員 わかりました。

4番目のイチゴ栽培における意気込みということで質問をさせていただいたのです。これは、質問は先ほどから議長さんが言われていますけれども、これだけということではないですから、道しるべの感覚で小項目を出していますので、これだけを捉えるのだったら、抽象的に私は書いたほうがよからうとなりますので、御理解を賜りたいと思います。

意気込みということでございますけれども、これも町長は先ほどふれあいトークのことでも言いましたけれども、町長は役場庁舎の1階の会議室で地元の市街地のふれあいトークを臨まれまして、このようなことを言っています。私は、大風呂敷を広げるつもりはないのだと、町民の夢を少しでもというふうな考え方を表明されたと私は記憶しております。確かにそうでありますけれども、町民から見たら4,000万円有余といえば、やはり大風呂敷ではなくても中風呂敷ぐらいにはなるのだろうと、こういうふうな感じを持っております。それで、私は大風呂敷は何なのかと、それは伊達市、今ちょうど、とちおとめがすごく売られております。1パック498円、亘理町、こう書いてあります。伊達市では、亘理町の被災にあった農家の方々を招請して、イチゴ栽培のレクチャーを受けてやっぱり栽培をしていると。その町長さんが言うには、私はこれを産業にしたい、小さな遊びではないのだというふうな形の表明をしていたのを、私はテレビで見ました。ところが、そのハウスというのは、私どものハウスよりか本当に普通のハウスです。パイプ状のハウスです。通常見られる、いわゆるビニールハウスです。うちらは、すばらしい形をとっております。私は農家ではないですから、ビニールハウスが幾らなのかわかりませんが、300万円から500万円するのでしょうかと思います。そうすれば、安易にはできないかもしれないけれども、成功すれば大きなものになると私は思っております。そんな形でこの質問をさせていただきました。女満別地区にもメルヘンカルチャーセンター、農業施設があります。あそこには立派な施設がそろっています。あそこでヒートポンプ、温泉はできませんけれども、ヒートポンプを入れて温泉ハウスで、温泉ではなくて地熱でとれないのか、そういうチャレンジをできる場所が用意されています。あそこにも、この間質問をいたしました就農施設もあります。そういったことを利用して、そういう今までの巧みなわざを、やはり伝授してもらおうという、最高のケースではないかと私は思っているのですけれども、町長にそれ以上の大風呂敷を広げさせるつもりはないですけれども、その辺の意気込みをと思ったつもりでございます。

◇議長 長 山下町長。

◇町長 私が言いましたその大風呂敷といいますのは、最初から大きな風呂敷を広げて全部を行っていくということには、今回の場合はならないということを申し上げたつもりでした。今回のイチゴ栽培においても大変な大失敗をしてしまったわけでありまして。物を栽培するということは大変難しく、一步一步階段を上っていった技術が確立されていくというふうに思っております。そのことも十分できない中で、先ほど言ったように、あっちにもこっちにもというところまでは

いかないということで、将来的にそういうものが確立されていけば、当然そういう可能性というものもあるかと思いますが、今はまだそこまで検討するといえましょうか、考えて計画を持っていくということになっていないということについては御理解を賜りたいと思います。

また、伊達市での園芸作物などの栽培、私も農政の担当のときに何回かあの方面に足を運ばせていただきましたけれども、道内の中でも非常に温暖な地域であります。イチゴに限らず、いろいろな野菜などがハウス栽培の中で生産をされている、一つの地域の産業の大きな柱となっているように思います。しかし、私どもの地域におきまして今回取り組ませていただいておりますのは、温泉熱を利用した中でのイチゴ栽培ということであります。そんなことから、一般に広く普及させるということにはなかなか難しい面がある、そんなことから私どもとしては東藻琴芝桜公園の中の要素として、観光農園としてそういうものを取り入れて、東藻琴芝桜公園の魅力をアップさせたい、さらには先ほど言いました障がいを持つ方々などの就労の場としていきたいというような視点から整備をさせていただいたと。当初から伊達市などとの取り組みの方向性というものが少し異なっておりますので、そこをそのまま参考にするというのは難しいものがあるのではないかと、そのように考えているところでございます。

また、被災地の方々などの受け入れということは、今回のことに限らず、いろんな面で考えていかなければならないものと思っております。今回のことについても、そういうところから技術を持った方を招聘するということも考えられなくはありませんでしたけれども、将来のことを考えますと、まず地元で人材育成をして取り組んでいかなければならない、そんな思いがありまして、地元の中で何とかやっていこうというところから途についたところであります。今後ともそういった面で御不便をかけたり、また、十分でないところがあるかと思いますが、御指導いただきますようお願いを申し上げますと存じます。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 せんだって議員会が主催ということではありませんけれども、共催で農協さんと農業委員会さんと東京農業大学の先生、講師を招いて講演を企画して、出席をさせていただきました。6次化産業の形成ということで、いろいろ聞かせていただきました。産業課からも課長が来られておりましたけれども、やはり大空町は長い間農業の町ですけれども、農業の形、私はわかりません。ですけれども、国民なり町民なり道民なり、そういった方々からやはり肌でわかる農業、そういったことに一步迫っていかなければ、T P Pの問題もありますけれども、将来的にはスパンを広げていくということは計画的になされていかなければならないわけで、意図的にやっていくということが小さなことでも大事だということを申し上げているつもりなのです。いたずらに大きなことを考えれということではなくのです。また、逆に言えば、小さなことだからいいのだということではなくて、そういうものの積み上げをどういうふうに形成していくのかというふうなことが、僕は計画値であろうと思っているのです。いわゆる行き当たりばったりということでは、ないだろうというふうなことで申し上げたところであります。

5 番目については、大空町の農産物は安心、安全かと。農業の町を長くやっているけれども、消費者の方は皆さん地元のものは安心、安全だと、こういうふうな認識でいると思うのです。どのような形でつくられているか、内容はどうか、農薬は何を使っているか、そんなものは全然わかりません。ところが、出す側としては、こういうもので安心ですよという明示の仕方、食品では皆さん、これはあります。ところが、農産物に対しては、余りはっきりしたものが私はないように思っているのです。スーパーでは顔写真入りだとか、いろんなことを書いて、コメントを書いたりという形で、そういった形で消費者に理解を求めてPRをしているところもあります。ところが、うちはそういった形までまだ進んでいない、地産地消というふうな農産物に関してはまだない、農協流通で回る分については、そういうことはまずしなくてもよろしいのでしょうか、いわゆる地産地消、消費者に直接渡る、近隣の消費者の手に直接渡る、御婦人の手にさわるといふものについて、はっきりと大空町というものを認識させる絶好のチャンスであるわけですから、それを同時にやっていったらいかがかというふうな意味合いで、この項目に挙げさせていただいたわけです。やはり信頼を失ったら、いかに食べ物であっても難しい状況があるというのは中国の事件のことでもおわかりのことだと思いますけれども、まずもって農業町としてのそういう姿勢というものを、近代化といいますか、そういったものを進めていくべきであるだろうと私は思っている次第です。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 イチゴの栽培に向ける将来展望といいたいでしょうか、それが農業の多角化などというところにおいて今、御質問をいただいたものと思っております。小さなことから、私もそのように申し上げたつもりで、最初から大きな計画でやろうということには、まだまだ遠いと。一つ一つそういったものをやりながら、1つの階段を上がってそういうものを皆さんに、また御提示させていただけるようなことになれば、また新しい取り組みも当然考えてまいりたい、そういった意味では、品田議員と同じような考え方に立っているのかなと今思いましたので、今後とも応援をいただければありがたいなと思っております。

また、農産物の関係の安全性、我が町の取り組みでありますけれども、国は今環境保全型農業直接支援対策事業というものを推進してございます。農薬でありますとか化学肥料などの低減というようなものをして、それを実践していく農家の方々に支援金を出していくと、そういうような取り組みもしております、私どもの町でも昨年度から取り組みを開始、昨年からでしょうか、取り組みを開始している部分があります。こういったものもPRしていきたいと思っておりますし、北海道の段階でも北のクリーン農産物表示制度というものを運用してございます。女満別の稲作生産組合やカボチャ生産組合などが登録をして、こういった中で安心して食べていただける農産物の表示をもとに消費者の方に訴えている活動なども行っているところであります。全体的な農産物の認証制度というものがしっかりと確立できていけば、もちろんいいわけでありまして。また、これは農産物だけではなくて、商品や加工品などにおいても認証制度というものが過去から課題に

なっておりますが、現実、実現には至っていない状況にあります。そういったものを町として、地域として認証していくということに当たっては、その栽培をされる方々、関係団体の方々の理解と協力がなければなりません。そういった方々にも御協力、御理解をいただきながら、今後もそういう可能性について町として働きかけをしてまいりたいと思いますので、その点についても御支援賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 2項目めが終わりました。

3つ目の乗り合いタクシーの試験運行でございますけれども、試験運行だからいいのだということでなくて、もう少しという話で何回も福祉課の説明で私は申し上げたところでございますけれども、今、町長さんの中間報告、1月末までは出ておりましたけれども、余りにも抽出点が少ないということで、2月までのものを中間報告ということでお願いをしたところであります。大した変わらない数字でございますけれども、少し数字が多くなりましたので、あれだと思います。乗られる目的、これは通院、サークル、買い物のほか、40%、40%、20%ぐらいな程度であったろうと思います。これも予測に反しないだろうと思っています。運行率に関しては、46回あったものを22回しか運行できていなかったということで47%。実利用者は15名、延べ55名。大変小さいもので、これを見渡せば2カ月間で反復利用をしているということがうかがわれます。登録者数は、わずか30件です。免許ありが11名、免許なしが25名。これを考えると、3月末までを考えると、95名ぐらいな延べ人数になるだろうなど。

その中で運行区と、これはちょっと3番手の問題ですから、住民周知のあり方についてに移りたいと思います。これは、2回目ぐらいのときに説明がありまして、決定ではありませんけれども、こういった形で各地区、各方法において広報に出すという形のスケジュール表をいただいたことがあります。たまたま12月7日がスタート日だったけれども、1月7日にずれた、11月末に第1回目のカラー刷りで広報に出ています。残念なことに12月15日、12月末新春号、1月15日、1月末の広報には一切出ていないのです。出たのが2月の末の広報に出たと。早過ぎてしまった広報と実施時期のずれ、それといろんな諸問題があるのだろうと思っています。だが、なぜ計画をしていたものをやれなかったのか、これは不思議でならない。それは、たまたま、ふれあいトークと絡んだりなんかして、十分な説明をしたのだというふうな認識があっただろうと私は推察をしているわけですが、実態はほとんど知られない。タクシー会社さんに聞いても全然わかっていないのだと、町民の方とは。まるっきりこれはわかっていない。どうなっているのだと。私は、スタートから、1月7日から、正直に言って10日間、毎朝歩いてきますから、行きに寄ってきます。きょうは何件、きょうは何件、きょうは何件、10日間やりました。そして、いろいろ事情を聞きました。これは、難しくなってきたなど。まず、認識が全然ない。本当にニーズがなければ、それでいいのです。ニーズがあるだろうと思ってやっている施策です。なかったらいいのだよということではないのだろうかとは私は思います。

どこがおかしかったかという検証を、やはり早目にやっていかなければだめだけれども、随分ゆったりしているなど。3月の末の数字は、大体もう決まったようなものです。それを夏にどうやってフィードバックして生かしていくかという、そういうことで5番目の政策推進の熱意はあったかというふうな問いになっているだろうと思うわけでございますけれども、町長の考え方を。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 お答えを申し上げたいと思います。

当然熱意はありましたけれども、このような民間の事業者の方にも御協力をいただきながら、また、試験というようなことで初めて行うということで内部でも非常に議論がありました。曜日を決めて地域を回る、もっと毎日できないのかとか、先ほど言った中間地点の方々をどのようにするか、いろんな議論がある中でスタートを切りましたけれども、そんなことから十分時間をとりながらPRをするというところに至らなかったことについて反省を申し上げたいと思います。しかし、先ほど申しましたように、このことだけで全てが解決できる問題ではなくて、いろんな交通手段を使いながら高齢者の方々の移動というものを考えていかなければならないと思ってございます。ですので、いただいた意見、また町政懇談会などでも御指摘いただきました。また、担当として感じているようなものを今の時点で申し上げますと、曜日ごとに地域を決めておりましたけれども、この利用の形態であれば全地域を全て曜日を決めないでもできるのではないかと、それから先ほど言われておりました市街地と農村部の中間に位置する方々のことも当然必要になってくると。さらに、御指摘いただきましたのは、市街地から農村部へ行く、そういうような運行の経路はできないのかというような話もありました。また、これは我が家のことでもございますが、今町の中の停留施設というのは何カ所かに決めておりますけれども、それをもっとフリーにして、いろいろなところに直接行けるようにしていただくわけにはいかないのかというようなことなどの指摘などがございます。今回、御指摘いただきましたいろいろな点について改善をしながら、平成25年度の試験運行、その後の本格的運用に向けて取り組んでまいりたいと、そのように考えておりますので、今後ともいろいろな視点から御指導いただきますようお願いを申し上げたいと思います。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 ありがとうございます。

3番目の運行区と運行区近隣の扱い方、これも先ほど申したとおり、当初から私は問題だと、なぜ夕陽台や眺湖台や公園が入らないのかと、及び自治会連合会の会長さんに夕陽台もいっぱいいるよというふうなこともお聞きしておりましたので、近隣区扱いではなくて、基本的に3つの路線の中に組み入れてくれと、湖畔の中に公園を入れてくれと、朝日開陽の線に夕陽台、眺湖台を入れてくれと私は何度も行きました。ところが、一向に原案にこだわっているせいか図柄が変わってきません。図柄の中も一切変わらないで、とうとう町民に流されてしまった

と。ですから、正直言って昭和の会長さんは、「品田さん、これはうち、関係ないんだわ。」と。この間、町長は、ふれあいトークでそういうふう to 考慮しますよと言っていたから、「やれるよと、年寄りに話しかけて。」と言ったら、「いや、検討と言ったのだから、役場が検討と言ったらやらないのだから、やるという報告を受けていないよ。」こういうふうなやっぱりミスマッチがあるのです。町長は、一生懸命答弁をなさっています。ところが、とり手側が全然そうとっていないのです。そして、図面が直されていない、何ゆえにこれだけの時間があるのに図面を直せなかったのか。例えば、2カ月間の数値を見ても、運行区の比率は50%です。これは大きいと思います。やっぱり、そして免許のない方は近隣の人のほうが多いということです。農家の人は、大世帯の人が多いいわけですから、何なりとまだ交通のあれがあるのでしょうか。意外に少ない、全然いないということなのですけれども、やっぱり中で一生懸命たたいてきていますから、ですから簡単に崩されたくない、変えたくないという気持ちを私は企画をした人間ですから十分にわかるのですが、やはり抜け落ちているなというものが指摘されたら、やはり敏速に直すという考え方も必要だと。原論を通したい、そういう形では何ぼパブリックコメントを求めても、それは変わらないです。ジェスチャーになります。聞いて、やっぱりその内容を認めたら、直すということの姿勢をやはり持っていかなければ、議会もだんだん、それこそ無用だと言われるような時代になってきているのです。何のためにおまえらいるのだと、正直言われているのです。何をチェックしたのだと。このチェック機能というのは、物すごく難しくて、全能みたく思われているのも実態なのです。だから、責任は議会なのだ、おまえらが通したのだ、こういうふうなやはり住民の方が多いということ、これは町長も理解していただきたいなと思っています。いかがでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私の検討という概念は、決してできないことをあげつらえて難しいということのための検討ではございません。必ず何とかできないのかというようなことで検討するというのが当然のことです。今回、その中間地点の方々、私どもも内部の議論の中で、そういったところを取り入れていくべきではないかというような議論もありました。しかし、先ほど言いましたように、農村部のところでもっと御利用があるのではないかと、そんなようなことから、そのところを最初から取り込んでいくと農村部の方々の御期待に応えられないのではないかと、そんな意見も内部の中にあつて、スタートの時点ではそういう仕切りの中でPRをさせていただきました。ただ、当然、町政懇談会などでもお話がありました。ですので、ぜひそのことについては途中からでも、それは取り込むべきだということで随時そういった方々、御相談いただいた方々について運行をさせていただいております。現にそういうところからお問い合わせがあつて断った事例は全くございませんし、できるだけそういった方々にもこれからもPRをさせていただきたいと思っております。先ほど使われていない理由の中に、そういうところもあるのかというふうにも思っております。今回は試験運行であります。そういったところをしっかりと検証していきたいと思いますが、例えば私の家の

実情でいいますと、父親も母親も歩くことがなかなか難しくなっている。例えば、町の中に用事があって女満別研修会館でも、そこから100メートル、近くの住宅に行くのでもなかなか大変だと、そういうことであれば逆に何とかして家族で送ってくれないかというような話にもなります。そういうようなこともあって、今回使われていないというようなところもございます。いろいろな要因があって利用が伸びていないと、そのところをしっかりと検証してまいりたいと思いますし、先ほど言いましたように、企画をしたから最後までこれでやるのだというような考え方ではなくて、途中からでもそういうものを何とか少しずつ改善していこうという考え方でございます。議員におかれましてもそういうような町民のお話がありました折には、ぜひそんなことはないよというようなことで言っているとは思いますが、さらにお伝えをいただければありがたいと、そのように思っております。格好だけの乗り合いタクシーの試験運行ということでやっているつもりは毛頭ございませんので、何とか困っている方々もたくさんいらっしゃる、そういう方々の利用に供したいという思いで取り組んでおりますので、今後とも御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 私が本当につらかったのは、この事業がスタートされる時に、そういう悩みを持っていた御婦人、福祉タクシー券がもらえる状況にない年、年齢、それで自分の虚弱な体になっていくつらさ、そんなことを日々聞いておりましたので、これはあの人のためにいいなと、いいことだということで「使ってくださいよ。」と、「そうなの。」と喜んでいただきました。ところが、何かの都合で役場へ来たときに「今度やるんですってね、私は乗れるんですよ。」と言ったら、正直に言って町長、「あなたの運行区ではないです。」と言われた人がいるのです。私は、その人に聞いて、「そんなことはない、私の名前を出してください。」と正直言いました。「ちゃんと米印に相談してくださいと書いてある、そんなことないから。」。それは大分前のことで、スタートのときは確かにそうだったと思います。だから、スタートのときはそういう答弁をしたのだろうと私は思いますけれども、「それから変わって直ってきているから、間違いないから。」こういうふうなことを私は言ったつもりでありますので、別に行政の隅をつつくばかりが能ではないですから。「そういうことで間違いないよ、絶対だから、ただ図面がちょっとわかりづらいよね、でも間違いなく使えるから、何ならすぐ登録して。」と言って、この30名の登録数の中に近隣の方が多いというのも、そういう事情だということを私は暴露いたします。

4番目の利用者登録用紙の取りまとめの考え方でございますけれども、まだいまだかつて30名しか、全然ふえていない、これが要するに基本なのです。登録がないものはないのです。ですから、登録を導入したのならば、とことんやっばり登録をするということを、まず第一義的に進めることなのです。ですから、各場所へ行って説明したときに登録用紙を持って行って、その場で書いてもらう。また、来られない方は郵送する、そういう根強い、福祉課の保健の話ではないで

すけれども、特定健診と同じなのです。ある程度しつこくしたところが上がっている、スムーズにやったところは上がらない、これは当たり前だと、先進地に行きって聞かされました。やっぱりそこが熱意です。人のために一生懸命心配してやるのですけれども、迷惑だと言われることはないのです。熱心だなと。ですから、その後、見守りネットの人方にもパンフレットを持たせて説明をしたり、そういう動きが後半にあったと私は聞いています。それは、町民から聞いているのです。

「品田さんに言われてから、また役場に來たわ。」はっきり聞いていますから、わかります。でも、私は後手になっていないかということを行っているのです。それがもしか命をとられるような事業であれば、これが利益を考える事業であれば、その会社は倒産します。企画が当たって飯を食える企業がほとんどなのですから、そういう認識があるかということは大事なことだと思います。民から学ぶだとか、いろんなことを言っているけれども、全然そんなことにはなっていない。言葉はいい、リップはいい、実践はどうかといったら、かたくなな殻をかぶった姿勢では、自治基本条例をつくろうが何をつくろうが、それはうたかたの夢でしかない、かえって信頼を失うことになるのだという認識を持っていただきたい、私はそのように考えているところであります。町長の最後の見解をお聞きしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私自身では、担当のほうから先ほど言ったように、そういう形でお断りをしたということの報告は受けておりませんが、議員はそういうにおっしゃいますので、差し支えがなければ後ほどお教えいただいて登録をさせていただく手続きをとりたいと思います。私が思いますのは、この福祉にかかわるこういった事業、企画が当たるとか当たらないとか、そういうようなものではないと。必要な方がいらっしゃる、そういうときに町としてどのような、いろいろな施策を講じて、そういった方々の不便さを解消していくかということだと、そのように思っております。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 町長が言うのはわかりますけれども、再度言うわけではないですけれども、町長、行政はそれでいいと思います。ところが、タクシー会社さんは違うのです。これからいろんな形の実践計画ができますけれども、会社は大変なのです。運転手の手配、ローテーション、大変だとお聞きします。これが限界だよと。相手があることなのです。どれほどもうけれる仕事か私は知りませんが、それが有料になって、また補助金を出すという形になってくるのだと思いますけれども、いろんな町のやり方がありますけれども、たまたまきょう、これは不思議なもので……。

◇議 長 品田議員、通告しておきますけれども、会社とかそういうのを挙げたら政治倫理にひっかかりますので、気をつけて質問をしてください。

◇品田議員 委託で走っているということをわかっているわけだから……。

◇議 長 わかっているとしても、私たちの議会の倫理があるのです。

◇品田議員 それを言ったら、しゃべれないよ。

◇議 長 それを言わないように質問をしてください。

◇品田議員 名前を、固有名詞を出しているわけではないのですよ。

◇議 長 いや、それを言わないように質問してください。

◇品田議員 そんながんじがらめだったら、意味がわからなくなってしまって、聞く人が何もわからなくなりますから、どういう事業かということは、そういうことも認識がなかったらわからないです、それは。そういうことでございますので。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 地元の民間の会社にこういったものを委託という形でお願いをしてございます。当然、そこの御負担になってしまうというような重荷であれば、そういった仕組み自体も考え直さなければならないものと思っております。しかし、私からすると、人口減少の中で高齢の方々がふえていくと、地域の足の確保、さらには現在ある、そういう運行されている会社などの底辺を拡大するというようなことにもある意味ではつながるのではないかと、そのように感じておりました。それが非常に重荷なのだということであれば、その視点というものについては考え直さなければならないものと、そのように考えます。今後そういうところも、今回の試験運行を利用される方々におけるいろいろな課題点を拾い出すものでもありますけれども、一方では、その運営の主体となる、その母体となるようなところも含めて課題を拾い出すということでもありますので、そういった視点からも考えてまいりたい、課題の整理に当たってまいりたいと、そのように思います。

◇品田議員 終わります。

◇議 長 これにて品田好博議員の一般質問を終了します。
ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時51分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第2、一般質問を続けます。

次に、2番、中堀君子議員の一般質問を許します。

◇中堀議員 大変お疲れのところ、前段でお隣の1番の議員さんが大変密度の濃い質問をして、しかも私に宿題まで残してくださいました。私は、同僚議員のように密度の濃いものはできませんけれども、30分、お昼までどうぞ御協力をよろしくお願いいたします。

暑さ寒さも彼岸までといいますが、昨年末からことしの1月、2月の大雪と気温の低さ、そして今月、3月2日から3日にかけての爆弾低気圧による国道、道道の吹きだまり、道路寸断や農業施設の崩壊などで我が大空町も甚大な被害を受けて、そんな中で役場職員や消防職員、消防団員、大勢の町民の皆様たちが夜を徹して動けなくなった人たちを助け出し、毛布や温かい飲み物を配ってくださったと網走市のお友達からお電話がありまして、息子さんとお孫さんがこうだったのですよというふうに今のようなことを言ってくださいました。私も5分おくれでおりましたら、その行列の中に巻き込まれたかと思います。網走市でその会、女性の集まりがありまして、少し早かったのですけれども、帰ってまいりましたら、もうやっぱり国道は見えませんでした。道道に入り、我が家のほんの50メートルほど前に来ましたら、もう本当に見えないという大変な思いをいたしました。春の嵐と言ってしまえば、それまでですが、作業に出られた皆様へ本当にありがとうございましたとお礼を申し上げたい。寒さや除雪になれている私どもにとっても過酷な、そして恐ろしい1日でした。幸いにして3日の午後から日差しが出て除雪が進み、雪に埋もれた車も整理されましたが、オホーツク管内で3人もの人命が奪われました。雪国に住む者として、常日ごろ、この教訓を忘れることなく生活をしていきたいものです。

少し温かいお話ですけれども、円安のためかどうかはわかりませんが、灯油、ガソリンの高騰が続いており、低所得者や高齢者が大変困窮している折、我が町でも福祉灯油が配られ、あるひとり暮らしのおばあちゃんが私を見つけて、昨夜のお通夜でも会いました。この方に「町長さんから油をもらってさ、ぬくい思いをしているよ。」というふうに話しかけられました。もちろん町長が配ったわけではないでしょう。でも、網走市も美幌町も小清水町も配られた後に、我が町ではようやく公表したというような、早ければいいということではありませんけれども、北海道新聞の記者さんに「大きく書いてくださいよ。」というふうに注文をいたしましたら、早速その翌日の新聞、北海道新聞に発表していただきました。このおばあちゃんの幸せそうな笑顔がいつまでも続くということを願うばかりであります。お彼岸まであと10日余りとなりましたが、春もそこまで来ていることを信じて、前段が大変長くなりましたが、質問に入らせていただきます。

私は、東藻琴芝桜公園、前任者が大変密の濃い御質問をいたしましたので、芝桜公園の温室イチゴの事故と言っていいか、事件といいますか、この廃棄に対して町長を初め担当職員、業務委託を受けた東藻琴芝桜公園管理公社の方たちは、町民に対してどのように考えていらっしゃるのか。先ほどの御答弁を町長はいたしましたので、何か私がその後煎じをして質問をするのが非常に心苦しいところでございますが、定例会になり、町政執行方針が私の手元に届きました。私は、二度三度と読み返してみましたが、イチゴの件については字数にして先ほど品田

さんは百数十幾つという字数を示しましたが、私はわずか20文字だと思います、イチゴに関しては。町民に対するおわびもなければ、姿勢も見えない。大大空町の一般会計、特別会計を合わせて98億円もの予算の中のほんの300万円ぐらいと誰も言っていませんが、私にはそのように見えるのです。町民に対して、もう少しつまびらかにごめんなさいと謝れないものか。実は、公の場できょうの町長、私は初めて申しわけありませんでしたというふうに聞いたように思います。大変言いづらいです。町長に対して言いづらいですけども、そのように見えました。町民に対して納得のいく説明があってしかるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

私は、この1点のみをお伺いいたしまして、第1回目を終わります。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 中堀議員の一般質問にお答えを申し上げます。

昨年12月末に出荷間近のイチゴを、使用許可されていない農薬を使用していたということが判明いたしまして、廃棄処分をすることとなりました。町民の皆様に深くおわびを申し上げますと存じます。この関係でありますけれども、実際に使用いたしましたのは殺虫剤でございました。この殺虫剤につきましては、葉茎菜類といたしましては白菜やキャベツ、ブロッコリー、また根菜類といたしましてはカブ、大根、ゴボウ、果菜類といたしましてはキュウリ、トマト、ピーマン、ナスなどにおいて日常的に使用されているものでございます。そんなことから、ハエが非常に多くなったということでこれらを使用したわけではありますが、これらの薬品につきましてはイチゴ栽培の中では認められていないということでもございました。そういったことがございまして、廃棄処分をするということにしたわけでございますけれども、そのことについては議会に説明をさせていただき、2月号の広報にも掲載をさせていただいたところであります。前出の議員のお話からいいますと、広報紙に係る文章表現の字数が先ほど言った字数だったということだというふうに受けとめております。また、私はちょうどこの時期、町政懇談会に当たっておりましたので、そういった中でも機会があるごとに、実は今言いましたような状況の中で使って、それが認められていないということが判明をしたということで、町民の皆さんにおわびを含めてお話を申し上げてきたところでございます。また、町政執行方針につきましては、新年度に向けた町政に対する基本的な考え方や新年度の事業、予算というものが中心となっておりますので、このことについて具体的な表現ということになれなかったことについては御理解を賜りたいと、そのように思っております。

具体的な日時について、少しお話を申し上げます。12月の21日に出荷前の自主検査ということで関係機関に依頼をしたところであります。12月の25日に先ほど言った殺虫剤の成分などが超えているというような電話がありまして、26日、栽培過程などを説明した中で、先ほど言った状況が判明をしたということでございました。そのため、同日、委託を行っている業者と町との中で、その対応について協議をその日のうちに行ったわけであります。当然、そういったものを消費者に提供していくわけにはいかないというようなことから、

廃棄処分、また苗の残量などがあるかどうかということを確認をして、ある場合については植えかえをしていこうということを決めさせていただいたところでございます。大変、今回のことについては町民の皆様に御不安や、また情報提供などについて不信感を招いたことにおわびを申し上げたいと思いますが、その中でも幸いにして出荷前にこういう自主検査というものを実施したことによって未然に防止できたことは、不幸中の幸いであったというふうに考えてございます。今回のことを糧としながら、しっかりと栽培管理に当たってまいりたいと思っております。

また、栽培管理につきましては、現在委託業者をお願いしておりますけれども、一方的にそこだけが担うということではなくて、町としてもそういった栽培のノウハウというものを同時に、一緒になって構築していくことが必要ではないかと考えてございます。ですので、今回いろいろなところに問題があったわけでありまして、当然委託業者、町にもいろいろな課題点、問題点があったと、そのように認識をしてございます。しかし、契約の中からは管理上の瑕疵があると、今回お互いに判断をいたしましたことから、契約に基づいて売り払い代金の分については弁償をいただくというような手続をとったところでございます。過去に女満別町時代においては、昭和48年から肉牛を町として導入をして飼養してまいったことがございます。昭和50年には、肉牛センターというものを町として経営してまいりました。さらに、昭和60年に花と音楽の町を宣言した前後からめまんべつ産業開発公社が中心となり、カスミソウなどの花の栽培も行ってきた経過にあります。また、旧東藻琴村におきましては、昭和54年からチーズの生産というものに携わってまいりました。また、北海道東藻琴高等学校などでは肉製品などもつくってございます。当時から、素晴らしい技術者がいたというわけではありませんけれども、町とそれらに携わる人たちによって何回となく失敗を繰り返しながら今日の形というものをつくってくださったものと、そのように思っております。今回、私どもは大変な失敗をいたしましたわけでありまして、今回のことを糧として、それをしっかりと克服して、よりよいものをつくって町民の皆さん、さらには消費者の皆さんにお届けをするということが大きな責務であると、そのように考えてございます。今回、いろいろな御指導をいただきました。そのことをしっかりと受けとめながら、今後の後輩たち、後世の方々にイチゴが東藻琴芝桜公園の一つの名物になったねと言われるように努力をしてまいりたいと、そのように思っておりますので、今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

◇議 長 2番、中堀君子議員。

◇中堀議員 私は、産業建設常任委員会に属しておりまして、課長からこの件についてお電話をいただいたのは昨年の12月28日午後4時20分でした。思わず、「えっ、大変なことになったね、課長、では早速、産業建設常任委員会を開きましょうよ。」、課長がそうですね、開きましょうなんて言えるものではないですから、何事か、課長の大変優しいことだという事でした。しかし、産業建設常

任委員会を開くというのは、もちろん私も勝手にできることではないです。議長なり町長から許可を得、許可というか、を得て開くのが当然と思っておりましたが、できることなら私も一緒に、私どもも一緒にと言っているかな、産業建設常任委員会も一緒になって、この難局を乗り越えたいというふうに思ったからこそ、産業建設常任委員会を開きましょうよという言葉が発しました。しかし、開けないということで、もちろん課長は御用納めです、年末ですということでしたけれども。それはそれで終わりました、その後イチゴのイの字もなく1月の18日に産業建設常任委員会が開かれました。もちろんそのことは町長も産業建設常任委員会の人たちも担当職員も御存じでしょうけれども、先ほども言いましたように、98億円もの大予算の中の300万円ぐらいということで細かいことを言うなよという人もおります。でも、私どもというか、私の我が家でいいますと、いわゆる後期高齢者、年金生活です。300万円を国家からいただくのは、2年もあれば、私はあります。でも、それを300万円をためるというのは5年も10年もかかるのではないのでしょうか。そういう家庭が多いのが今の現在の状況であります。にもかかわらず、町長は、大変申しわけないのですけれども、町長を責めるようで申しわけないのですけれども、町長が直接このイチゴにかかわっていることではないということは重々わかっているのですけれども、先ほど同僚議員も言っていましたけれども、この大空町の中でも収穫体験などを楽しみにしていた町民の皆様におわび申し上げますということです。では、ほかの町民にはおわびしないのかと言いたいところですが、そんなにつついてもしょうがないです。しかし、例えばの話ですが、せんだって網走市で断水がありました。網走市の現在の市長さんには関係ないといえば、その何十年も前に埋められた管が破れて水漏れをしていた、でも現在の市のトップである首長ですから責任があるということで、2月の28日、私は消防議員として網走地区消防議会第1回定例会へ出席をいたしました。大空町からは4人しか行かない、その前でも網走市の市長さんは「大変御迷惑をおかけいたしました。大空町さんには、消防署さんには給水のお手伝いをいただきまして、本当に市民の皆様、町民の皆様には御迷惑をおかけいたしました。」と、たった4人の前で頭を下げてくださいるのです。下げるのがいいのか、下げないのがいいのかということですが、やっぱり町民から見ると、じかに町長が頭を下げてくださいったということ、こういったことにもじかに町長が言ってくださっているということでは、やっぱり感覚が違うのではないのでしょうか。この中にもないけれども、15日の町広報にも町長のコメントが載っていますけれども、一言もなかったということを指摘しまして、2回目を終わります。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 先ほどの日程といいたししょうか、12月の26日に判明をしたと、翌日などに苗の手配がつくかどうかということで、私といたしましてはそういった状況などについて議員の皆さんに逐一御説明をしなければならないと、複数の議員の方々がいらっしゃるので、手分けをしてなるべく早い時間にそういったことについてお知らせをすると、場合によっては産業建設常任委員会の招集などもある

かもしれないというようなことで話をいたしました。私が産業建設常任委員会の、各常任委員会の招集をするとか、許可権限を持っているとかというわけではありませんけれども、私どもとして、もう少ししっかりと事の重大さというものを感じながらお願いをするべきであったかというふうに反省をいたしております。

また、広報などでというようなことで、手記の中でというような意味合いかとも受けとめますが、今回のことはそういったところで一般的に書くというよりは、先ほども言いましたように町政懇談会などを開催しているときでもございました。そういう中でお話を申し上げることのほうが適切ではないか、しかしそれだけでは皆さんに内容が全部伝わるということにもならないというようなことから、広報の記事の一部分として書かせていただいたところであります。表現の仕方について配慮が足りないという御指摘だったかというふうに思います。今後こういうようなことがないように努力をしていきたいとは思いますが、今後こういうようなものの表現の仕方、取り扱いについては十分意を払うようにしてまいりたいと、そのように思いますので、今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げます。

◇議 長 2番、中堀君子議員。

◇中堀議員 私は、議員としてこの席に座らせていただいているのであれば、町民の600人の方に支援をしていただいてこの席におります。その方たちと楽しいこともうれしいことも苦しいことも一緒に解決していこうではないかというふうに常日ごろ思っております。ですから、そういった事件が突発的に起こったときには、議員も一緒に苗を抜いたり、抜くということではないけれども、苗の現場を見せていただいたりというようなことはあってしかるべきだったかなと私は今、反省しております。しかし、きょう、これはけさの北海道新聞の切り抜きでございますけれども、北海道新聞さんはさすがですねと、町長のきのうの町政執行方針を見ただけでこれだけのことが書けるのですから、何で私はそこを町長の意を酌んであげられないのかと反省しているところですが、やはり打てば響くではないですけれども、町側ももう少しつまびらかに町民に対して事故のこと、事故と言っているか、事件と言っているか、先ほど町長はお野菜にはまいている、言ってみれば殺虫剤なのですよね、殺虫剤も農薬というふうに言われますけれども、やっぱり殺虫剤は殺虫剤、虫を殺すと書いて殺虫剤ですから、それをそのイチゴにかけたということは、恐らく委託業務をする先がそれで適当だったのかどうかというふうにクエスチョンマークをつけたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 その現場を見ていただくということも確かに考えられることかと思いましたが、決して何かそれを見せたくないということではなくて、すぐ次の対処にかかりたいというようなことから、イチゴのことについてはその27日、28日、年内のうちに撤去をして次の定植に備えるということを第一に考えて作業を開始したということでございます。

また、農薬という言い方と殺虫剤という言い方、別に何かを特別に表現しようと思っていたわけではありませんけれども、その殺虫剤についてはイチゴにかけたということではなくて、土壌のところにそういったものを置いて虫が寄らないようにするというようなことでございます。しかし、当然イチゴはそのところから、土壌から栄養分を吸い込みますので、先ほど言った成分がイチゴの中にあるというようなことになるということでございます。

また、委託先の適正さといひましようか、そういうことであります。ほかの、例えば先ほども1番の議員のほうから、例えば被災地の方々の中からそういうノウハウを持っているような方々をお願いをするような、そんな方法もあったのではないかなというお話もございました。しかし、そういった方々というのは、基本的に将来的には、またその地域にお戻りになりたいというようなことでもあります。私どもとしては、先ほども言いました過去の肉牛でありますとか、花でありますとか、チーズ、そういったものも地域の方々と相談をしながら今日までやってまいりました。そういう中では、将来のことを考えますと、ぜひ地元の方でしっかりとそういう栽培ノウハウを持っていくという、その人材を育て上げたいものだ、そのように考えておりました。そんな中で東藻琴芝桜公園管理公社と人材の育成でありますとか、相対する作業員の方々などともお話をした中で、若い世代の方の中でそのところを中心に一生懸命取り組んでみたいと、そういうような意欲を持たれている方もいました。そんなことから、その方に将来ともしっかりとやっていただくことをひとつ基本としながら、そこをお願いをしていこうというようにすることでスタートをさせたところでございます。しかし、今回のようなことになりました。反省点が多々ございます。しかし、そのことをしっかりと受けとめて、さらにそれを克服して栽培技術をしっかりと身につけていくということに全力を挙げてまいりたい、そのように考えてございます。ぜひ、今後も御指導いただきますようお願いを申し上げたいと思います。

◇議 長 2番、中堀君子議員。

◇中堀議員 人間には間違いがあって当たり前のことですから、決してこのことに關して職員を責めるとか、そういったことではございませんけれども、先ほどからずっと今後改めますという町長の言葉を了として、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◇議 長 ちょっと報告をしておきますけれども、先ほど一般質問の中で中堀議員のほうから福祉灯油のことでちょっと触れましたよね。それで、議会も2月4日に臨時会で決議しているわけなのですけれども、先ほどちょっと間違った、オホーツク管内では津別町に次いで2番目に決議しているということを、私たちも議員ですから、皆さん、きょうマスコミも来ておりますので、そういうことでちょっと報告をさせていただきます。

◇議 長 これにて中堀君子議員の一般質問を終了します。
ここで昼食のため休憩します。

再開は午後１時といたします。

休憩 午前１２時００分

再開 午後 １時００分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで諸般の報告をいたします。

鈴木事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

小島一弘議員が、本日午後から出席されております。よって、ただいまの出席議員は１２名であります。

以上、報告させていただきます。

◇議 長 日程第２、一般質問を続けます。

次に、５番、齋藤宏司議員の一般質問を許します。

◇齋藤議員 平成２５年第１回定例会に当たり、通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。大項目として２点について質問をいたします。

１点目、大空町地域防災計画についてです。中項目の１つとして、東日本大震災の発生から丸２年目を迎えました。いまだにニュースや新聞などで被災地域の死亡や行方不明者の名前が報道されております。ことし、道内でも２月２日の午後１１時に震度３から４の大きな揺れがありました。大変驚かされたわけであります。また、先般３月２日、３日の道東、道北を襲った暴風雪は犠牲者を９人も出し、改めて自然の恐怖を身にしみて感じたところであります。被害に遭われました犠牲者の方々に対しまして、心から追悼の意を表します。これらを踏まえ、災害時における行政と地域、特に自治会ですけれども、との連帯、対応と課題について伺いたいと思います。

中項目の２として、安否情報システムの利用に向けての課題と今後の対応について伺います。

大項目の２点目として、企業誘致対策についてです。まず、１点目、町内における誘致企業の現況について伺います。

２点目として、今後の新規誘致企業の見通しについて。最近近隣の市町では、大規模太陽光発電施設の誘致が進んでおりますが、特に小清水町では誘致に向けて企業立地促進条例を一部改正し、受け入れ態勢を整えたとの新聞報道がありました。町有地の有効活用、また雇用、また節電対策など、将来の税収入増が期待できるものと考えられますが、大空町での取り組みについて伺いたいと思います。

以上、町長に答弁をお願いし、１回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 齋藤議員の一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

東日本大震災の被災地の経験からいきますと、災害時の避難所の運営というのは地域の住民が自治組織を設置して運営をしており、行政では対応していない現状でございます。災害時におけるふだんの心構えというものが大切であり、そういった意識の高揚を図らなければならないものと考えております。大空町では過去に大きな災害はなく、防災に対する意識が低いということが大きな課題ではないかと、そのように捉えております。防災計画を大幅に見直しました。自助、共助、公助、これらを基本に掲げて取り組むこととしております。自助が防災の基本ですが、共助の考え方をふだんから醸成する自主防災組織の重要性を掲げております。そのためには、自治会内部の合意形成と協力が必要ですが、現在設立には至っておりません。自主防災組織の活動事例などを紹介し、組織化に取り組んでまいりたいと、そのように思います。平成25年度予定しております防災訓練において、被災地で交流のあります岩手県陸前高田市米崎小学校を中心とする仮設住宅の自治会長さんなどをお招きしたいと、そのように考えております。そういったところから、いろいろ御示唆をいただければありがたいなと思っております。また、全ての地域で一度に自主防災組織を立ち上げるということはなかなか難しいと考えておりますので、モデル地域などを設定して、その中で自主防災組織の立ち上げということを検討してみたいと、そのように考えているところでございます。

続きまして、企業誘致についてであります。今までにボッシュ女満別テクニカルセンター、株式会社オーエスライズ、プリンスホテル女満別ゴルフコース、株式会社北海道畜産公社、双日北海道与志本株式会社などの企業が本町に進出をしており、地域の雇用対策のみならず、地域振興上多大な御貢献をいただいているところでございます。一方で、近年では女満別食品、北見東京電波株式会社、ボッシュ女満別テクニカルセンターの製造部門などが撤退をするというような状況もあるところでございます。大空町としての企業の誘致活動については、企業振興促進条例というものを定めてございます。工場、宿泊施設、研修施設、試験研究施設等の新增設に対して固定資産税相当額の助成を行ったり、雇用がふえたり、また事業所の賃貸借料、環境対策に投資をすることを基準として助成策をとっているところでございます。この条例につきましては、昨年の4月、改正をいただきました。改正内容についてであります。1つには高額投資に対して助成期間を3年から5年に延長する、2つ目として対象施設に太陽光発電等の新エネルギー電力供給施設を加えております。さらに、東日本大震災により被害を受けた事業者の方々が町内に進出した場合については助成期間を3年から5年に延長する、そして4番目といたしまして機械を賃借する場合の賃借料についても助成対象に加えるという内容にしております。また、美幌・大空・津別地域産業活性化基本計画というものを3町の間でつくってございます。これをつくりましたことから、この3町に進出する企業などについては国税、道税の優遇措置などが受けられることとなっております。このほか、北海道では産業振興条例を持っておりまして、一定の投資額と雇用増を要件に補助金が交付される支援制度などもございます。先ほど言いました町の企業振興促進条例に基づきましては、平成24年度は2事業所、来年度も2事業所が該当になるというふうに思っております。そのような中で支援をさせていただいているところでございます。今後の

企業誘致の見通しについてであります。なかなか簡単なものではないと、そのように認識をしてございます。先ほど言いました企業振興促進条例による業種の誘致というものも当然でありますけれども、それ以外においても町内にいかに多くの事業所の方を誘致できるか、また企業化をしながら振興できるかということが大きな地域の活性化につながるものと、このように考えてございます。そういった面から、いろいろな取り組みを行ってまいりたいと、そのように考えてございます。現状、ふるさと会の会員の方々からの情報提供でありますとか、既に私どもの町に誘致といいましょうか、進出をしている企業などの関連企業における情報でありますとかいうところから情報などの収集もしております。また一方で、ホームページなどで町の状況などについて発信もしているところであります。平成24年度は、そういった町の情報のパンフレットなどの作成もしておりますので、そういったものを使いながら私自身もトップセールスとして企業誘致に当たってまいりたいと、そのように考えておりますので、今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げたいと思います。

失礼をいたしました。今、担当のほうから安否情報システムのことについて答弁をしていないということで指摘がありましたので、そのことについて申し上げたいと思います。安否情報システムというシステムがございまして、これは国民保護法によるものでございまして、平成20年の4月から運用がされております。この情報は、自然災害や事故の際にも利用することが可能であります。この情報といいますのは避難所に避難をしている方、また病院などで負傷や残念ながら死亡が確認されている方などについては対応できますけれども、それ以外については把握できないと、そのような課題もございまして。そういったいろいろな方々の情報を漏れなく収集するためには、地域住民の方々による安否情報の相互提供というものが必要になると、そのように考えてございます。そのために、地域集団であります自治会の力というものが必要になってまいりますので、先ほどの自主防災組織などとあわせて御理解、御協力をいただけるようお願いをしながら、こういったものの活用について検討していきたい、そのように思っているところでございます。

以上、申し上げまして、答弁とさせていただきます。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 どうもありがとうございます。最初に始まる前に、前議員もおっしゃったのですけれども、3月2日、3日、私も東京農業大学オホーツクキャンパスで行事がありまして、本当に帰れなくて泊まった経験をした者なのですけれども、その中で事前に帰った方も何人かいました。その方々は、ほとんどが道の駅「メルヘンの丘めまんべつ」にひっかかってという言葉が適当ではないかもしれませんが、大変な思いをしたのだと。でも、「さすが大空町、対応がよくて本当に安心しました。」と言ってくれました。自分も何か誇らしげに聞いておりました。それを最初に言って始めたいと思います。

今、町長からもありましたけれども、防災については自助、共助、公助、これが基本だと私も思います。この中で特に共助、うちの地区でも自治会に入って

いない方がおりますけれども、なかなか町民全部を把握するというのが行政側でも大変ではないのかなと思っております。その中で、特にさっき言った自主防災組織の推進ということなのですけれども、まだ完全にできていないということなのですけれども、その中で一番気になるのは、なかなか自治会単位といっても人数もおりますし、今自治会の役員を見ましても、自分も自治会には入っていますけれども、自治会の役員さんというのは災害に向けての役員というのはいないのです。まず、その辺から、自治会の役員さんからもそういう組織、役員からそういう支援をするような、恐らくこの自主防災組織の一番のネックは年寄りとか子供たちを助ける、そういうのが一番の目的になる組織だと思うのですけれども、そういう方々を常に把握できるような人が自治会の役員として入っていれば違うのかなと思っておりますけれども、そういう形で本当になかなかつくれ、つくれと行政が言っても、ではつくるのにもいろんな資材も必要だと思うのですけれども、そういう形を行政で具体的にどういう形で支援できるのか、その辺を再度よろしく願います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 この地域の要援護者の把握というものが大きな課題になっております。行政で取り組んでいるという部分もありますが、それは例えば私どもの町でいいますと、自治会連合会、おのおのの自治会でありますとか社会福祉協議会などの活動と相まって、そういう機関と連携をとりながら進めている状況にあります。例えば、社会福祉協議会でふれあいネットワーク活動推進事業というようなものがあります。これは、その地域の安心カードの作成でありますとか、こういったことを行う、そのときに社会福祉協議会としても支援をするというような内容になっております。そういうようなことをいろいろ積み重ねていきながら、地域の中でいろいろな情報を共有し、支援の必要な方々というものを把握していくということであります。町といたしましては、ことしで2年目になります自治会活動支援交付金というようなものを各自治会に交付をさせていただいております。使い方を決めているわけではありませんけれども、最近の状況でいいますと、防災活動なども非常に地域の関心事になってきているのではないかと、そういうところにもこの自治会活動支援交付金を向けていただければありがたいと、そのように感じているところでございます。また、地域で自主防災組織が立ち上がる、その中にいろいろな資材でありますとか備蓄をしなければならないようなもの、そういうようなものについては、先ほど言った細かなところでは町の自治会活動支援交付金もありますが、コミュニティ助成事業というようなものがございまして、備蓄品の整備などについては、そういうようなものも活用できるということになってございます。先ほど言いましたモデル地区のまず立ち上げなどにおいて、そういうようなものを少し例示をしながら取り組んでいただく、それをまた全町に広げていく活動ができるように努力をしてまいりたい、そのように考えているところでございます。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇**齋藤議員** 大変ありがとうございます。自助、共助、これの後押しは行政しかないと思うのですけれども、この中でなかなか防災に対しての正しい知識と言ったほうがいいのか、そういう教育というか、そういうことも行政でしていただきたいと思うのですけれども。その中で防災に対しての備えとか行動、自分自身が、いざ何かあった場合に何を一番すべきなのか、そういうことがわかればいざ災害があったとき、緊急の場合、どれだけ自分が役に立つのか、言葉は悪いですが、そういう形で進んでできるのかなと思います。今回の風雪害でも本当に職員が自主的に行動をしてくれたことはよく聞いております。その中でやっぱり、なかなか自治会の中でも、隣組ってかなり大昔にあったそうなのですが、本当に田舎でも隣の人を知らない人もいます。役場でもただ名前だけで、顔と名前が本当に一致するのかなという形で一番心配なところなのだと思います。先ほど安否情報システム、それはこういう害ではない、使い道はそういうことではないとおっしゃったのですが、本当に日ごろから自治会活動なり、地域担当者もおりますけれども、そういう形で接していないと、なかなか地域の人を隅々までわかり合えるということはないと思うのですけれども、先ほど言いましたけれども、そういう役員、地域でそういう担当役員を置いて、そういう地域の担当役員は名前も公表していいと思うのですけれども、その中で声かけ運動をしていただければ本当に民生委員だけではなくて、いろんな形でもうちょっと身近に住民、年寄りも子供もわかり合えるのかなと思いますけれども、再度申しわけない、町長にお願いします。

◇**議長** 山下町長。

◇**町長** 子供たちにおける防災教育というようなことも大切ではないかと、そのように考えておりますし、今回防災計画の見直し、途中ということではありましたが、町政懇談会の中でも防災に対する考え方について、私からも地域の方々にお話を申し上げてまいりました。また、地域の方の顔と名前がわかるような関係というようなことは、大変大切なことではないかと。地域の方々の中であっても大切ですし、私ども行政の職員と地域の方々という関係も大切ではないかと、そのようにも思います。地域担当職員なども配置をさせていただいておりますけれども、そういった中であっても今言われたような顔と名前を一致させていく、要援護者がどこにいるのかというようなことについて、しっかりと心にとめながら行動できるように今後も教育をしていきたいと思っています。

また、安否確認の情報についてでありますけれども、もともとは国民保護法のもとでこのシステムが運用されるということではありますけれども、災害時においても当然使うことができるというシステムであります。ただ、先ほど言ったように、避難所などにおられるの方々ということで、全てを把握するということにまでは至っていないということでございます。御理解を賜りたいと思います。

また、自治会の部署の中には当然、例えば総務部でありますとか、さらには私の記憶では交通安全防犯部などというものがあろうかと思います。役場の中の仕組みでいいますと、交通安全、防犯、防災というところにつながっていくのかな

というふうに思いますけれども、ただそのことをもって自治会の役員をお集めして何かお話をするとか、お願いをするということは今までにはありませんでした。ただ、今後はこの防災というところが非常に大きなウエートを占める地域活動になろうかと思しますので、今後そういった面での自治会との協力体制というものについて考えてまいりたいと、そのように思っております。今後も御指導いただきますようお願いをいたします。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 どうもありがとうございます。これについては最後にしますが、自分が思うのは、自然災害って本当に人間の力ではどうしようもないなというのが一番感じました。その中で突然、特に3月2日あたりは早朝は快晴で、こんないい日はないだろうと思っていたのが、昼から急に吹雪になって、夜はあんな暴風雪、誰もが信じられなかったのですけれども、一番思うのは気象台では2月27日から3月2日は荒れますよという話は、警報は出ていました。でも、確かに自分はそれを見ていましたけれども、警報なれ、そういうのがあるのかな。またいつもの警報かなという感じしか捉えていなかったというか、結構マンネリになっていた。本当に気象台でも、今度からはもっと具体的な言葉で表現しますと北海道新聞には報道されていましたが、本当に車が埋まるような状態になるとか、そういう形の言葉にしたほうがもっとわかりやすくなるのかなという説明が報道されておりました。確かに、この大空町でも地域防災計画、また水防計画が出ておりますけれども、その中でいろんな文言が変わりましたけれども、やっぱり最終的にはもっと極端な言い方というか、具体的な言葉、そのほうがわかりやすいのかなと、つくづく今回はそう思いました。やっぱり風速何メートルとか言われても、ちょっとぴんとこない。それより車が埋まるような状態にとか、そういうふうに表現したほうが本当に誰でもわかるのかなと思いました。その中で、これに関しては最後にしますが、本当に先ほど言いましたけれども、地域で自分も、自分ではまだ若いとは思っておりますけれども、その中でいざ災害になったら、自分がどんな力を発揮してどんなことをすればいいのか、そういう手引書というか、そういうのも行政で対応していただければいいのかなと思っております。それについて、これは最後にしますが、よろしくお願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 警報なれといいますが、津波の警報などのときにもそういうようなお話があったかと思います。最近の気象情報、かなり精度が高くなってきている部分もありますので、しっかりと受けとめていかなければならないと、そのことを皆様にも御理解をいただいきたいと思っております。

また、今回は町の防災計画につきまして見直しをさせていただきました。各関係機関からもいろいろ意見をいただきましたけれども、実際に計画があればいいのだということではなくて、いかにそれに沿って町民の皆さんに近いところで活用していただくかということになりますと、もう少し具体的な今言われました手

引書とか、そういうようなものというのは、もう少し具体的なものとして進めていかなければならない部分も多分にあるのではないかと、そのように感じたところであります。計画は計画として、その趣旨はしっかりと受けとめながら、地域に説明をする、具体的な行動に結びつけるためのものというものについては、今後も考えて取り組んでまいりたいなと思ってございます。また、町政懇談会などでも今回は防災計画の見直しだということでお話を申し上げましたけれども、これからは折に触れ、いろいろな取り組みの事例だとか、対応の方法だとか、そういうことについてお話を申し上げてまいりたいと思ってございます。今回は停電などもありました。直接的な自然災害で家屋が倒壊するということにとどまらず、停電が引き起こす災害といひましようか、不安の状況というのも多分にあるのではないかと、そういったときにどのように対処するべきかというようなことなど細かなところ、身にかかる具体的なところをお示しするようなことを心がけてまいりたいと思いますので、今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げます。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 2番目の質問に移りたいと思います。

企業誘致についてなのですけれども、先ほど町長から答弁いただきました。

◇議 長 安否情報システムについては。

◇齋藤議員 安否情報システムについては、先ほど兼ねて質問で聞きましたので、よろしいです。はい、済みません。

それで、2番目の企業誘致対策について再度お聞きしたいと思います。去年9月に自分も機会がありまして、大阪の認定NPO法人ふるさと回帰支援センターに行ってきましたけれども、その中で一番言われたのは「大空町はどこですか。」、まずそれが一番先に言われました。「女満別です、東藻琴です。」と言ったらわかりましたけれども、その辺のこともあったのですけれども、その中でもう一つ言われたのは、果たして自分たち夫婦で、若い方が来られて、きょうも担当の職員がいらっしゃいますけれども、一番言われたのはやっぱり「仕事はありますか。」、それが言われました。その中で、「飛行場は近いです。」ということぐらいしか答えられなかったのですけれども、確かにこう考えてみますと仕事、せっかく定住してもよろしいですと言っても、やっぱり若い方は仕事がなかったら来られないと思います。今まで企業誘致、ほかにも本当にいろんな形で会社が設立をされておりますけれども、その中でなかなか大きな数を雇用する施設というか、会社というか、見当たらないと思うのですけれども。先ほど、町長の答弁でもありましたけれども、トップセールスとして企業誘致に努力したいという言葉がありましたけれども、一番言われるのは大空町、女満別空港、飛行場がありますよねというのは言われます。その中で何か企業はというのは必ず言われる言葉なのですけれども、実際に何かの企業が来て、こういうふうにやりたいのだという説明を受けたときに、どういう形で受け答えをしてくれるのか、その辺からまずちょっ

と聞きたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 企業の進出の可能性があるという中にあっては、私どもでいいますと先ほど言いました町の、さらには北海道の、また国なども含めた優遇制度がございますというようなことをまず説明をさせていただいております。また、最近オホーツク地域づくり連携会議というものがありました。そんな中で言われておりましたのは、企業が進出する中では労働力というものが必要になってくるのですけれども、今地域の中で過疎化でありますとか高齢化が進む中においては、その労働力を地域として確保していくということが1つの町などでは非常に難しくなっている、そのような現状も報告されております。これは、私どもの町でも、ある意味で仕事場がないという言い方のところもありますけれども、一方では、ある程度のまとまった人数を雇用しようという中にあっては、その募集の人員が集まらないというような、一方で相反するような現象も起きているということがあろうかと思います。先ほど言いました、私どもとしましては地域における環境の優位さ、さらには支援策の内容などについて説明を申し上げているところでございます。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 今回の議会報告会でもあったのですけれども、なかなか大空町を知らない、PRが足りないのではないかということと言われました。8年たつのですけれども、本当にまだまだ大空町を知らない方は多いと思います。その中で、企業といってもなかなかぴんときないのかなと思っております。その中である都市、ある町なのですけれども、長野県の佐久市というところで子育て支援都市という特区みたいな形をとっているのですけれども、働き手が安心して働ける環境の整備、働き手の生活支援による企業誘致をというキャッチフレーズで企業誘致を行っている地区なのですけれども。大空町、ある意味では本当に小学校を卒業するまで乳幼児の医療費はただですよとか、本当に違う町のメリット、デメリット、いろいろあるのですけれども、そういう形のメリットはたくさんあると思うのですけれども、安心して子供たち、年寄りもそうなのですけれども、住めるような環境、そういうのもPRの方法なのかなと思っております。企業といっても今、なかなか厳しい時代ですから、需要がないというか、そういう人材もないところに本当に来てくれる企業も少ないのかもしれないけれども、それでいてやっぱり何か違うメリットがあるような地区、先ほど言った子育てに対して本当に熱心な地域だとか、そういうものがPRできるような地域だったら、また一味違うのかなと思っております。企業誘致については、先ほど聞いたら4社ぐらいのかなと現況を聞きましたけれども、本当にまだまだ町有地もあいておりますし、使っていない施設もたくさんあります。その中でもっとPRができないのかなと、していただきたいと思うのですけれども、やっぱりトップセールスとして町長がみずから率先して、せっかく空港もある町ですので、もっとPRしていただき

たいと思いますけれども、再度よろしくお願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 よそから企業を誘致するということももちろん必要でありますし、地域の中で業を起こしていただく、さらには現在企業活動をされている方々をしっかり守っていく、そういう面があろうかと思います。よそからそういった企業を誘致する中にあっては、雇用者の方々が必要になる、私どもの地域だけでは難しいというような言い方もしましたけれども、今、御指摘のありました子供、子育てに充実した町である、それも一つの企業が進出するといいいましょくか、企業に働く人たちが住んでいただける一つのアピールポイントになるのかというふうなことも思いました。これからPRをさせていただく中にあっては、そういうところも十分紹介をしながら企業の方々にも御理解をいただけるように努力をしてまいりたいと思います。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 大空町の企業誘致のいろんな条件、助成なりのことがあるのですけれども、昨年4月に改正したということだったのですけれども、その中で固定資産税の助成とか、いろんな形で助成はありますけれども、たしか3年だったと思うのですけれども。本当にせっかく来てくれた企業は、もっと5年でも10年でもというキャッチフレーズも使ってもいいのかなと思っております。何かほかと違うメリット、その辺を何か考えていただきたいなと思います。再度申しわけないです。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 基本、固定資産税の助成制度などについては3年ということですが、先ほど言いましたように、ある一定程度の金額以上の方については5年、また東日本大震災の被災事業者の方々などについても5年というようなことで拡充をさせていただきました。当然、雇用に結びつくというようなことから、こういうようなものに対して御支援をさせていただいておりますが、先ほど地元でも今ある企業の方々が企業活動をさらに拡充をしたいというようなことで取り組んだものにもこういうものは対象としてございます。何もかにもどんどんと大盤振る舞いできれば、もちろんいいわけでありすけれども、ある程度限度もあろうかというふうに思う中で、昨年の4月に改正をさせていただきました。企業誘致委員会などの意見もいただきながら、その今後の誘導方策などについても検証を加えてまいりたいと思いますので、今後とも御指導いただきますようお願いをいたします。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 なかなか企業誘致は大変なことだと思うのですけれども、これが最終的

には町税にもつながることだと思います。その中で、ぜひ雇用の拡大、また町有地の有効利用、施設の有効利用もあるのですけれども、そういう形で広い視野に立っていただいて、せっかく飛行場がある町、本当に言葉は申しわけないのですけれども、御用聞きという立場でトップセールスとしてもっとPRをしていただいて企業誘致を推進していただきたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今後も努力をしてまいりたいと思います。また、いろいろな情報があれば、それに基づいて御指導いただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

◇議 長 これにて齋藤宏司議員の一般質問を終了します。

次に、4番、松田信行議員の一般質問を許します。

◇松田議員 それでは、平成25年第1回大空町議会定例会において、通告書に従い質問を行いたいと思います。

まず、質問に入る前に、先ほど同僚議員の話にもありましたけれども、3月2日から3日、暴風雪により道東を中心に多大な被害が発生しました。大空町においてもハウスの破損、倒壊などに遭われた皆様方については心よりお見舞い申し上げます。さらに、国道39号線での立ち往生された多くの車の方々への対応についてですけれども、関係各位、町民の皆様方の対応、そして町職員の方々を初め、私からもお礼を申し上げたいと思います。

さて、平成25年第1回大空町議会定例会に当たって、山下町長より町政執行方針の概要の説明がありました。今回私は、町政執行方針の中から2点について質問をしたいと思います。まず、大項目1点目として、網走刑務所住吉作業所用地の活用について伺います。この議論は、旧女満別町時代から今日まで議会の中で何度か議論されてきました。また、地域内においても農地としての活用はどうか、また観光としての活用はどうか、話題にはなってきましたけれども、余りにも莫大な面積、そして地形を考えたときに農業情勢、魅力ある観光とはと考えたときに、なかなか進展しなかったと、そういう状況にありました。

そこで、小項目1点目、平成24年度地域づくり活性化施設調査事業として200万円を計上されて、貴重な資源を有効に活用することの可能性を探るため地域資源の調査が実施されましたが、その調査方法と調査結果について伺います。

次に、小項目2点目、平成25年度予算において町民探索会ガイド業務委託料が計上されていますが、具体的な取り組みについてお伺いいたします。

次に、大項目2点目、定住自立圏構想について伺います。平成23年3月23日、定住自立圏形成協定が網走市と大空町との間で締結されました。それを受けて定住自立圏共生ビジョンが策定されたところですが、定住自立圏共生ビジョンは平成23年から平成27年、5カ年として毎年度見直すこととされています。今後、定住自立圏の住民理解の促進が課題であろうと、そういう視点に立

って質問をさせていただきます。

項目1点目、定住自立圏共生ビジョン推進に当たり、今日までの進捗状況と課題と成果について伺います。

小項目2点目、定住自立圏共生ビジョン推進に当たり、網走市及び大空町において予算措置を伴う事業内容と整合性について伺います。

小項目3点目、定住自立圏での今後の取り組み、それから抱負について伺いたいと思います。

以上、私の1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 松田議員の一般質問にお答えを申し上げたいと存じます。

網走刑務所住吉作業所は、総面積503ヘクタール、うち山林面積が502ヘクタールとなっております。大正13年に燃料であるまきや炭を確保するための伐採作業所として、さらには水田の開墾や野菜など自給自足を目指して小屋を整備したのが始まりとされております。昭和3年ころから泊まり込み所として官舎、職員宿舎、農畜産庫、馬小屋などが整備され、あわせて水田15ヘクタール、貯水池2カ所、畑25ヘクタール、牧草地5ヘクタールなどが整備をされてきた経過でございます。昭和45年には水田を廃田し、通所して造林作業などが続けられてまいりました。この広大な刑務所用地を利用できないものかと、網走刑務所にいろいろ相談を申し上げました。どのような計画を持っているのか、購入をするとしたら503ヘクタール一括ということが基本前提になるであろうというようなお答えでございました。そんなことから、平成24年度調査委託により検討を行わせていただいたところであります。この業務内容でありますけれども、当該地の状況、現況を調査し、どのような資源が存在するかについて調査を行う、そしてその資源、用地の特性を生かした活用方策はどのようなものがあるかについて検討を行う、さらにその活用方法によって地域活性化に及ぼす影響や経済効果などはどの程度のものになるか、さらにそういったものを進めていく中での課題などについて整理をするというような内容になってございます。503ヘクタールと非常に広大なために、全てのエリアを踏査して調査するということは難しくございましたので、旧官舎などがありました河川の流域などを中心とした動植物でありますとか、地形などの地域特性についての調査が中心となりました。それらの結果が役場のほうへ報告となってございます。内部において先日庁議に諮られましたけれども、そういった内部における検討を踏まえて町民の皆さん、また議会の皆様にも内容等について説明をしてみたいと、そのように思っております。平成25年度の予算との関係でありますけれども、この住吉刑務所用地については町民の皆様もほとんどの方が御存じないのではないかと、このように思っておりますし、あそこの地域に足を運ばれた方というのは限られているものと思います。新年度の事業で動植物に専門的な知識を持つガイドを1人お願いをして、町民の皆様とともにその地域を探索する会を行いたいと考えてございます。余り草が伸び過ぎてしまいますと、視界が遮られてしまいますので、そういったことを考えながら適切な時期にと考えてございます。議員の皆様はもちろ

でありますけれども、町民の皆様へもこういった内容についてお知らせをしていきたいというふうに思いますので、ぜひ、たくさんの方に御参加をいただければと思っていますところでございます。

続きまして、定住自立圏でありますけれども、平成23年の3月に網走市と提携をいたしたところであります。また、昨年3月におきましては、防災対策活動の推進、圏域経済の活性化と雇用の創出、交流人口の拡大という3項目について協定書の一部内容の変更について議会の御承認をいただいたところであります。取り組みの事例につきましては、まだ多くはございません。少しずつ実績が重なっていくものと思っておりますが、一つ二つ例を申し上げます。1つには、緊急医療体制の維持確保対策事業ということで、緊急搬送体制の中での財政負担について網走市医師会と合意に至ってございます。こういったものも、この実績の一つかと思います。さらに、国内外国人観光客誘致事業というものがございまして、これに基づきましてホノルル国際空港、与那国空港、福岡空港などからチャーター便が女満別空港との間で就航をしております。これも網走市などと相図った事業となっております。

3番目といたしまして、両市町の職員の研修事業がございまして、圏域職員合同研修事業でございまして、こういったものということで平成24年度両市町の職員の合同研修会というものを開催しているところでございます。これに伴う財政的なものの考え方でありまして、こういった提携を結んでいろんな事業を行っている、そのことによって特別交付税の措置がございまして、定住自立圏共生ビジョン事業の一覧表がございまして、その総額事業費の内数として1,000万円を限度に特別交付税が措置されているという状況にあります。ですので、この事業に具体的に幾らというような割り振り方はしておりませんが、総体の中での1,000万円上乗せというようなことであると、私どもは認識をしております。今後の取り組みの抱負でありますけれども、当然医療や福祉、生活基盤、観光や産業というようなところをお互いに補完をしながらサービス向上を図っていくということ、また効率的なそれが財政運営につながっていくものというふうに考えてございます。さらには、おのこの持っている施設の活用など、こういったものの相互利用というようなことが実現してまいれば、町民の方々におけるこの取り組みの意義というものもわかりやすくなるのではないかと、ということも今後課題だというふうに受けとめておりまして、こういったものの取り組みについても協議を進めてまいりたいと思っております。今後も町政懇談会や議会の皆さんからの意見を踏まえながら、有意義なものになるように取り進めてまいりたいと思いますので、よろしく御指導いただきますようお願いを申し上げます。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇松田議員 それでは最初に、刑務所、法務省用地の活用についてですけれども、これは全てこれから始まるのだという答弁を聞いて感じたわけですが、なかなか結論めいたことは出ないのしょうけれども、その中で確認も含めて、ちょっとお聞きしたいと思います。今回の調査については、委託をしたということな

のですけれども、私は調査を委託する場合、当然そういう人たちの、第三者の視点から調査をすること、これは非常に大切だと思っています。ただ、進める上でどうなのでしょう。地元の状況というか、そういう意見が配慮されるような、そういう体制であったのかどうか、ここを1つちょっと確認させてください。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今回の調査内容については、あくまでも第三者的なところから、先ほど言った資源は何があるかと、そういう専門的な情報を集約するという視点から調査をいたしましたので、地域の方々の意見を聞いていくというのはこの調査の後、今後になろうかと、そのように思っております。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇松田議員 ぜひ、今後そういうことで問いかけがあるということで、そういう形で、やっぱり机上の、机上と言うのは失礼ですけども、そういう第三者の目だけではなかなか射ない部分があるのだろーと思いますので、そういう地元の今までの背景だとか状況だとか、下流には西網走漁業協同組合だとかいろいろありますので、そういう状況も含めた中で参考にして進めていただければなと思うのです。

もう一つは、実際のところ、これはどうなのでしょう。先ほどの答弁を聞いていて、生態学的に魅力あるようなものがあるのか、全てはこれからなののでしょうか、どうなのでしょう。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 報告書を後ほど議員の皆様にもお渡しをしたいと思います。私はさまざまな可能性がある、そのように思っております。実際に今回の調査は、動物など、こんな魚がいる、こんな昆虫がいる、こんな植物が生えているというところ、それは先ほど言いましたように専門的な知識などがなければ分類が不可能だということで今回の委託をさせていただきました。そんな中では、自然林のエリアがかなり多く広がっておりますし、造林をした人工林のところもあると、その中に先ほど言ったさまざまな生物、限られた範囲ではありましたが、見受けることができた。この前、役場の内部でも見ておりましたが、まだここではマムシを発見したという報告にはなっていないけれども、あのあたりは結構そういうようなものもいるのではないかなという意見などもありました。そういうようなものを今後活用していくということになれば当然、なればよいでしょうか、するためには地域の方々のいろんな御意見なども入れていかなければなりませんし、私は非常に大きく開発をして大規模リゾートをやるということではいかがなものかと思いますが、自然のそういったものを一方では残しながら、そういうようなものに触れる機会というような意味合いから考えれば、非常に大きな財産がそこにあるのではないかと、そのように受けとめてお

ります。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇松田議員 今後の方向性というのも聞かせていただきました。それについては、最後にまた述べたいと思いますけれども。

次に、探索会と、これは具体的にいついつまで、そしてタイムスケジュールで
すか、それと考え方によっては、これは教育と結びつけて考えたらいいか、そ
こら辺も含めてなのですけれども、ただ探索といっても、なかなか専門ガイドの
人がついて、果たして来てくれるのかどうなのか、ちょっと素人な考えで申し
わけないのですけれども、来てもらえるのでしょうか。学校の遠足とはちょっと
違った形なのだろうと思うのですけれども、ちょっと表現が適当でないかもしれ
ませんけれども、どうでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 専門ガイドといいますのは、今回委託をいたしました会社などに所属を
するといひましようか、関係のある、そういう職員といひましようか、人物とい
うことを想定してございます。先ほど言いましたように、あの地域に入り込んで、
例えば川を上りながら、そこに見かけるいろいろな魚類でありますとか生物、そ
ういったものがこういうところにいるのだというようなものを説明に加えながら
踏査していくというようなことを考えております。また、生えている植物などに
ついては、これは何科の何ていう植物で、これは食用に例えば充てることができる、
これは薬用のものであるとか、さらにはこれは毒性のあるものとか、そう
いうようなことを説明できる方々とともに、探索会というような言い方を今現在
ではしておりますけれども、行っていききたい。イメージとすれば、町民遠足と
かハイキングとか、そういうような雰囲気といひましようか、ものができればい
いと思いますけれども、今まで人がほとんど入ったことがない場所ですので、
そんなに生易しいものではないのではないかというふうに思っております。やは
り先ほど言いましたように草が大きくなってしまえば、草をかき分けながら歩く
というようなことにもなりますので、そういった意味で大きくなならない、夏場を
迎える前までにはそういうようなものについて企画をして、町民の皆様にお知ら
せをして集っていただくというようなことを考えてまいりたい、そのように思っ
てございます。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇松田議員 何となくイメージが湧いたところなのですけれども、もう一つ先ほど確
認をすればよかったのですけれども、この用地については、やるのであれば一括
払い下げと、そういう考えだという、国の考えなのでしょうけれども、ちなみに
あの503ヘクタール、木が植わったり、いろいろ地形もあるのですけれども、
これは払い下げになったとき、額というのは今はまだわからないのですけれども、

ちなみに参考として網走市で払い下げになっていますね、参考になるかどうかはわかりませんが、その額を知り得ていたらちょっと教えてください。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 先日、網走市の市長と懇談をした際の話でございます。網走市は、大曲にあります刑務所用地約70ヘクタールを一括で購入されたということでございました。先ほど言ったように、私どものところはほとんどが山林ということでいきますと、大曲の土地条件とは少し違うかというところが、まず1つあるということは御理解をいただきたいと思います。その中で、当時は平米が約100円程度というようなことでありますので、70ヘクタールで7,000万円程度の予算であったかというふうに思います。ちなみに、503ヘクタールを100円で計算をいたしますと約5億円というようなことになります。一方で、この近隣の山林の取引状況などからいきますと、山林に木が生えていないような状況のときには、最近では平米3円から5円ぐらいの取引になってございます。もし、今という平米5円だということであれば、503ヘクタールで2,500万円程度になるかと思っておりますけれども、これはあくまでも机上での数字の計算でございますので、参考になるかどうかはわかりません。そういうような周りの状況はあるということだけお伝えをしないと、そのように思います。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇松田議員 あくまでも参考だということで私も捉まえていますけれども、額を聞いてちょっと、うっというのが正直なところなんですけれども。これはちょっと総論になるかもしれないですけれども、確かに先ほど冒頭で申し上げたように、うちの地域の中でも、一時均平、造成をして畑としての活用はどうなのだろうか、観光としての魅力はどうなのだろうか、そういう話の中で今、私自身が総合して考えると、これはまだ結論ではないですけれども、やっぱり地域の資源を造形する、それも一つの、先ほど町長が言ったとおりです。そういう手法もあるでしょう。しかしながら、私はこれから求められるのは、特に過疎化が進む市町村の中では一つの売りとしてはやっぱり自然なのだろうと、そこら辺も糸口の一つになるだろうと。そういったときに、自然イコール地域の資源をいかに利用できるかと、あるがまま、背伸びをしないで、そういう活用から少しずつ展開していくべきなのだろうと思います。そして、やはりここで糸口なのは今回の探索会をやるということ、私なりのこの理解ではやっぱり地域の皆さん方、町の皆様に知ってもらおうと、それも確かに理解できます。それも必要です。それと同時に、やっぱり地域の皆さんが、あるいは町の方に動いてもらうということは、連帯と交流というのが当然、その後についてくるのだろうと。ひいては、それを地域の中で連帯と交流に結びつけてほしい、そしてその後については、町外にも連帯と交流を結びつけば、これはある意味、地域づくりに結びつくのではないかと、まだちょっと漠然とした言い方かもしれないですけれども、これも地域活性化の一つになるのではないだろうかと私は思うのですけれども、町長どうでしょう。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 この地域の土地の活用などについては、先ほど冒頭で申し上げたように過去に農地であったところもあるというようなこと、また農地の拡大規制という時代があった折には、畑として活用することができないかというような意見もたくさんありました。また、現在では山林資源を造林した跡があるので、そういったものの活用はというような御意見もあったかと思います。今回の報告書の中では、やはり多様な生態系、植物、動物、昆虫などがあるということで、いずれにいたしましても、そういったものをしっかりと活用する、そういう方策が一番いいのではないかというような報告書の内容にもなっております。さらに、報告書の中でつけ加えられておりますのは、こういったものを進めていく中にあっては、単に行政が進めるだけではなくて、地域の方々の理解を、また知恵を入れながら進めていかなければ成功はしないというような言い方にもなっております。その一環、一つとしての探索会ということを考えております。当然、そういうことで地域の方々の関心が深いのはもちろんでありますけれども、町民の方々にも関心を持っていただく、そしてあれほどの自然豊かなところを町外の方々にもアピールをしていく、それが交流人口などにもつながっていくものと考えてございます。報告書の中にも、そういうような活用の方法が最も適しているのではないかというような内容にもなっております。そういったことの御議論も今後行ってまいりたいと、そのように考えておりますので、そういった視点からのまた御指摘もたくさんいただきたいと、そのように思います。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇松田議員 今ので理解したところなのですけれども、いま一度くどのようなですけれども、刑務所用地の活用を通して、やっぱり教育、体験、交流、宿泊、地域づくりにぜひ結びつけて、私どももそうですけれども、頑張っていたきたいと申し上げて、この質問は終わらせていただきます。

続いて、定住自立圏構想についてですけれども、締結から始まって1年余りがもうたっているわけなのですけれども、この間、定住自立圏共生ビジョン懇談会というのは何度ほど開催されているのか。それと、定住自立圏共生ビジョンというのは年次的に必要とあらば見直していくという、そういうスタンスと聞いております。そんな視点からも見て何回ぐらいやっているか、ちょっとお伺いしたいと思います。

◇議 長 議長。済みません、山下町長。

◇町 長 済みません。私がすぐに立たなかったものですから、申しわけありません。

前の年の検証と、それからその年度の課題ということで年に2回開催ということになってございます。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇松田議員 そういう趣旨で2度、これまでに行われていると。ちなみに、これは事細かくはいいです。その懇談会でどういう内容が話し合われたのか、聞かせていただければありがたいのですが。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 具体的な内容は、後ほど担当のほうからお話を申し上げたいと思いますが、私が出ているわけではありませんで、報告書という形で承っております。そんな中であっては、私の印象でありますけれども、両地域から出ている委員の方々のその定住自立圏共生ビジョンに対する考え方、そのところに少し温度差があるのではないかなと、そんな印象を受けております。私どもの委員の方々は、何とかこれを一つの手段としながら地域の活性化に結びつけていくことができないかと、いろんな意味で相互の利用といいましょうか、利用価値といいましょうか、というようなものと何か一つの事業でもできないだろうかということを思っている部分がありますけれども、そういったところは網走市の委員の方の御発言の中には少し違うところがあるかなと、そんな印象を受けております。

◇議 長 山本総務課参事。

◇総務課参事 今、松田議員から御質問ございました、定住自立圏共生ビジョン懇談会の中でどのような意見が出ているかと。定住自立圏共生ビジョン懇談会、御存じのとおり、最初につきましては定住自立圏共生ビジョンを形成するための懇談会を開かせていただきました。議会の皆様にも説明をさせていただきましたけれども、一番最初につきましては両市町が持っています総合計画をもとに、それらについて両市町の中で同じような共通点を探っていくという、まず定住自立圏共生ビジョンのやり方をしました。定住自立圏共生ビジョンの委員さんにつきましては、網走市のほうが、中心市が委嘱をしまして、募集をしておりますけれども、例えば観光協会の皆様だとか、それぞれ地域にいらっしゃいますいろんな団体関係、それから医療関係も含めて、それから公募委員もいらっしゃいます。そういうさまざまな方々から、いろいろと出ていただきました。その出た中では、やはりせっかく両市町がこういうふうに初めて集まったことによりますから、できればなるべくもっと具体的な取り組みができないのかという、多分議員もそうおっしゃると思いますけれども、やはり何か1つ具体的な取り組みをしたいということは非常に大きかったです。ただ、今回、一部定住自立圏共生ビジョンの中も見直しをさせていただきました医療だとか、それから両市町がまずできること、というのは今まで両市町の担当者が顔を合わせていろんな協議をするということはずがありませんでした。そういうことが非常に重要だということも、その定住自立圏共生ビジョン懇談会の中から言われておりました。ただ、その後にも今協議をしておりますけれども、両市町にせっかくあります施設の相互利用をもっと

うまくできないだろうかということがございましたので、それらについても話し合いをしております。当然、その定住自立圏共生ビジョン懇談会の中から出てきたのは、網走市については現在のところ3つの施設が相互利用できるのではないかと、また大空町では1つの施設が利用できるのではないかということで、それらをお互いに検証し合いながら、今両市町の担当者同士で検討を進めているという段階にあります。ただ、今までの年2回の中では基本的には前年度の踏襲、それからそれらについて新年度予算に向けての新たな意見を募集してやっているというような形で、基本的には年2回ほどをベースとしてやらせていただいております。ただ、まだまだ2年が過ぎた段階でございますので、5年目に向けてまたさらに充実をして、いろんな形で見直しをしながらやっていこうということで、皆さんの意見としてはようやく委員同士の懇談ができた、交流ができたという段階にあるということを御理解願いたいと思います。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇松田議員 まだまだこれからつくり上げていくものがあると、そういう段階にあると理解しましたけれども、おっしゃるとおりそれは理解できましたけれども、やっぱり私から言わせてもらえば、掲げている目標はお互いの生活機能の向上、それから経費削減、いろいろ求められるところあるのでしょうかけれども、これはつくればいいというものではないです。確かに最初の取っかかりは、お互いあるものの中で連帯を組めればという、そういう模索の中でつくったのでしょうかけれども、やはりこれから問われるのはスピード感を持って連携から集約、そして一体化、求められるところのスピード感を上げてほしいと、そう申し上げたいと思います。

それと、これは私どもも正直言って、まだまだ理解し得ないところがたくさんあります。それだけに、住民にこの定住自立圏が何なのかということの理解促進というのは、やっぱり課題になると思うのです。どういう形で理解してもらうのか、ちょっと何かお考えがあれば、今の時点で聞かせていただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 御指摘の向き、もっともかと思しますので、今後も努力をしてまいりたいと思います。町民の方々に、このことについて御理解をいただくというのは、先ほど申しましたように、何か一つの事業を展開するでありますとか、さらにはこの施設の共同利用が相なっているということで、そのことを生活の中から実感をしていただくというようなことが大切なことではないかなと思っております。今現在、下水道の終末処理場などについては、女満別、東藻琴地区ともに網走市の処理場を使っております。また、し尿などのくみ取りの最終処理なども網走市にあるセンターなどで行っているというようなところもあります。さらに、火葬場などについては、私どもの町にもありますが、網走市の火葬場の利用については、例えば網走市の市民と同じ金額でもって使えるというような今、状況になったりもしております。限られた施設で、生活の中に直接日々密着をしているかと

いうことでは、なかなかあり得ませんので、中には加工施設であるとか、またスポーツや文化のそういう文教施設、そういうようなものが相互利用できるのだというようなこと、さらには図書館の連携などというようなものが形として皆様にお示しができるようにであれば、実感をいただけるのではないかと、そういうような取り組みを中心に何とか進めてまいりたいかと、そのように考えているところでございます。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇松田議員 それでは、最後の質問にしたいと思いますが、本定例会の前に行政報告、町長のほうからありました。そうすると、その中にオホーツク圏の首長さん同士でいろいろ意見交換をやっていると、常々やっているのでしょうか。これを変に結びつけるわけではないですけれども、定住自立圏共生ビジョン懇談会にしてもいろいろな方、民間の方々の御意見を聞きながらいろいろあると、情報交換をしながらやっていくと。ふと思ったのですけれども、私がここで質問するのはおかしいかもしれないのですけれども、網走市には網走市議会があります。うちも当然、町の議会があります。議員同士の交流というのも一つの方法なのかなと。職員もたしか合同研修ということでお互いにやりとりがあるみたいですが、こういうのは可能なかどうか、ちょっとお伺いをするのが非常に失礼かもしれないですけれども、どうでしょう。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 可能だと思っております。お互いの議会の考え方などがそういうところですり合わせができれば、可能ではないかと思っております。また、定住自立圏共生ビジョンの委員の方々などがお互いの議会でのこういったやりとり、まちづくり、地域づくりについて例えば研さんをするというようなことで傍聴をしてみるとか、そんなようなこともあってもいいのではないかなと、今のお話を聞いていてそのようにも感じました。今後、事務担当のところからも今回の議論などについても網走市などにお伝えをして、できることになるのかどうか、そんなことについても可能性を探ってみたいと、そのように思います。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇松田議員 これで本当に最後ですけれども、今、議会のことをちょっと引き合いに出して申しわけないのですけれども、要は首長を初め行政、ともかく議会も含めて一体にならないと、この定住自立圏構想というのはうまくならないのだと、そういう共通の認識を持って今後進めていただきたい、自分にも言い聞かせながら、私の一般質問を終わります。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 どうもありがとうございました。今回の議論の内容などをしっかりと網走市、関係部局などにもお伝えをしながら、よりよいものになるように努めてまいりたいと思います。

◇議 長 これにて松田信行議員の一般質問を終了します。
ここで10分間休憩します。

休憩 午後 2時15分
再開 午後 2時25分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第2、一般質問を続けます。
次に、10番、小島一弘議員の一般質問を許します。

◇小島議員 通告に従い一般質問を始める前に、一言だけ申し上げたいと思います。
将来有望な幹部職員がつい最近お亡くなりになりました。将来を嘱望されているという意味では、大変残念なことだと思いつつ、哀悼の意を表したいと考えております。奥様は、私の次女と同級生で、孫の姿と二重写しになりまして、もらい泣きをさせていただいた次第でございます。今後とも家族の皆さんには、従来とも皆さんの懇意ある指導をお願いしたいと私からも思う次第でございます。

さらに、もう一つつけ加えたいと思います。先ほど同僚議員からお話がありましたけれども、暴風雪の際には本町においても農業被害のみならず、大変、車が立ち往生したなど、幹部職員を初めとして民間の方々も協力をされた中で消防庁舎及び本庁庁舎などに困った方々へ食事と避難場所を提供するなど、泊まり込みで対応をされたというお話を聞いてございます。職員の皆さんの御苦勞に深く感謝を申し上げたいと思います。

さて、通告に従いまして、私はしばらくやっていないものですから、いっぱい課題を挙げ過ぎました。時間の使い方がうまくいくかどうか分かりませんが、よろしくお願いいたしたいと思っております。大きな1番として、町政執行方針についてでございます。その中で①自治基本条例制定によって住民の意識はどう変わるか、情報共有と広報を中心にして伺わせていただきたいと思います。

②といたしまして、報道その他では、TPP交渉参加は既成事実のようでございます。安倍内閣においてアベノミクスの大きな要素の一つであるTPP推進、これが本町の農業にどのような影響をもたらすのか、これについてお伺いをしたい。

3番目として、指定管理者制度について課題と問題はこの通告をしておりますけれども、同僚議員が後ほどこれを中心にしておやりになると思いますので、論客にお任せをして今回は執行側に通告を既にしておりますが、割愛をさせていただきます。

4点目として、商工振興政策としてのそらっきーポイントカードと住宅リフォームなどの事業推進の今後の展望についてお伺いをしたいと、このように思っております。

5 番目、都市公園の課題と活用のあり方についてお伺いをします。

6 番目、その他執行方針に関する事項などという通告をさせていただきましたけれども、このことにつきましてはより具体的にお聞かせ願うことが必要だと思いますので、私のほうからちょっと詳しく簡単に申し上げたいと思います。具体的に申し上げますと、町政執行方針の予算でありますけれども、その他全体を含めて町長の積極性が非常ににじみ出ていて平成27年度についての言及がなされております。1つは、大空町の10周年を迎えてと、記念の年を迎えてということで歴史とかそういうものについてを記していく活動、伝統を継承していく活動というふうなうたっていますので、もう一つは総合計画、その他町史編さんの準備等というふうなうたっております。一般的に私の理解では、町政執行方針は予算の反映で、予算を具体的に基礎としていますから、単年度事業なのでありますけれども、これに強く町長の意思があらわれているなど、何かしら意味があるのではないかと思いますので、この観点からひとつお聞かせを願いたい。

もう一つ新しいこととして、後段の町政執行方針のほうに町長自身の10年に向けて家族のことも含めて、家庭のことも含めて私的なお話がありました。町政執行方針になじむなじまないは別にして、大変親近感を町民の皆さんも感じるかとは思いますが、これもまた何かしら意味があるのかなという観点から、ぜひとも答弁を願いたいと、このように思っている次第であります。

それから、大きな2点目として、教育行政の基本的な考え方についてということで質問をさせていただいています。このことにつきましては、教育行政の進め方と基本的な考え方でございますが、私はその1点として、なぜ教育行政執行方針を示さないのかということをお伺いしたいのであります。このことにつきましては、以前から議論があったところでございますが、相馬教育委員長の新体制が出発してから、このことについてなかなかお話を聞く機会がなかったわけですので、この機会にこの観点からいろいろとお聞かせ願いたいと思っています。なお、相馬教育委員長におかれましては、教育現場を熟知した方でございますし、校長を退職したという意味で、教育長にはいろんなケースがありましたけれども、たしか私の記憶では、教育委員長で現場を知り尽くした方がなったという意味では適任であると思っておりますが、今までで初めてではないかと、初めてぐらいのことではないかと、このように思っております。そのことで忌憚のない所信をお伺いさせていただきたいと、このように思っておる次第でございます。

それから、②といたしまして、歴史、文化を継承する事業の進め方について。る説明をいただいておりますが、もう一度踏み込んでお聞かせ願いたいと思っております。

それから、3番目として、女満別湿生植物群落の調査についてでございますが、過去の決算審査特別委員会、その他それまでの予算審議等々も含めて、いろんな意見を申し上げておりましたので、この機会にまた町政執行方針の中にも出ておりますので、改めて教育委員長と教育長の見解をお聞かせ願いたいと、このように思います。

4番目といたしまして、いじめ、不登校、体罰などの教育現場での本町の現状認識について。このことについては、大津市事件を初めとしていろんなことが、いじめについてかなり大きな問題になってきたわけでございますけれども、本町

においてもこのことがどういうことになっているのか。あわせて、文部科学省のほうでアンケート調査を行ったということなどが報道されておりますので、そんなことなどに即して本町の現状認識をお尋ねしたいというふうに思います。よろしく願いをいたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 小島議員の一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

1点目であります、自治基本条例の関係などについてでございます。自治基本条例につきましては、皆様の御協力により昨年の6月に制定をさせていただきました。この条例の基本原則は、町民主体の原則、情報共有の原則、参加の原則、協働の原則でございます。とりわけ、この情報の共有ということは、きっかけをつくる上で大切なものと、そのように思っております。必要な情報を町民の皆様に提供していく、わかりやすく説明をしていく、そういうことを規定しているものでございます。このことが住民の皆さん、町民の皆さん方の意識にどう変化となってあらわれるかということでございますが、私どもが、町がいろいろな情報を町民の皆様に御提供を申し上げる、町民の皆さんが知るということが次に考えるということにつながっていくのではないかと、そしてそれが行動という形にあらわれてくる、それが自治基本条例の原則といいたしましょうか、狙うべきところではないかと、そのように考えております。まだまだ、そういうところにまでは達していないかと思っておりますけれども、そのことを常に意識しながら情報提供などをさせていただくことが必要と考えてございます。そのため、ふれあいトーク、町政懇談会なども今年度既に25カ所で開催をさせていただきました。また、これより先4カ所ほど予定を入れてございます。そういった中で、自治会の総会などの際にもお邪魔をしてお話をさせていただくなどということを試行したりもしてございます。また、広報紙などにつきましては、わかりやすい、読みやすい紙面とするためにモニター制度というものを取り入れて改善を図ってございます。このほか、平成25年度においては町のホームページなどについても充実をしていかなければならないということから、こちらモニター制度というものを立ち上げてまいりたいと、そのように考えてございます。いろいろな機会を捉えながら、情報提供の充実ということに取り組んでまいりたいと思います。今、申し上げましたのは、以上のような例でありますけれども、私どもがまだ考えついでいない、いろいろな手段というものがあるのではないかと、いろんな機会を捉えながらその可能性などについて探ってまいりたいと思いますので、今後とも御指導いただきたいと思います。

次に、TPP関係の答弁でございます。平成22年であります。当時の菅直人首相は、10月の所信表明演説で農業再生と開国との両立を目指す、と環太平洋連携協定の参加検討を表明いたしました。その後、参加の判断は先送りされておりましたけれども、安倍晋三首相は聖域なき関税撤廃を前提とする限り交渉には参加しない、と表明をしておりました。しかしながら、先日オバマ大統領との会談の中でTPPについて、非常に難しい言葉になりますけれども、交渉参加に際し一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められる

ものではないというような内容の共同声明を発表いたしました。一転、参加交渉というような方向に向かって進みつつあるというふうに感じております。T P Pは、さまざまな分野に影響が考えられますけれども、私たちの地域の中にあっては農業、さらには地域社会そのものの崩壊につながると、反対の主張を従来ずっと掲げてまいりました。大空町において影響額の試算を過去に行っておりますが、農業産出影響額は1 2 2億円、関連産業影響額は1 2 0億円、地域経済に及ぼす影響も2 0 2億円、総額は4 4 4億円と過去の議会でも説明をさせていただきました。ただ、この当時から見ると、いろんな状況が変わりつつあるということで、北海道はこの試算のやり方を見直すというふうに言ってございます。そういった試算の方法などが出ましたら、また私どもでもいろいろな試算を行ってみたいと、そのように考えているところでございます。本町の農業は、米や小麦、乳製品、砂糖、でん粉など多くの関税品目を抱えております。はっきりとした、しっかりとした農業対策を講じなければ大きな農産物を生産している国との競争にはなり得ないと、そのように考えてございます。しっかりとそのあたりの情報をいただき、国民的な議論がなければT P Pの参加というものに対して賛成を唱えられるものではないと、そのように強く思っております。そういう立場でこれから活動をしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

続きまして、そらっきーポイントカードでございますけれども、現在加盟店6 1店舗ということで運営をされてきております。町がポイントを発行しておりますけれども、2月末時点で約5 0万ポイント、金額にして1 0 0万円程度の発行となっております。これをこの地域にしっかりと根づかせていくためには、加盟店の増加、さらにはいろんな業種にわたる方々の加盟というものがなくなってくるだろうと、さらに町民へのポイント事業、町としてのポイント事業というようなものもしっかりとP Rをしていくということが大切ではないかと考えております。一方で、発行するばかりではなくて、その回収というところ、地域内での経済循環という観点も必要かと思っております。そのそらっきーポイントカードを持って地元の商店などで、さらに買い物をしていただくということが一番でありますけれども、その用途を広げるということも必要ではないかと。過去に、あおぞらスタンプなどで公共料金の支払いなどというような取り組みの事例もございます。今後、租税でありますとか公共料金など、そらっきーポイントカードで支払うことができるような仕組みということについても検討してまいりたいと、そのように思っております。

住宅リフォームについてでございますが、平成2 3年度は9 1件、平成2 4年度は8 2件、補助金総額で4, 8 4 1万5, 0 0 0円の支出をいたしました。実際の工事費ベースで見ますと、2億5, 8 5 9万5, 0 0 0円ということになります。地域への経済効果という観点から、大きな効果になったのではないかと受けとめてございます。3年間の事業ということで進めてまいりました。平成2 5年度は、この要綱による最終年次となります。一方で、住環境の向上でありますとか定住対策、さらには地域経済への波及効果、そういうような観点からも今後の取り扱いも検討していかなければならないものと、そのように思っております。新しい制度設計をどのようにしていくか、関係機関の方々にも御意見などをいただきながら検討してまいりたいと、そのように思っているところでござい

す。

続きまして、都市公園の関係でございます。都市公園は、現在女満別地区に4カ所でございます。運動公園、ふれあい公園、いこいの広場、トマップ川公園でございます。運動公園は、昭和55年に供用が開始されておりまして、野球場、テニスコート、多目的広場、アスレチックスなどの遊具施設がございます。いこいの広場は、役場周辺の公園として昭和55年、ふれあい公園はパークゴルフ場を中心として平成4年に整備されました。トマップ川公園につきましては、周囲の自然に囲まれた安らぎの空間として平成18年度から供用が開始されております。維持管理につきましては、委託業者によりまして芝や樹木等の管理を行い、運動公園などの運動施設については教育委員会において管理をしているところでございます。課題もたくさんございます。1つには、施設や設備が非常に老朽化しているということがございます。そのため、安全性を確保していくことが困難なものもございます。また、公園というのは、子供の遊び場であり、憩いの場であり、地域コミュニティーの場であり、さらに最近は防災上の空間でもあるということで、公園の持つ機能というのはいろいろなものがございしますが、そこに十分応え切れていないところがあるというふうに感じてございます。一方、こういったことから整備を進めたいわけでありますけれども、維持の経費、またさらには整備していくための経費、そういったものの財源の確保ということが大きな課題となっているところでございます。平成24年度は、都市公園の長寿命化計画の策定に取り組んでございます。そのため、利用者などに対するアンケート調査、さらには施設の中にあります遊具等、施設そのものの点検作業を実施しているところでございます。こういったものがはっきりと形づけられてくれば、国の交付金の対象ともなってくる部分がございますので、そういう交付金などを活用しながら、この公園などの整備というものに当たっていきたい、そのことで公園機能の充実を図ってまいりたいと、そのように考えてございます。また、公園の管理のあり方などについても今後検討していく必要があるのではないかと、そのようにも認識してございます。先ほど言いました、それぞれの緑地、公園などがございます。おのおのが特色を持った公園となるように、施設等の充実に努力をしてまいりたいと、そのように思いますので、御理解を賜りたいと思います。

最後の関係でありますけれども、町政執行方針の中で平成27年度、大空町10年という節目を迎えるということでもあります。小島議員からは、その裏には何か思いがあるのかというようなことでありましたけれども、私といたしましては平成27年度になってから、例えばいろんなものを提案するということでは遅い、過去に開基100年記念事業、女満別町で行われた折、その事務を担当させていただきました。平成2年でありましたけれども、昭和63年からこの準備作業などに入ったという、そういう経験から平成25年度のあたりからは、こういったもろもろのことについて準備を進めていかなければならない、当然事務的なこともありますけれども、町民皆様の意識の高揚というところも必要であろうと、そんな意味から今回書かせていただきました。さらに、このことは町政懇談会の席上などでも町民の方々に語りかけている内容でございます。また、町政執行方針の最後のところについても触れられておりましたけれども、これにつきましても私は常日ごろから、いろいろな生活観を持った立場で物事に対処して

いきたいというお話をさせていただいております。そんなことから、自分のことで大変恐縮ではありましたが、私自身も生活者の一人であると、その考え方を持ちながら町政の執行に当たっていきたいということで表現をさせていただいたところでありますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

以上、申し上げまして、御答弁とさせていただきます。

◇議 長 相馬教育委員長。

◇教育委員会委員長 大空町の教育行政の推進に当たりましては、日ごろより議員各位に御指導いただいておりますことに対しましてお礼を申し上げます。

小島議員からの一般質問にお答えを申し上げます。教育行政の管理、執行につきましては、平成21年4月に策定いたしました8カ年計画である大空町教育推進計画を柱とするとともに、毎年度、大空町教育推進方針、大空町教育委員会事務局経営方針、大空町社会教育推進計画などを定め、柔軟かつ的確な教育行政の遂行に努めているところであります。また、御質問をいただいております教育に関する執行方針であります。従来から町政執行方針の中に教育の分野における執行方針も包括した中でお示しをしてきたところですが、今後、教育委員会としてそのような説明の手法を取り入れることも念頭に置き、前向きに検討してまいりたいと考えております。

次に、大空町には地域において育まれてきました郷土の貴重な文化的、歴史的な遺産が数多く存在しております。これらの遺産は、郷土の生活文化や文化財などであり、後世に伝えるよう継続した活動が必要であると考えております。今後も大空町の郷土の貴重な文化や文化財の調査、保護並びに後世に伝える活動を進めてまいりたいと考えております。

昭和47年に国の天然記念物に指定されました女満別湿生植物群落は、広葉樹の天然林と林床にはミズバショウ等の湿生植物が群落する極めて貴重な群落地であります。このような貴重な植物群落を保全、存続していくためには、定期的な実態把握調査や衰退の原因を究明していくことが何より重要であります。また、国など関係機関に対する保全要請に向けた検討も進めてまいりたいと考えております。

次に、いじめ、不登校、体罰などの現状認識であります。このことは全国的な問題となっておりますが、本町においても定期的あるいは随時に現状の把握に努め、迅速な対応を行っているところでございます。いじめにつきましては、どの子供にも、どの学校においても起こり得るものであることを認識するとともに、学校全体で早期発見、早期対応を心がけるよう指導しており、児童生徒への定期調査や個別面談などから事案発生都度、学校から速やかに報告を受けているところでございます。問題が発生した場合には、学級、学年、学校全体での指導連携強化、保護者、PTAとの連携、協力関係の構築など総合的に取り組むよう指導をしているところであります。今後ともいじめ防止のための教育を進めるとともに、問題を抱えた児童生徒一人一人に応じた指導、支援が的確に行われるよう学校との連携を深めてまいりたいと存じております。

次に、不登校の関係であります。不登校に至るには何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因や背景があるものと認識しております。本町におきましても不登校の児童生徒がいることも確認しております。今後とも、きめ細かく柔軟な対応が必要であり、学校、関係機関の連携、協力により対応してまいりたいと存じます。

また、体罰の関係であります。現在、児童生徒、保護者及び教職員を対象に国による全国的な調査が実施されております。本町におきましても各学校に調査を依頼し、現状の把握に努めているところであります。今後ともお互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることに十分配慮した教育活動に取り組むことが必要であり、学校、PTA、保護者との連携を密にしながら対応してまいりたいと存じます。

具体的な内容につきましては、この後、教育長から答弁いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 ただいま、教育委員長から小島議員への御答弁を申し上げましたが、私からも引き続き御答弁を申し上げたいと存じます。

1点目の教育行政の執行方針についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条では、教育財産の取得・処分、契約の締結及び予算の執行は町の職務権限に属することと規定されておりますことから、教育委員会として教育行政に係る執行方針や教育予算の執行等については、町長部局との連携、協議のもと適正な教育行政の運営に努めてきているところでございます。そのようなことから、従来から町政執行方針の中に教育行政に関する基本姿勢や主な施策を包括した中で、予算の概要等について住民の皆さんにお示しをさせていただいておりました。また、教育委員会では、平成21年4月策定の大空町教育推進計画を土台として、毎年度教育目標となる大空町教育推進方針等を定め、当該年度の課題に応じた的確な教育の推進に鋭意取り組んでいるところでございます。しかしながら、近年、町政執行方針とともに教育に関する執行方針を示す自治体もふえている傾向にあると認識をしております。理由といたしましては、教育の分野における基本姿勢や重点施策をより明確化し、理解を深めていただくためであると思われま。教育委員会といたしましても、教育推進に臨む考えを広く住民の皆さんに知っていただくことは何より重要であると考えており、今後、教育に関する執行方針の提案につきまして前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

2点目の歴史、文化を継承する事業の進め方についてでございます。大空町には、貴重な文化財や歴史的遺産が数多く存在しております。それらを後世に伝えていくためには、しっかりとした保存、保護活動や資料管理が重要と考え、これまで郷土資料の整理保存や開拓資料の台帳整理などに努めてきたところでございます。既に古木や石碑の資料化や郷土資料室などで保管されております文化財などの台帳整理も終わり、DVDへの収録も完了しているところでございます。現在は、町内各学校や関係機関への貸し出しや郷土学習を進める際の教材として活

用をいただいております。今後は、地域にあります開拓碑や記念碑、文化的、歴史的遺産や掩体ごうなどの現状を調査、資料化し、保全に向けた取り組みを進めていくことが歴史、文化の継承につながっていくものと考えているところでございます。また、町内には郷土の歴史、文化の研究に造詣が深く、元町遺跡などの保全活動や文化財の調査活動に主体的に取り組まれている大空町郷土・歴史文化保勝会という団体がございます。大空町郷土・歴史文化保勝会では、昨年10月、写真集「女満別の碑」を独自に発刊されました。会員皆さんが年月をかけ、労を惜しまず、町内78カ所にも及ぶ碑を探索され、最新の情報をもとに写真集としてまとめられたものとお聞きしているところでございます。教育委員会といたしましても、今後さまざまな資料収集や保全策を進めていくに当たっては大空町郷土・歴史文化保勝会の御協力をいただくと同時に、大空町郷土・歴史文化保勝会としての主体的な活動に対しましても御支援してまいりたいと考えております。

次に、3点目の女満別湿生植物群落の調査についてでございます。女満別湿生植物群落は、かつては北海道に広く分布していた低地広葉林が原生の形で残存するもので、学術的にも極めて貴重な植生であると言われております。昭和47年に国の天然記念物に指定されましたが、それから長い年月を経て群生地としての変化が見られるようになってまいりました。過去、平成7年度及び平成15年度に北海道大学の協力を得て実施いたしました現況調査によりますと、ハンノキやヤチダモの倒木が頻繁に起こり、高木、低木等の構成や植物群落に大きな影響というものがあらわれておりました。また、林内は倒木により樹木の更新がうまく進んでいない状態の箇所もあり、そのことがヨシ原の面積が著しくふえた原因ではないかと推測されております。また、そのような関連から、女満別湿性植物群落の南側に位置するミズバショウの密度が低くなっているものと考えられております。前回の調査から9年経過をいたしまして、その後どのような経年変化が生じているのか現状を把握するため、今年度におきましても北海道大学にお願いし、現況調査を実施したところでございます。今年度の調査では、主にミズバショウの分布状況や地下水位の変動状況、さらに湿地林の倒木の状況とヨシ原の変化の4つの視点で調査を行っております。ミズバショウの分布状況につきましては、個体調査を行ったところ、開花個数でいいますと4メートル掛ける4メートルの方形区16平方メートル当たり約20個体、女満別湿性植物群落全体では6万個体程度が存在すると推定されております。未開花分も含めると、倍以上となるものと伺っているところでございます。また、ハンノキ、ヤチダモ林の分布する場所につきましては開花密度が高く、ハルニレ林やヨシ群落では密度が低いといった状況でございました。地下水位の変動状況につきましては、地下水位計を設置し、連続測定を行った結果、ヨシ原や地下水位が地表面に達する場所ではミズバショウの密度が低い状況でありました。また、平均水位は、ハンノキ、ミズバショウ群落で低下、木道が設置されております南側のヨシ原では上昇の傾向にあるという状況でありました。湿地林の倒木の状況及びヨシ原の変化につきましては、過去からの航空写真により湿地林内を覆う木と木のすき間とヨシ原の面積の変化を調べてみますと、すき間がふえることに伴いヨシ原もふえており、特に木道が設置されております南側のヨシ原が約2倍に広がっているという状況でございました。このような状況から、ミズバショウに特に影響があると思われますヨ

シ原につきましては、倒木後の樹木の更新が進まず、直射日光が当たり気温、水温が上昇することから、日の光がヨシの繁茂する大きな原因となっていると考えられております。また、水の流れや水位も何らかの影響をもたらしているということから、南側のヨシ原やハンノキが少なくなっている場所の水位を低くするなどの方策が考えられるのではないかとという報告も一部受けたところでございます。そのようなことから、本年度の調査を踏まえまして、平成25年度におきましても湿生植物群落を保全するために湿生林がどのような環境において更新していくのかの調査、また湿生地と湖との水位の比較による水の往来状況調査、さらには土壌と堆積物の調査を行うことによりまして水と土壌の関係を明らかにし、保全に向けての必要な提言をいただきたいと考えております。また、国への保全要望を行うための資料作成もあわせて実施してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

4点目のいじめ、不登校、体罰などの教育現場の本町の現状認識についてであります。いじめ問題につきましては、先ほど教育委員長から答弁がありましたように、どの子供にも、どの学校においても起こり得るものであることを認識し、早期発見、早期対応に当たっているところでございます。現状把握の状況ですが、各学校においては随時児童生徒への個別面談を実施し、学校で困っていることやいじめに遭っていないかなど、聞き取り調査に取り組んでおります。また、教育委員会に所属しております教育相談員による毎月の学校訪問において、校長、教頭を初め、必要に応じて生徒指導担当教諭や該当担任に現状や取り組み状況、課題を確認するとともに、毎月各学校から提出される学校経営報告書や随時報告のある事故報告書により教育委員会として速やかな状況把握に努めているところでございます。また、北海道によるいじめ把握のためのアンケート調査やいじめ問題への各学校の対応状況の調査、さらにいじめ問題の取り組み状況の調査を毎年定期的実施しているとともに、大津市のいじめによる自殺問題を受け、昨年8月には国の緊急調査が実施されたところであります。この調査における本町のいじめの状況であります。児童生徒へのアンケート結果では回答699名中84人、およそ12%が4月から調査時点までにいじめられたことがあると回答しております。また、いじめの内容といたしましては、悪口を言われる、仲間外れ、たたかれたり蹴られたりなどといったものがございました。また、実際にいじめと認められる件数としては、調査時点で6件ほどございまして、うち2件は解消に向け継続取り組み中であり、4件は解消済みとの結果でありました。内容といたしましては、冷やかしの嫌なことをされるなどでありました。解消に向け継続取り組み中であった2件につきましては、学校、保護者の連携により12月調査時点では全て解消済みとなってございます。いじめは、児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題であります。いじめをなくし、かけがえのない子供たちの命を守るため、児童生徒への日ごろからの指導や学校、家庭、地域の方々としっかり連携し、いじめの未然防止、早期発見、早期解消に向け全力を尽くしてまいりたいと思っております。

続いて、本町の不登校の現状であります。本町においても不登校の実態はございます。不登校につきましても毎月教育委員会の教育相談員による学校訪問での現状把握、また学校から毎月提出されます学校経営報告書で教育委員会として

の状況の把握をしているところであります。不登校となる背景にある要因や直接的なきっかけはさまざまございまして、多様化が進んでいると認識をしております。教育委員会、学校、保護者、町福祉部局や児童相談所等との連携により、児童生徒が不登校に至らず、通常の学校生活に復帰することができたといったケースもございます。今後も引き続き学校の取り組みへの支援や相談体制の充実、保護者への親身な支援などにより児童生徒に対するきめ細かい柔軟な対応をしていきたいと考えております。

次に、本町の体罰の現状であります。平成24年12月、大阪市において部活動中の体罰が背景にあると考えられる高校生の自殺事案が発生したことにより、現在、国による体罰の実態把握調査が実施されているところでございます。これまで町内各学校からは、今年度体罰に当たるような事案はないということで報告をいただいておりますが、現在教職員、小学校、中学校、高校の児童生徒及びその保護者を対象に個別調査票による実態把握調査というものが進められております。調査票の回収、点検は、市町村教育委員会が行うこととなっております。まさに今、その作業を進めているところでございます。学校における児童生徒への体罰は、あってはならないことであり、学校教育法により禁止されている行為であります。そのような事実が認められた場合には、厳正に対処してまいりたいと考えております。今後とも学校や家庭、地域や関係機関と連携し、いじめ、不登校、体罰の未然防止や早期発見、早期解消に全力で取り組んでまいりたいと存じます。

以上、小島議員への1回目の御答弁とさせていただきます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 丁寧なる答弁をそれぞれいただきました。

まず、第1点目の自治基本条例に関することで住民の意識はどう変化していくのかということで、通告に従って2回目を聞かせていただきたいと思います。このことにつきましては、先ほども申し上げましたように、情報共有と広報のあり方という観点からお聞かせを願いたいと思っている次第であります。一般質問の同僚議員のほうから午前中にいろいろ質疑があったかと思います。私は、葬儀に出席のため、それを聞いておりませんので、重複することがもしかしたらあるのかと思いますが、ひとつお許しをいただいて質問を進めさせていただきます。できることであれば、やはり具体的に聞いたほうがわかりやすいと思いますので、一番今問題になっている温室栽培のイチゴの問題、出荷できなかったということに関する事項について議会報告会を2回開いた中で、大変厳しい議論、指摘をされて、議員は認識が甘いというような御指摘も実はいただいたところであります。そんな観点から、具体的にこのことに即して言うならば、一番問題になったのは、町民の皆さんから御指摘を受けたのは、広報にお知らせというタイトルをつけて内容的にはおわびが書いてあるのですけれども、このことについて危機意識がないという指摘が、やっぱり強かったように私は受けとめております。つまり行政のほうの説明責任、このことがやはりきちっとされていない、したがって議会は、そういうことについて行政に厳しく申し上げていないからこういう結果になった

のではないかと、こんなようなことではなかったのかなと私なりに考えているところでございます。そんなことで、大変我々も立ち往生をさせられたのでございますが、一步進んで、ではどうしたらいいのかということについては、このイチゴ問題については大変な問題であるから、町長みずからおわびの広報をすべきだという説明、要求といいますか、提案があったわけでありまして、このことにつきましては、私どもとしては、私個人といたしましても町長に直接お伝えするのが一番いいだろうと、こういう機会を通じて申し上げておきたいと、このように思っている次第でございますので、なぜあのような広報のあり方になったかということ、まず先にお聞かせを願いたいと思っている次第でございます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 午前中もこの関係で御答弁をさせていただきました。私どもの不手際の際して議員の皆様にも御心配をかけたり、また御迷惑をかけたことに対してもおわびを申し上げたいと、そのように思っております。危機意識がなかったということでは私どもは考えておりませんで、12月25日にそういった内容の第1報があり、確定報として12月の26日にありました。その中で委託業者と私ども、そのことに対する対応ということについて協議をいたしました。まずは、そのことを市場に出すわけにはいかないというようなことから廃棄処分をし、そのことについて議員の皆様にもお知らせをしなければならないということでお話を差し上げたかと思えます。その折、常任委員会の開催などについて、私どもから十分な熱意といえましょうか、状況が伝わらなかったために、その開催なども少し後ろのほうにずれてしまったというようなことから、町民の皆さん方の御不信も買った部分もあるのではないかと、そのように思っております。また、イチゴができましたらということで各報道機関などにも事前にPRをいたしておりました。そんなことから、そういった報道機関の方々にも状況説明などをさせていただいたところでございます。ある程度、状況といえましょうか、その対応方針などが決まって、そのことも含めて町民の皆様にお知らせをしなければならないと、そんなことで考えたところであります。そんなことから、結果的にその情報、広報での記載というところが遅くなってしまったわけでございます。私どもの対応、町民の皆さんからすれば遅いのではないかと御指摘になったものと思っております。この点について、大変皆様方に御不安や御迷惑をおかけしたということでおわびを申し上げたいと思えます。広報に載せるということももちろんでありますけれども、その内容について、今回もいろいろ御指摘をいただきましたので、今回のものをしっかりと御指摘を受けとめて今後十分配慮した物の言い回し、記載の仕方に努めてまいりたいと思えます。私といたしましては、文書で書けばいいという思いではなくて、本来は町政懇談会などを行っておりましたので、その中で細かなところも含めて、その内容などを伝えてまいりたいというようなことから、どちらかというところらに主眼を置いたというようなことで、文章表現など十分なものとならなかったということで反省をしております。いろいろな御指摘をいただいておりますので、今後それらのこと、二度と同じことを繰り返さないように努力をしていまいしょうか、十分意識を持って取り組んでまいりた

いと思っています。今後も御指導いただきますようお願いを申し上げたいと思います。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 町長からは真摯な答弁をいただきました。私も産業建設常任委員会のメンバーでございますから、1月18日以来、その日も含めて3回にわたって常任委員会で審議をやって、かなり執行側に対しても厳しいお話をさせていただいた経緯がありましたし、なおかつ再発防止対策もきちっと提案されたのです。18日に延ばしたことによって、逆に農薬の種類も、使用の種類も明らかになったりして、私個人としては1月18日に開催したことがおこなれているというふうには思いません。再発防止体制なのですけれども、このことにつきましてもかなり真摯な対応、提案を受けとめたわけでございますから。私もふと思ったのです、問題なのは自治基本条例でいうと、二元代表制だということをうたってきて、我々は一義的に町長から提案される事項を、あるいは報告事項を審議するわけですが、ところが、それは町民の代表としてするから、それで終わりみたいな感覚の残滓がやっぱりちょっと、議会基本条例の精神からいうと、もうちょっと積極的にしなければ、我々も情報を提示しなければいけないという意味では足らざるところももちろんあったかとは思いますが、直接民主主義と間接民主主義の関係を住民の皆さんにもやっぱり強く理解をしていただかなければならぬのだと、そのことの説明責任は逆に議会側が負わなければいけないと、このように思っている次第でございます。ただ、行政側としては、先ほど真摯な答弁をいただきましたから、あえて強く申し上げませんが、私は商人でございますから、大体クレーム処理と同じなのです、商売上の。最初の対応が肝心なのです。クレーム処理の初期対応ということになりますけれども、ここを誤ると大概問題が深刻化するのです。だから、最初にまず心から謝るところから出発しなければならないということで、共通した意見でございますので、御答弁を了とさせていただきたいと思っている次第であります。これ以上、答弁は要りません。

2つ目のT P Pの問題について直ちに移りたいのでありますけれども、T P Pに関する本町農業への影響額は先ほど444億円という数字が示されておりますが、これが過小なのか過大なのか、私にとっては専門的な分野でございますので、どういう統計的なデータからそうなっているかということとはわかりません、正直言って。しかし、断固反対を貫くという立場から見たときに、果たしてこれが実際にどうなっていくのかということで、行政もそうだと思いますが、影響額がわかったら、簡単に言うと影響額に相当するものを補償というか、補助金ですよ、簡単に言うと、そんなことで整理すればいいという考え方も裏には出てくるわけです。そうすると、交渉に入ることがもうほとんど確実だと私は思っておりますので、アベノミクスと言うならば聖域なき関税撤廃云々という、そういうことで選挙態勢を戦った自由民主党が言うならば、レトリックを使ったトリックでこれを持ち切ろうとしているという意味においては甚だ疑問に思っておりますし、そういう意味で一部の農業関係者に聞くと、農協も含めてということなのかどうか、公式には別な問題ですが、既に条件闘争に入っているというようなお話も伺った

りするわけであります。だけれども、これまでの農業、日本農業の問題、北海道農業の問題の観点からいいますと、農業改革だとか自立した農業という観点からいうと、補助金漬けになると旧態依然とした農業政策に戻るという心配がございます。いわゆる補助金漬けでございます。このことによる問題点もございますので、改めてこの観点から町長はどう思われているのか御答弁をいただきたいと思っております。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 イチゴの件につきましては、御指導いただきましてありがとうございます。

また、T P P の関係でございますが、影響額につきましては先ほど言った関税品目などが全く関税がない中で入ってきた、私どもの今町でつくっている農産品、乳製品などが全く太刀打ちができなくて、つくれなくなるであろうというゼロ査定の中での金額というふうに受けとめております。ですので、最大でこういうような数字というふうな意味合いでございますが、先ほど言ったように、こういうところももう少し精度の高いものに見直していかなければならないと思っております。また、過去に農業者の方とお話をしました。国は、これに踏み切るとするならば、一体農業政策をどのように考えているのだろうか。そんな中で私個人の意見でありますけれども、今の経営所得安定対策などによって農業者の所得を確保する、そういう方法を一方では考えているのではないかと、どこにもそのような表現はありませんけれども、そのように考えられるのではないかとということをお話しした記憶があります。しかし、それで本当に農業者として国民が食べる食料をしっかりとつくっているという意識に立てるかということになると、それはまた別の問題になってくるように思っております。非常に食料をつくるということはすばらしい職業、立場であるというふうに思いますが、単に金で解決ができるということだけの問題ではないと、そのように受けとめております。そんな中で今、北海道の農業は、外国のそういった農産品と競争をしなければならない分野もあります。一方で、そうではなくて、国内の農業と競争していかなければならない野菜でありますとか花、そういった分野などもございます。今後、私どもの地域の農業の形態を考えていく中で、諸外国と対決していかねばならない作目などについても当然つくっていかなければなりませんし、一方では先ほど言った多種多様な国内農業の中で競争を勝ち抜いていくような、そういう作目体系ということも考えていかねばならないのではないかなと、そのように思っております。そういう視点からも本町の農業と、T P P のことももちろんありますけれども、将来の農業を考えていった中で、そのことが一番足腰の強い農業になるのではないかと、そのように考えております。なかなか、きょう言っただけではありませぬけれども、そういうものを一つの目標に掲げながら、農業の関係の方々と知恵を出し合って取り組んでまいりたいと、そのように思っているところでございます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇**小島議員** ありがとうございます。共通の認識に立っているなというふうな実感を持ちました。一番主張しなければいけないのは、私の見解でございますが、やっぱり食料安全保障を戦略として、そして同時に食の安全の確保ということを言わなければいけないのだと思っています。ですから、グローバルな形での農業の対応ということについては、2国間のF T Aで十分だというふうに私などは実は考えておまして、そういう意味で自由民主党も、そして答弁の中で触れられたように民主党の菅内閣からそんなことが始まっている。菅さんは消費税の増税もうたった人でして、民主党の2009年のマニフェストとは全く違う性質のものだったということも、ちょっと私は言いわけめきますが、民主党の同胞はそういう意味ではT P Pに絶対反対、消費税増税反対、それから原子力発電所再稼働反対と3本柱でやったのですが、なかなか結果は思わしくないということでございます。改めて今後の課題として、町長が先頭になってT P Pに反対するという決意表明をいただいて、このことについては質問を終えたいと思います。

◇**議 長** 山下町長。

◇**町 長** 先日の新聞などでは、既に農業生産物の輸入ということではなくて、逆に自動車の輸出に対してその関税を例外として認めるというようなことの機先を制せられたような、そんな印象も抱きました。そんなようなことがどんどん2つの国の間で、T P Pというテーブルではありますけれども、話し合いがいくということになれば、本来全くの自由貿易であるよと、環太平洋を取り巻く国々の自由貿易であると言っていたT P Pそのものが本来おかしくなっているのではないか、そういったふうに考えますと、議員の言われましたように、それであれば2国間でF T AでありますとかE P Aというようなことで交渉していくということのほうが、本当は現実味があるのではないかと、そんな感じさえ最近ここ何日かしているところがございます。この10日には、オホーツク管内の関係団体が集まって全く今の情報のない中でT P Pについて当然賛成できるものではなく、しっかりとした議論ができる情報というものをまずは提供し、国民議論を行うべきだと、そうでなければT P Pについては絶対反対だという集会が予定されております。私も、この日曜日に出席をしようと思っております。天候が先週のようなことにならないように願っているところでございます。これからもそういう姿勢で取り組んでまいりたいと思いますので、今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げます。

◇**議 長** 傍聴者をお願いいたします。なるべくしゃべらないで、お願いします。
10番、小島一弘議員。

◇**小島議員** 答弁ありがとうございました。了といたしたいと思いますので、次のそろっきーポイントカードと住宅リフォームなどの将来展望というようなことについてお聞かせを願いたいと思っております。このことについては、昨年の決算審査特別委員会でも私が総括で申し上げましたように、別にお世辞ではなくて山下

カラーが本当に出たし、この2つの政策は大変すばらしいという評価をいたしておりまして、これは今日も変わってございません。しかし、ただこの段階で終わらせることなく、町長みずからいろいろ考えていることであろうかと思います、今後の展望について。私のほうからいろいろと御提案をちょっとさせていただきますので、それについてお答えをいただければ幸いかなと、このように考えております。積極答弁の中には、公共料金への支払いの実現等も検討されていると、租税、公共料金ですね、本当に非常に積極的だと思います。それを踏まえた上で、さらに提言をさせていただきます。

まず、既に内部でも町長のリードのもと展望についての議論をやっておられると思いますが、恐らく一致するかしないか私はわかりませんが、第1にそらっきーポイントカード事業については販売促進のために本部予算みたいなものとして、やっぱり支援策を期待したいと、このように考えてございますので、このことについてお答えをいただきたいものだなというふうに思っております。

先ほど一般質問に入る前に暴風雪のことで触れましたけれども、積極答弁を受けて、あえてまた中身として申し上げたいのですが、そらっきーポイントの給付を、ボランティア的に管理職の皆さんが暴風雪の態勢のときには泊まり込みをやったりしているわけです。管理職というのは、大体残業手当が当たりませんので、ただその他の職員の皆さんにも、ともすると事実上のサービス残業というような経緯もあるやに、正確かどうかわかりませんが聞こえておりますので、このときにもそらっきーポイントカードをお渡ししても構わないのではないかなと、こんなふうに私などは思っておりますので、このことについてもお聞かせを願いたいというふうに思っております。

それから次に、問題は答弁の中にもあったと思いますけれども、加盟団体をふやすということがそらっきーポイントカードの大事な肝になるわけですが、これは社会福祉協議会等々が今年度に入ってからか昨年度の暮れからか、ちょっと忘れちゃったけれども、入って協力体制が組まれて加盟店同様ポイントカードを給付するという形になっているようでございます。例えばの話ですけども、将来的には就労センターなども営利事業をやっているわけですから、加盟店になるよう行政の立場からもひとつ御配慮をいただけないものかなと。あるいは指定管理業者、それぞれ営利事業を行っています。このことについても、そんなような働きかけを行政サイドからしていただけると一層進むのではないかと、このように考えてございます。

そして、もう一つ、それはそらっきーポイントカードのことなのですが、住宅リフォームについては3カ年で大体最終年度という説明もございました。他の地方公共団体、周辺自治体でも3年間で終わらすことなく、延長するという意見書等々の動きがあるやに聞いておりますので、これも大評判でございますので、大好評でございますから、町長の特段の判断で、平成25年度のことはもちろんございませぬが、先ほどもあった平成27年にもわたるようなことでひとつお考えを、延長も検討に入れてもらいたいということを提言させていただきたいと思っております。この点についてもお答えを願いたいと思っております。

もう一つは、発想を変えて、せっかく商工振興策としてより具体的な地域経済循環まで念頭に置いてやっていただくという意味で、私の意見と全く共有する状

態になりましたので、さらにその気になってもう一つ申し上げたいのですが、住宅リフォームの店舗版として店舗リニューアル事業というような取り組みも将来構想としてはないのかどうか、こんなことなどもお聞かせ願いたいと思っています。よろしくお願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 職員のボランティアといいたいでしょうか、仕事などについてということですが、年度当初このことについても出そうかという話がありましたが、職員から「それは町長、きちっと明確に分けたほうがいい。」と、職員としては給料をいただいているということなので、全く別なところでのボランティアなどであればあれですけれども、仕事の延長線と思われるようなところではもらうべきではないのではないのかという職員からの話もあり、そのことについては取りやめたところであります。社会福祉協議会が窓口となっておりますいろいろなボランティア活動などについては、そのほかの議員の方々からの御意見などもありまして、年度途中ではありましたけれども、取り組みを開始させていただいております。実質には去年の年末からであったかというふうに思いますが、広げました。さらに、指定管理者の中でめまんべつ産業開発公社などについては、既にそらっきーポイントカードを発行してくださっております。そんなことから、これからも1つのところで足をとどめると、これでいいということではなくて、今言われましたような、もろもろのところの拡充などについて、今後とも取り組んでまいりたいと。いろんな課題もないわけではありませんけれども、どのように解決ができるのかというようなことだとか、相手側の御理解もいただきながらという中で進めてまいりたいと思っています。決して今が完全な制度ではございませんので、さらにこれが多くの皆さんに認知されるように、御利用いただけるように努力をしてまいりたいと思っています。

また、販売促進ということで、先ほど言いましたように、現在町の予算額としては半分程度の発行になってございます。残りは少ないわけでありましてけれども、単にPRするということだけではなくて、いかに販売促進につなげられるかということでこの予算の取り扱いなどについても十分検討をしたいと、そのように思っています。

また、リフォーム事業につきましては、3年間として一区切りつけさせていただきました。その中で、たくさんの方に御利用をいただいたものと思っています。私は今単純に、その期間だけを延長すればいいということは思っておりませんで、平成25年度にいろいろ検討してみたいというふうに思っております中には、今現在、住みかえ事業につきましては単純に個人の住宅だけではなくて事務所を借り受ける、例えば買い受けるといったときにも住みかえの補助金などを20万円出している現状にあります。しかし、リフォームのところというのは、その対象になっていないというようなこともありますので、そういったようなものも含めてどうであるかと。さらには、議会が中心となっていていろいろなところに視察なり、また調査研究をいただきました空き家対策、廃屋となっている空き家など、住みかえができるものはいいですけれども、できないものなどに対する支

援のあり方と、そういったものもあわせて住宅政策の中の一環として考えなければならぬのではないかと。さらに、商工業を取り巻く状況から考えますと、企業誘致も先ほど別な議員の方のところで答弁いたしましたけれども、必要で大切でありますけれども、地域の中で起業化をしていく、そんな取り組みでありますとか、さらに今現在、営業をされている事業所などのしっかりとした基盤をつくっていく、そういうところも必要ではないかと。さらには、先ほど言いました定住対策でありますとか、お住みである住環境の向上、地域の経済循環というような今言いましたまろもろのところ、まだ頭の中で十分整理はついておりませんけれども、そういうものを体系づけて政策として次につなげていくことが必要なのではないかなと、そのように考えてございます。また、十分な内容ということで内部の協議なども進んではおりませんけれども、今後そういうような視点を大切にしながら議論をさせていただきたいと、そのように考えてございます。その折々において、また御指摘などをいただければありがたい、そのように思っているところでございます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 ありがとうございます。何の異論もございません。積極的にお進めいただきたいと考えております。

続きまして、都市公園の課題と活用のあり方についてでございますけれども、このことについて私の考えでは、特にトマップ川に関係する公園について申し上げたいのでありますが、なかなか特徴がないというふうに、コンセプトという話もありましたけれども、そういう印象をずっと持っておりまして、トマップ川を中心とした公園については何らかの手を打たなければいけないのではないかと。これは、以前議論をしてきた経緯がありまして、野外ステージだとかバーベキューハウスだとか、あるいは湿生植物群に関する植物園をつくるだとか、さまざまな意見が過去にあったわけでございますけれども、こういうことをもう一度見詰め直した上で、何とか検討をしていくという方向性をひとつ検討していただきたいということを、まずは率直に申し上げたいと思います。今のままでは町民の皆さんが、活用がなかなか、散歩とか犬を連れてとか、そういうことでは随分お話を聞きますけれども、バイオトイレだとかその他については以前提案をしてやっていたという意味で、全面的に評価しているわけではあります、やっぱりどうも目玉がないということで画竜点睛を欠いている公園だなと、このように思っているところでございますので、ひとつそのことについてのお答えをいただきたいと思います。

特にはバーベキューハウスコーナーについては、私はたまたま肉屋だから申し上げるわけではないのですが、販売のときに団体で使って屋根のついたバーベキューハウスが女満別地区にはないと、買い物した方々はやっぱり口々に言っておられまして、先ほどの話ではないですけれども、網走市の呼人の施設をある意味で有効活用しているのです。それは、先ほどの話ではないですが、連携でよいのですが、やっぱり地元で欲しいという声は、私は結構根強く以前から聞いているところでもございますから、この点についてもひとつお答えを願えればありが

たいというふうに思っております。よろしくお願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 トマップ川公園でございます。あの公園を当初建設しようというときには、左岸側、右岸側、また女満別昭和線から下も含めて壮大な計画があり、非常に大きな予算を費やして整備をするという構想がございました。しかし、非常に財政的な困窮度合いを深めながらそういった大きな規模、建物、施設などについては、なかなか取り組むことができないということで、一旦旗をおろしたような形になって最低限の整備をさせていただいたところでございます。そんな中では、今御指摘のとおり、これはというようなところの公園にはなっていないと、そのように私も認識をしております。しかし、しかしといいましょうか、その折に説明をさせていただいた中では、今までのように補助事業をどんどんと入れながら大きな予算でもって、きらびやかな公園ということはできないですけれども、少し時間をかけながら町民の皆さんとともに御意見をいただいて1つずつ何か整備ができていけばいいなというようなことで、考えてさせてほしいということのを常々説明をしてまいりました。去年は、そんな御趣旨に御賛同をいただいた中で、梅なども町民の方々に植えていただいた経過などもございます。そういう中で今ステージでありますとか、野外のバーベキュー施設、過去に私どもの公園であったところもありましたけれども、十分活用にならないまま現状に至っているというところもありますので、そういった町民の声があるのではないかというふうにも思います。検討してまいりたいと思いますが、私が思いますにはバーベキューハウス、ステージ、そういったもの、人が集まる施設をつくっていくためには、今のバイオトイレのようなものは本当に簡易的なものでありますので、トイレ施設というものもあわせて必要になるのではないかと。今は、公園の外れにありますポンプ場のトイレなどを御利用いただくこととして、簡易的なものとしてバイオトイレを設置させていただいておりますが、設置する場所などによっては、あわせてそういったものも検討しなければならないと、そのように思っております。都市公園、先ほど言いましたように4つございます。こういったところにそういった機能を持たせるかということの議論も、もう少しさせていただきたいと思っておりますけれども、発想の内容については十分私も理解を示すところでございますので、その考え方などをしっかりと持ちながら今後の公園のあり方、先ほど言いました長寿命化計画なども立てておりますので、そういった議論とあわせて進めてまいりたい、そのように考えるところでございます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 ありがとうございます。そのように進めていただければ結構だと思いますので、よろしく御検討いただきたいと、このように思います。

続きまして、先ほど申し上げた町政執行方針に関する事項について、なんていう抽象的な通告をした中身を具体的に説明させていただきました。私が言いたいのは、来年は改選期であります。この時期にどうするのだと、来年の話を聞けば

時期尚早で、まだ発表する段階にはないという答弁が出てくるに決まっているのはありますけれども、なかなか平成27年は必要だからこういうふうに言及したのだというお話も先ほどありましたし、それは了としますが、強い意欲が私は見受けられると、勝手ながら依然として変わらずそう思っておりますので、それを了とした上でこの機会にはっきりと来期についての意思表示があるかないかだけお聞かせ願って終わりたいと、1番目の総括的なことは終わりたいと思っています。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今回の議会をどうやって乗り切っていくか、今回提案をさせていただいた予算をどのように皆様に御説明をしながら、またそれをお認めいただければ執行していくかというところで、もう精いっぱいでございます。正直言って、そこまでの考え方というか、全くないといひましようか、考えられない状況に今あります。もともと、余り将来をそんなに長く展望して町政運営を今までもやれてくれたわけではありまませんので、何とかその日、その日といひましようか、その年度、年度を一生懸命に取り組んでまいりたいと、今はそんな思いでございますので、その点についてはこのような答弁で御容赦をいただきたいと、そのように思ひます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 それ以上深追ひすることは、私も避けたいと思ひます。せっかく自信満々になつて町民の意見も十分聞いた上で、いろいろな問題がこれからも起きるでしょうけれども、まさに乗り切った上で町民のための行政執行に進んでいただきたいということを申し上げておきたいと思ひます。
続きまして、教育委員会に……。

◇議 長 休憩したいと思ひますので。

◇小島議員 そうですか。はい。

◇議 長 小島一弘議員の一般質問中ですが、ここで10分間休憩します。

休憩 午後 3時47分

再開 午後 3時57分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、小島一弘議員の一般質問を続けます。

10番、小島一弘議員。

◇小島議員 教育委員長からは丁寧な御答弁、まことにありがとうございます。意を強く

するところがありまして、大変感謝を申し上げたいと思っております。教育長のほうからも、前向きに答弁はしていただきましたけれども、教育行政の執行方針の件なのですけれども、これはもう既に御承知のとおり、オホーツク管内18町村のうち15自治体が既に提案済みだということなので、念を押して大変恐縮なのでございますが、ぜひとも実現をしていただきたいということを、さらに念押しでお聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今まで私が町政執行方針ということで、その教育分野についても触れてまいりました。私のほうがそういうような対応でやってきたものですから、教育委員会の中には遠慮もあったのではないのかというふうに感じております。そんなようなことから、今回の答弁に当たっては事前に私どもも今回の答弁の内容についてお話を聞かせていただきながら、あわせてあのような御発言になったものかと、そのように思っております。そんな意味で私からも、先ほどの御答弁の内容について補足で御答弁を申し上げておきたいと、そのように思っているところでございます。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 教育行政の執行方針の御質問でありますけれども、その内容につきましても、いろいろと研究をさせていただきまして、またその時期につきましても教育委員会会議において検討して内容を詰めてまいりたいと、そのように考えております。よろしくお願いいたします。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 教育行政の執行方針の件については、前向きな御答弁をいただきましたので、実現されるものと確信いたしまして、その件については終えたいと思います。

次の歴史、文化を継承する事業の進め方について、このことにつきまして具体的な話をさせていただきたいと思っております。考え方が基本的に共有できているという観点から申し上げたいのですが、豊里の小学校の跡地利用が出ております。それについては、町政執行方針上も触れられておりました。私の考えでは、あそこは豊里遺跡という有名な、学会においてはかなり評価の高い遺跡なのです。なおかつ、そういうものについての収集物は保全されているわけでありますけれども、このことについて、そこに縁がある豊住小学校の跡地利用に関して、やっぱり郷土資料館というようなもので複合施設としてお考えをいただきたいと考え、私は自分の意見をそうまとめておりますので、何か答弁できることがありましたら、お答え願いたいと思っております。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 今、豊里遺跡に関連をいたしまして豊住小学校の跡地利用の中でという、そ

ういう御提言をいただいたものというように受けとめております。ただいま御承知のように、町内では跡地利用のプロジェクトチームというものが住民の皆さんの意見も受けとめながら、どのような使い方をしていくかということをもさに検討を進めているところでございます。私も石刃遺跡に始まり、豊里にさまざまな財産があるということも承知しております。また、豊住の中学校が統合して、そのときのいろんな財産なども地域の皆さんのところに分散をしているといったお話も伺ったことがあります。また、今後豊住小学校が統合になったときに、学校としてのいろんな資料、財産といったものをどうするかといったことも大きな課題であると、そのように考えておりまして、郷土資料館といったような御提言もありましたけれども、いろんな、多角的な方面から私も考えてみたいなど、またプロジェクトの推進のほうも見守っていききたいなど、そのように考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 何分、財政権のない教育長としての答弁は、限界があることは十分承知しておりますので、町長部局、町長においてこのことについて、もしお考えを聞かせていただければありがたいと思っています。

◇議 長 町長は通告書には入っていないです。
10番、小島一弘議員。

◇小島議員 いずれにしても、積極的な検討を進めていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それで、次の女満別湿生植物群落の調査についてでございます。このことについては、随分何回も教育委員会側に質疑を繰り返してきた経緯がございまして、私の見解というのは何回も申し上げるわけにいきませんが、また新たにわかりやすく言わせていただきたいのですが、前2回の調査というのは簡単に言うと、湿生植物群落を含む湿地帯は時間的な経過とともに陸地化するという考え方だったわけです。ところが、私が言ったからではないでしょうけれども、いろんな角度から調査を、つまり対応策、改善策、これに意を配った答弁が先ほど調査の経過として報告をされておりますので、私としては何の異論もございません。そういう方向性で頑張って、きちっとした調査を踏まえた対応策を検討していただきたいということについて再度申し上げます、お言葉をいただきたいと思います。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 ミズバショウの本年度の調査の内容については、先ほど御答弁を申し上げたとおりでございます。以前、議員からも、いろいろな変更の要因というものがあるのではないかとということでお話もいただいたところであります。それは、倒木の状況であったり、水の流れであったり、あるいは道路の排水管のつぶれといったような御指摘もあったかなと、また木道の存在といったものもいろいろと影響があるのではないかと。いろいろ要因はあるかと思えます。ただ、特定してこれだということまでは、

まだまだ至っていないのかなと。特にミズバショウにとって生育しやすい環境というのは、これはお聞きしておりますけれども、ヤチダモやハンノキのもと地下水位の高いところがミズバショウが生育するに当たっては非常に好条件のところであると。逆に言うと、その状況が壊れれば、当然生息に影響するということであろうと思っております、また倒木につきましてもハンノキの寿命も100年程度樹齢がもう達しているのではないかと、そういったことからうまく更新がされずにハンノキが減り、倒木がふえることでヤチダモだけが残ってふえているといった、そんな現象もできていたり、また倒木による日の光によってヨシが生い茂るなど、さまざまな状況が見られてきたということでもあります。ただ、非常にポイントとなるのは、やはり水の流れがどうなって水がどういう状況にあるのかと。やはり水が滞留することで木にとっては水攻めに遭うというのでしょうか、そういうような現象もあることから、倒木も起きやすいと、そういうお話も伺っております。湖との行き来、湿地との水の行き来、そういったものの因果関係というものも必ずあるのかなと、そのように考えておまして、来年度さらに一歩も二歩も進めた形で状態を十分に把握をして次の対応を考えてまいりたいなど、検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 いろいろと議論を尽くしているうちに、大体私の認識とほぼ重なるところでようやくきたなという、大変感謝を申し上げます。特に今、教育長から答弁があったように、申し上げるのですが、木道との関係もやっぱりありまして、これはやっぱり他の産業課との関係でございますので、各課連携をよろしく、その影響についても十分調査をしていただきたいということを申し上げて、このことについての質問を終えたいと思います。何かあれば一言。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 木道の影響というものも、これも含めて調査、また北海道大学のほうからもしろいろ意見をいただくということになっております。また、所管しております関係、産業課のほうとも十分に連携をとりながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、いじめ、不登校、体罰等、本町の現状認識について伺いをいたしました。先ほど教育委員長からもお言葉をいただいたように、いじめはどの子にも起こり得る、どの学校においても起こり得るということで、全く共通した認識、問題意識でございます。以前、いじめ問題を私は質問した経緯がございまして、中村教育長のときでございました。そのときは、夏、9月だか6月かは忘れましてけれども、聞いたときには文部科学省の定義によるといじめは存在しないという答弁を

いただいて、次の年の3月、最終、その年度の末の定例会、今定例会のような状況でもう一度確認をしましたら、文部科学省の定義が変わったから、いじめはあると、こういう答弁をいただいたのです。私が言いたいのは、何を言いたいかというと、一番大事なのは子供が主人公なのです。教育委員長は、一番現場に精通されているから、よくわかると思うのです。子供が主人公なのです。子供がどう思っているかが大事で、子供を中心に教育を考えなければいけない。もう一つは、教育現場においては何かそういうことが、不都合なことが起きたり、いじめなどが起きると、あるいは不登校が起きると、何かとんでもないことが起きたことのように思って隠蔽したり、報道によるいろいろな他県、その他の事項でもそういうことが生まれています。北海道でも以前にありました。教育委員会の対応が悪いという指摘を受けたことも過去の経緯にあります。ですから、私は何が言いたいかというと、教育現場ではいつも問題は生起するものであると、生まれるものであると、したがってどういうふうに対応して子供たちを主人公として教育を実現するのかと、それができることが教育の本質だと実は思っているのです。知識の切り売りではなくて、まさに人格形成も含めてそういうことが問われているのだというふうに思っていますので、いじめ問題についてはなかなか深く、誰もが簡単に解決できるなどということは言えませんし、いわば大人社会においても多くありまして、その反映が子供たちにも行きますので、いじめ問題というのは単に教育現場の問題でもないかもしれません。それは余談でありますけれども、そんなことで共通な認識を持っているというふうに思っているのでありますけれども、改めてその辺についてもう一度お聞かせ願って、これは終えたいなというふうに考えてございますので、よろしく願います。

◇議 長 相馬教育委員長。

◇**教育委員会委員長** 大空町の教育委員長が、これまで教育経験者がいなかったということに関連して、私が昔、小中学校の教師であったということでお聞きされているのかなというふうに思いますが、いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題に対しましては、何といっても当該児童生徒の心のケアが大切であると押さえております。そのため、常に最悪の状況を想定した問題の早期発見、早期解決が求められると思います。私が経験してきた一例を申し上げますと、年度初めに生徒指導上の問題を教職員全体で共有するための事例研修会の開催や学期ごとの生徒指導事例交流会、問題発生時の事例研究などで目の前にいる子供たちの現状の把握と全教職員の共通理解を図ることが大切であると思っております。これらは、教師側の取り組みですが、子供の立場からは子供たち一人一人が心の叫びを大人に伝えられないことが早期発見をおくらせている一つの要因でもないかと、そのように思っております。自分の気持ちを大人や友人に伝えられる、そういう人に成長させるための家庭との連携や年間に計画された学級担任や副担任、または学年団の教師による教育相談、部活動や少年団にかかわる顧問との教育相談、随時に対応する児童生徒からの自発的な教育相談などで子供からの心の叫びを、または変化を早期に把握する手だてを数多く設けて、問題傾向の気づきのためのアンテナを教職員全体で広く高く張った努力をしていく、そういう努力をすることが早期発見に生かしていけたのではないかなというふうに思っております。大空町の児童生徒は、挨拶がとてもすばらしいのですが、毎朝の登校時の挨拶運

動などで子供たちの表情の変化が挨拶にあらわれることもありますので、貴重な発見の機会でもあると押さえております。問題傾向を把握した場合に、担任や学校が孤立して解決を図るのではなくて、教育委員会を初め関係機関全体で早期の問題解決を図る体制の確立が肝要ではないか、そのように押さえております。情報の早期把握のための報告、連絡、相談の機能を生かすことが何より大切であり、各学校にお願いしているところでございます。教育委員会というのは、合議制で物事を決めていく機関でございまして、私が単に教職経験者ということではなくて、私の経験を一つの常識、知識として押さえて、一般常識人として、レイマンコントロールとして機能させていきたい、そういうことで5人の委員が大所高所から大局的に判断して物事を決していく、そういう教育委員会でありたい、そういうふうには押さえております。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 ありがとうございます。当時を思い出します。相馬先生と私がPTA会長の時代に、いろいろと連携をして、当時の中学校でも現場は荒れていましたよね、刃物を持った子供が暴れたりして学級経営が崩壊していると、新しい先生が対応できなかった、そしたらPTAに支援要請があって、我々が参観という目的で行って子供たちを注意したりなんていうことをしたことなども懐かしく思い出されます。先ほどの答弁は、まさに教育にかける相馬教育委員長の熱烈な思いがひしひしと伝わりますので、今後ともよろしく願いをいたしたいと思います。

あと、事務方のほうにと言ったらいのですが、3月1日の北海道新聞、読売新聞にも出ていますけれども、北海道のほうでいじめ防止条例を制定する予定だと、こういう話が伝わっております。個別の町村においてどうするかということは、いろいろ検討の余地がありますけれども、この情報に接して何かお考えがございましたら答弁をいただきたいと思います。教育長、よろしくお願いします。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 ただいま北海道のいじめ防止条例のお話がありました。また一方では、国も法制化をしようといった動きも出ております。それを受けての北海道の条例化といった関連もあるのかなと、そのように承知しておりまして、北海道の動向を注視しながら本町の対応についても検討してまいりたいと、そのように考えてございます。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 これにて小島一弘議員の一般質問を終了します。

本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長します。

次に、8番、深川昇議員の一般質問を許します。

◇深川議員 一般質問をいたします前に、それぞれの前出議員も申されておりましたが、先日起きました暴風雪の災害につきまして御苦勞されました職員の方々には心から敬意を表しますとともに、また被害に遭われました方々につきま

しては心よりお見舞いを申し上げたいと存じます。

私は、町政執行方針の中から2点ほど質問をさせていただきます。まず、1点目として、合併後の評価と大空町の将来像について。合併をいたしまして7年、8年目に入るわけですが、私どもが見ている評価、また町民が見ている、考えている評価と町長が考えておられる現在までの評価、さらには町政執行方針の中で商工業の発展が活性化に重要とされると申されております。これについては観光、また関連企業、団体との連携も大事と考える次第です。今後の大空町のまちづくりと将来像の考え方をお伺いしたいと存じます。

2番目につきましては、指定管理者制度についてでございます。指定管理者制度について、それぞれ個別の指摘ではなく、本年度までに19施設が制度導入をされて定着をされていると思うと申されておりますけれども、本当にサービスの向上になっているのか、また総体的な評価と今後の課題、問題があるとすればお伺いをしたいと存じます。よろしくお願いを申し上げます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 深川議員の一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、1点目、合併後の評価と大空町の将来像についてということでございます。合併時におきまして調整が必要な事務事業というものは、合計で96項目ありました。平成24年度現在で調整が未着手なものについては、現状ございません。また、職員数でありますけれども、合併時178人でございましたが、平成24年度4月では144人でございます。財政面でのさまざまな指標の中のうちの一つ、実質公債費比率は合併時23.8%でありましたが、平成23年度決算では16.2%でございます。町債残高は、全会計を合わせまして207億9,000万円から平成23年度決算で166億4,000万円、一方で町の貯金であります基金残高は32億3,000万円から平成23年度決算では41億3,000万円ということであります。これらの財政面などを見てまいりますと、改善されてきている状況にあります。一方で、そのほか町民生活にかかわる分野などを考えてみますと、放課後児童対策でありますとかゼロ歳児保育、新しい町として取り組んだ課題などもございます。しかし、少子高齢化の対応が十分であるかということ、まだまだ仕組みづくりが途についたばかりというものも数多くあります。町政執行方針の中で述べましたように、まちづくりの総合計画、新町建設計画、行政改革大綱などがありますけれども、一区切りをつけながら次に、新たに町の将来指針というものを築いていく必要もあるのではないかと、そのようにも考えております。そういった中において、地域産業の振興というものも高齢化社会の対応とあわせて非常に重要なものになると、そのように考えているところでございます。先ほどTPPなどの話もありました。それは、主に直接的には農業の分野で大きなウエートを占めておりますけれども、地域における経済全体にも大きな影響を及ぼすものでございます。そんな中であっては、地域の商工業というのは今大変な状況にあると、そのような認識を持ってございます。大空町だけではありませんけれども、多くの自治体の中で、この商工業をどのように支えていくかということが課題になっております。当然、行政としてもさまざまな取

り組みを実施していかなければならないわけでありますけれども、そこには商工業者の方々や関係する団体の方々などを含めて一緒になって取り組みを進めていかなければならないものと、そのように思っております。連携、連帯することはもちろんでありますけれども、場合によっては統合して大きなエネルギーを持って立ち向かうということも必要なこととなってくるのかもしれない、そのように考えているところでございます。私どもの町は、従来の女満別町は花と音楽の町、また東藻琴村はノンキーランドというような言い方でまちづくりの指針を持ってまいりました。両地域とも農業を主体とする産業を持っていたり、また教育や文化、また心の豊かさというようなものを一つのポリシーとして持ちながらまちづくりを進めてまいりました。今後の将来像でありますけれども、そういったものを1つ持ち得ながらまちづくりを進めていくということも大切なことではないかと、そのように考えているところでございます。私の答弁も、少しあちこちに飛んでしまいましたけれども、そのような思いを持ってこれからもまちづくりというものに携わっていければと思っております。

指定管理者制度でありますが、平成18年から導入をしております。公募や選定などにつきましては、指定管理者選定委員会を組織し、公募、指名の審議でありますとか、募集要項、業務仕様の確認、適合性の審査などを行っております。この指定管理者選定委員会においては、施設利用に係る団体、機関などから2名の御推薦をいただいて、そういった方々の意見聴取もさせていただく中で審議、確認に当たっているところでございます。しかし、選定するところだけではなくて、その仕事の内容などについて評価をしていく、モニタリング作業をしていくということも重要であるということで御指摘もいただいております。そんなことから、先進事例を参考として具体的な評価方式を取りまとめるべく事務を進めてございます。平成25年度においては、こういった方式を取り入れて、このモニタリング評価というようなところについても実施をしてみたいと、そのように考えてございます。この指定管理者制度というものは、先ほど平成18年からスタートをしたということで申し上げましたけれども、課題もまだまだたくさんございます。新しい制度というようなこともございまして、まだ十分に受ける側、そして仕事を出す側、理解を深めていない部分がございます。また、全国的な制度であります、私どもの地域にあっては受け皿となる指定管理者の数というものが限られる状況にもあります。そんな中では、首都圏などと同じようにこの効果が発現されるものではないと、そのようにも思っております。もう一つは、先ほど言いました選定における審議と、さらにはその評価の仕組みというものもまだまだ課題途中であると、そのように認識をしております。指定管理者制度を導入したからといって、私どもは指定管理者に丸投げをするということではなくて、行政としての果たすべき役割も持ちながら、また指定管理者の方々のいろいろなノウハウもいただきながら、ともに成長して町民の方々にサービスを提供していかなければならないものと、そのように考えてございます。そんなことから、まだまだ発展途中でありますが、御意見をいただいた中で改善に努めて、この制度の定着に努力をしてみたいと、そのように考えているところでございますので、今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げます。

以上、申し上げます、1回目の御答弁とさせていただきます。

◇議 長 8番、深川昇議員。

◇深川議員 それぞれ答弁をいただきました。まだ8年目に入るところでございます。合併の評価については、各資料によりますと、やはり10年を経過した程度がめんど、このように申されている書類が多いわけですが、ただ合併後、やはり私がおります東藻琴地域については非常に不安感が募っていることが現状であります。高齢者の方と接する機会もあるわけでございますが、よく聞かれますのが「来年は役場も教育委員会も、みんななくなるんですってね。」と、とんでもない勘違いをされて言われる方もいらっしゃるし、そういったことがやはり不安の材料の一つになるのかなと、このように思い、その辺は私どもも「そういったことは全くありませんよ。」という、そういった答え方をするわけでありましてけれども。ただ今後についての、それは世の中の情勢もありますけれども、やはり不安材料の一つではないかなと、このように感じるところであります。確かに2つあるものを1つにして、やはり経済効果、あるいは統合して大きな力になる、そういったことも多く含まれますけれども、逆に力の弱いところ、数の少ないところ、そこが疲弊するということは、これは歴史が物語っていると思います。そこを精査してくれと言うのではありませんけれども、やはり今後について、それは町長も同じ自治体が2つ、大変要望も多く、バランスは大変かと思っておりますけれども、その辺の今後の考え方についてお聞かせいただければと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 東藻琴総合支所のあり方についてのお話かと思えます。ある方、東藻琴地域にお住まいの方でありますけれども、効率性を考えれば早くなくしたほうがいいのではないかということ言われた経験もございます。しかし、そのとき私は申しました。「そんな経費のことだけでやっていくということでもない、当然そこにはお住まいの方々がたくさんいる、そのサービスのことまで考えて対処しなければならないと思っています。」と、そのようにお答えをさせていただきました。過去にも同様の御質問をいただいたことがあったかというふうに思います。合併調整の中では、東藻琴総合支所については当分の間と具体的な数値は明示をさせていただいておりませんでした。その中で町長はどのように考えているのだと、過去にも御質問があった中で、私は新町建設計画の期間中は少なくとも現在の総合支所方式というものについて存続をしていくというふうに御答弁をしたかというふうに思っております。であれば、それ以降はなくなるのかということではありませんけれども、それ以降については今、私が思っているところは特別ございませんので、総合計画でありますとか、さらにはそれに伴って行政改革の大綱なども、また見直しなどが出てくるかと思えます。その中の議論によって今後判断をしていけばいいのではないかと、私はそのように感じております。ですので、そういうような御不安のお話などがあれば、議員のほうからも先ほどそんなことはありませんよとお伝えしているという言い方をさせていただきましたけれども、私もそういうようなお話をさせていただきますので、議員からもよろし

くお伝えいただければと思っております。

◇議 長 8番、深川昇議員。

◇深川議員 大変、高齢者の方にしますと、なかなか情報を交換することも少なくなっている、私もそういいながら高齢者に入る一人でございますから、なのですが、なかなか出なくなりますと、だんだんうわさに先行しやすくなるというデータがあるそうですが、そういった経過かなと、このように感じているところでございます。ただいまの町長の答弁に対して、自信を持ってこれからも町民に対して説明ができると、このように思っております。そういいましても、世の中の情勢、またなかなか自由民主党政権にかわりましてもそう即効性がなく、景気が上向くわけでもありませんし、郡部にまでは景気回復が来るのはなかなか難しいかと思えます。ただ、今後におかれて、やはり町長におかれましても御苦労は多いと思いますが、両地区のどうかバランスのとれた、そして自治体としての理念と誇りを取り戻して元気な自治体になれるよう少しでも夢と元気、安心という項目がございましたけれども、このまちづくりに向けて奔走していただきたいと、このように思いますが、御答弁をお願いいたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私どものような地域は、よく人に景気の波打ち際であろうかと、景気的好況の波が来るのは最後で、引いていくのは最初、そういう地域ではないかと、そのように思っております。また、今回の経済対策なども功を奏して好転していくということであったとしても、それには多少時間がかかるものと、そのように思っております。そんな中では、先ほど前出の議員の御答弁でも申し上げましたように、何とか地域の中でお金が循環するような、そういう仕組みづくりを考えていかなければならないと、そのように考えてございます。そんな中で直接的な商工業者の方々など、観光に携わるの方々などの御苦労も多いわけでありますけれども、そこにお任せだけをするのではなくて、行政も一緒になって取り組んでまいりたいと、地域一体となって取り組まなければ、こういったものについては進んでいかないうちに思っております。将来に向けて多少なりとも明るい展望が開かれるような、そんな夢が描けたり、日々元気に過ごしていける、そういうところを心がけながらこれからも町政のいろんな施策の提案などについてさせていただきたいと、そのように思っております。両地域の公平感といえましょうか、バランスというようなもの、単に金額ではかるか時期ではかるか、いろいろなものがありますけれども、一番はそこに住んでいらっしゃる方々が納得をしていただけのバランスというものに配慮しなければならないものと、そのように考えてございます。そういった町民の皆さんの気持ちを受けとめながら施策、また事業の実施に当たってまいりたいと、そのように考えてございます。今後も御指導いただきますようお願いを申し上げたいと思います。

◇議 長 8番、深川昇議員。

◇**深川議員** それでは、1 番目の質問を終了いたしまして、2 番目の指定管理者制度についてお伺いをしたいと思います。

19の施設、この中にやはり受けます指定管理者が少ない、数が少ない、当然のことですけれども、そういった中で何とか指定管理者制度を運用しているわけですが、こうなってくると、やはり指導していく役場の所管からの姿勢が大事かと思われます。ただ、こう言うは大変語弊があるかもしれませんが、やはり受けております指定管理業者に対して所管課の対応が若干弱腰という、言葉が悪いのですが、もう少しきちっとした指導、物によりますけれども、そういったことがあったほうがよいのではないかなと。例えば議会、私が所属しますのは産業建設常任委員会ですが、余り我々が強く言い過ぎますと、これもやはり若干の勘違いがあるということもあります。また、総務文教厚生常任委員会においても同じような事例があるのかと思われます。ただ、大きくなって表に出てくる問題は少ないかもしれませんが、数が少なく、受ける業者が少ない場合は、全国的なデータを見ましてもやはりそういったことが多くあるということでございます。その辺については、やはりよりよき指導をしていただくのが一番かと思いますが、その点についてお伺いをしたいと思います。

◇**議長** 山下町長。

◇**町長** 現実、役場の職員が本当の意味での直営だけで施設を管理していくというのは難しくなります。ですので、指定管理者制度でないとしても、業務委託などで分けながら、その部分についてお願いをしてサービスを提供していかなければならない時代になってございます。そんな中で委託を受ける、業務委託を受ける、もしくは指定管理者で受ける側と、また仕事を出してお願いをしていく側とのバランスといいましょうか、関係というものは大変大切になってくるだろうというふうに思います。そういった意味で御心配をいただいている部分についても、私どもとしてそのバランスを欠いたことがあったというふうに思っております。そういう意味では、先ほど言いましたように、指定管理者であろうが業務委託でありましょうがお任せをするわけではありますけれども、その管理に対する担当課も一方ではプロフェッショナルになっていかなければならないものと思います。また、管理を受ける側についても同じであります。その中で切磋琢磨をする関係というものをしっかりと築いていかなければ、この制度というものはいい方向に回っていかないのではないかと。どちらかがどちらかの力関係の中で上下にあるということではなくて、お互いにいいもの、ウイン・ウインみたいなような関係をつくっていくというようなことを私どもがしっかりと持ち合わせながら相対してまいりたいと、そのように思っております。当然、町として指定管理者にお願いをする部分はありますけれども、町としてやらなければならない、汗をかかなければならないものもたくさんございます。そんな中であって、これからも御指摘の部分について努力をして改善をしてまいりたいというふうに思っております。それが先ほど言った評価の中で、しっかりと形としてあらわされるように努力をしてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

ます。

◇議 長 8番、深川昇議員。

◇深川議員 言葉で指摘をするのは、大変簡単であります。現場としては非常に難しいことだと、このように思っております。モニタリング制度、評価方式についても大変いいことでありますし、ぜひ取り入れていただきたい、このように思いますが、こういった制度については、やはり問題点、指摘時点についておくれるおそれがあります。ひょっとすると年度がわりでなければわからない、次年度でなければ改正ができないというような問題点もあるやに聞いております。この辺の対応についても、やはり少し知恵を加えてやりやすい方向で動いていただきたいと、このように思います。

それから、最後になりますが、もう一点ですが、これは決して誤解をされては困るわけですが、強制的な形ではなく、指定管理を受けております業者あるいは施設につきまして、備品または商品等の仕入れに対しまして地元企業あるいは商店の利用促進の観点から、そういった指導はされているのかどうか、この点について伺いをしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 モニタリングというのは、1つの仕事が終わって全体の中で評価を下していく、それはそれとしてさせていただきたいというふうに思っております。ただ、現場として課題があったときにそれを改善できる、瞬時にといいましょうか、迅速に対応できるような仕組みにもしておかなければならないというような御指摘かというふうに受けとめます。モニタリングはモニタリングとしながらも、今言われました御指摘の点なども取り入れられるような仕組みにしていってきたいと、そのように思います。

また、指定管理をしている施設などにおける地元の商工業者の方々との関係と指定管理者の関係などにつきましては、副町長のほうからその状況などについて御説明をさせていただきたいと思います。

◇議 長 川口副町長。

◇副町長 ただいま深川議員から質問のありました指定管理者における物品等、かかる資材等の納入の関係、こちらにつきましては基本的には役場側からとしては、あくまでも指定管理者に対しましてはお願いをすることということでございます。当然、指定管理者側の努力もありますし、また納入されるほうの皆さんの御努力もいただくということで、基本的には役場が直営でしたときと変わらぬように、その辺については努力をさせていただきたいということをお願いをしているところでございます。

以上でございます。

◇**深川議員** 終わります。

◇**議 長** これにて深川昇議員の一般質問を終了します。
これで一般質問を終わります。

◎**休会の議決**

◇**議 長** お諮りします。3月9日と3月10日の2日間は、会議規則第10条第1項による休会とし、3月11日から13日までの3日間は、予算審査特別委員会開催に伴う議事の都合によって、会議規則第10条第2項による休会としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇**議 長** 異議なしと認めます。
したがって、3月9日と3月10日及び3月11日から3月13日までの5日間は、休会することに決定しました。

◎**散会の宣言**

◇**議 長** 以上で本日の日程は全部終了しました。
次回の本会議は、3月14日に開催いたします。
本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会 午後 4時44分

平成 2 5 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 3〕

- ・ 招 集 平成25年 3 月 7 日
- ・ 開 会 平成25年 3 月 7 日
- ・ 閉 会 平成25年 3 月 15 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	品	田	好	博	7 番	松	岡	克	美
2 番	中	堀	君	子	8 番	深	川		昇
3 番	近	藤	哲	雄	9 番	勝	田	鉄	城
4 番	松	田	信	行	10 番	小	島	一	弘
5 番	斎	藤	宏	司	11 番	田	中	勝	吉
6 番	植	田	泰	弘	12 番	後	藤	幸	太 郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町長		産業課長
総合支所長		産業課参事
会計管理者		建設課長
総務課長		住民福祉課長
総務課参事		産業建設課長
住民課長		総務課主幹
福祉課長		
教育長		生涯学習課参事
生涯学習課長		
監査委員事務局長		農業委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

◇議 長 おはようございます。

平成25年第1回大空町議会定例会につきましては、平成25年3月8日に3月9日から13日までを議事の都合で休会とすると議決をしましたが、会議規則第10条第3項の規定により議長において、ただいまから第6日目の会議を開きます。

急な開議通知にもかかわらず出席くださいました議員、説明員各位に感謝を申し上げます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、議長において、1番、品田好博議員及び2番、中堀君子議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

鈴木事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は、12名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 発議第1号

◇議 長 日程第2、発議第1号 TPP（環太平洋経済連携協定）交渉参加の中止を求める意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

8番、深川昇議員。

◇深川議員 「発議第1号 TPP（環太平洋経済連携協定）交渉参加の中止を求める意見書

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

平成25年3月12日提出 提案者 大空町議会議員 深川昇、齋藤宏司、田中勝吉、小島一弘、植田泰弘、中堀君子」

趣旨説明については、朗読をもってかえさせていただきます。「TPP（環太平洋経済連携協定）交渉参加の中止を求める意見書

去る2月23日に行われた日米首脳会談で発表された共同声明で、安倍晋三首相は「TPPでは聖域なき関税撤廃が前提ではないことが明確になった」として、なるべく早い段階での決断を表明しており、近日中に正式な交渉参加を表明するという報道もされています。

そのような中であって、3月10日には北海道内で相次いでTPP交渉参加への反対集会が開かれている状況にもあることから、十分な国民的議論、道民的議論がないまま参加表明されるような事態になれば、極めて遺憾であります。

本町を含むオホーツク管内では、一次産業が食品加工業や観光業などと密接に結びつき、地域の基幹産業となっています。適切な国境措置がなければ、その影響は農業のみならず、オホーツクの地域経済に多大な影響を及ぼすことが懸念されます。

また、TPPは一次産業のみならず、医療、公共事業、金融、食の安全、雇用や農業関連業種など様々な分野にも影響が及ぶ可能性もあり、国民生活の根幹に関わる極めて重大な問題です。

国は、TPPが国民生活に与える様々な影響について十分な情報提供を行い、地方の農林水産業者、商工業者、消費者、医療関係者など国民各層の意見をしっかり聞いた上で国民的議論を行うべきであり、TPP交渉への参加を拙速に判断してはならず、「地域」「経済」「生活」に直結する極めて重要な問題であることから、国民合意がないままでの交渉参加は、断じてするべきではありません。

よって、国においては下記事項について実現が図られるよう強く要望します。

記、1、TPP交渉への不参加、TPPは一次産業のみならず、医療、公共事業、金融、食の安全、雇用や農業関連業種など様々な分野に影響が及ぶ、国益を損なう極めて重大な問題であり、到底国民合意を得られる問題ではないことから、事前協議を含めた一切のTPP交渉参加に向けた取組を断念すること。2、多様な農業の共存を明確に位置づけた貿易ルールの確立、我が国の貿易政策の基本として、多様な農業の共存、林業、水産資源の持続的利用が可能となるルールの確立を明確に位置づけ、これに基づき重要品目については必要な国境措置を維持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年 3月12日 大空町議会議長 後 藤 幸太郎

提出先に当たりましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣宛てでございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号 TPP（環太平洋経済連携協定）交渉参加の中止を求める意見書を採決します。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 T T P (環太平洋経済連携協定) 交渉参加の中止を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

◇議 長 お諮りします。改めて、本日3月12日散会后から3月13日までは、予算審査特別委員会開催に伴う議事の都合により休会としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、3月12日散会后から3月13日までの間は、休会とすることに決定しました。

◎散会の宣言

◇議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。

散会 午前10時10分

平成 2 5 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 4〕

- ・ 招 集 平成25年 3 月 7 日
- ・ 開 会 平成25年 3 月 7 日
- ・ 閉 会 平成25年 3 月 15 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	品	田	好	博	7 番	松	岡	克	美
2 番	中	堀	君	子	8 番	深	川		昇
3 番	近	藤	哲	雄	9 番	勝	田	鉄	城
4 番	松	田	信	行	10 番	小	島	一	弘
5 番	斎	藤	宏	司	11 番	田	中	勝	吉
6 番	植	田	泰	弘	12 番	後	藤	幸	太 郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教 育 委 員 会 委 員 長
代 表 監 査 委 員		農 業 委 員 会 会 長
副 町 長		産 業 課 長
総 合 支 所 長		産 業 課 参 事
会 計 管 理 者		建 設 課 長
総 務 課 長		住 民 福 祉 課 長
総 務 課 参 事		産 業 建 設 課 長
住 民 課 長		総 務 課 主 幹
福 祉 課 長		
教 育 長		生 涯 学 習 課 参 事
生 涯 学 習 課 長		
監 査 委 員 事 務 局 長		農 業 委 員 会 事 務 局 長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから平成25年第1回大空町議会定例会第8日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、議長において、3番、近藤哲雄議員及び4番、松田信行議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

鈴木事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は、12名であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとお
りであります。

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第2号

◇議 長 日程第2、議案第2号 大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更につ
いてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行
いたいと思います。質疑はありませんか。

1番、品田好博議員。

◇品田議員 この案件は、既に趣旨説明がされております。予算を伴う過疎地域自立促進
市町村計画の変更ということですので、本来ならばもう議決が終わっている案
件が、この中に入っております。ちょっと、ずっこける感じがいたしますけれども、
質問をいたしたいと思います。

この件につきましては、2月13日総務文教厚生・産業建設常任委員会の連合審査
会の中で説明を受けた過疎地域自立促進市町村計画の変更についてでありますけれ
ども、その中の東藻琴中央会館建設についての質問となります。中央会館は、説明の中
にもありましたとおり、大空町東藻琴国民健康保険診療所の医院長住宅を平成14年
度から自治会館として使用していたということのようでございます。平成22年には、
建設要望書が出されていたというふうな説明でございます。私は、別にそのことにつ
いて云々ということではないのですけれども、たまたま、東藻琴地区では、今現在地

域振興施設の計画が進んでいるというふうに理解をしております。その中での住民の皆さん方の考え方も、一度、議員協議会にかかっておりますので見せていただきましたけれども、余分な施設はいらないと、会議室だ、研修室だ、なんだのというものはいらないのではないかなというふうな、当初の計画のときにそういう意見が見られておったのを記憶しております。女満別地区においても、真ん中には中央会館は、いわゆる公民館というものはございません。そういう要望も一時期あったやに聞いていますけれども、役場庁舎と近いということで、そういうことになっておりません。東藻琴についても、事実なかったわけでありまして。たまたま、その先ほどの利活用ということで使われていたということでございますけれども、当時、どのような協議の中で、住民との間で、そういうようなことがなされたのかは承知しておりませんけれども、私の質問でございますけれども、行政改革というものが我が町にあります。行政改革推進委員会からの答申でございます。その中の、いろんな項目を見させていただいても、ちょっと違うのではないのかなという感じがしてならないわけでございます。その辺について、どのような協議等及び政策として町が決断をしたのか、意思決定をしたのかということに関して、お答えを願いたいと思います。

◇議 長 阿部住民福祉課長。

◇住民福祉課長 ただ今の中央自治会館の関係でございますが、先ほども議員が言われたとおり、昭和４８年に建設された東藻琴国民健康保険診療所の医院長宅を東藻琴中央自治会が平成１４年１０月から会館として使用してきたところでございます。建設後４０年が経過し、建物の老朽化で雨漏りや冬期間の水道、トイレの凍結など、故障といえますか、修繕の事案が発生しまして、自治会活動に支障をきたしていることから、平成２２年の４月に東藻琴中央自治会より町への会館建設の要望書を出されたところでございます。その後、自治会や町内部での協議を重ねてきた結果、既設の建てかえをすることが適当であると判断し、今後のコミュニティー活動の理由のため、平成２５年度で整備をしようとするものでありまして、東藻琴地域につきましては１６の自治会がございまして、その中で各自治会に自治会館がございまして。そういった点から、今回更新をして建てかえをしようとするのでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

◇議 長 １番、品田好博議員。

◇品田議員 御答弁をいただいたのですが、私の質問の趣旨というもののから、ちょっと違うのかなという感じがいたしております。市街地ですからね、恥ずかしいですが、私は東藻琴のことは余り存じ上げないのですが、町のど真ん中という感じ方をしております。役場庁舎からも、かなり近接、近間にそういった建築物が、空き家といえますか、使われていない施設もあるやに聞いておりますし、私が聞いたかったのは、そういう行政改革の趣旨から見て、統合化、複合化の道を歩んでいかなければならない今日状況の中で廃止をして、既存の施設で賄えないのかという議論はあったかと、こういうふうな趣旨であります。

◇議 長 阿部住民福祉課長。

◇住民福祉課長 自治会館の統合が必要ではなかったかという御質問でございますが、実は、この中央自治会につきましては、当初は東藻琴農村環境改善センターですとか、それから大きな行事があった際には、町の中の飲食店で多人数が収容できるところがございましたが、それがなくなり集まる場所がなくなったことによりまして、この東藻琴国民健康保険診療所の医院長住宅を自治会館として活用していたところでございます。東藻琴農村環境改善センターですとか、ほかの施設もございますが、時間的な制約がございまして、そういうところの使用も最終的には難しい状態といえますか、自治会活動をする中で、時間的な制約があって使用について問題があるということで、自治会館の要望がありまして医院長住宅を自治会館として活用したわけでございますが、老朽化によりましてコミュニティー活動に支障があるということで、今回建てかえをしようとするものでございますので、御理解をいただきたいと思います。

◇議 長 1 番、品田好博議員。

◇品田議員 内容はわかっているのです。きのうの話の中にも出ましたけれども、時代が違いうやに思っているのです。要望があるのはわかるし、なんでも要望はあります。今、そういった形で、これからの地域の将来を考えたときに、投資計画のあり方というものについては、慎重かつ、やっぱり行政改革の精神に基づいて遂行していくという筋道を立てていかなければならないときであると、私は考えているわけなんです。それで、きのうも同僚議員から話が出ておりますけれども、いわゆる一体感の情勢、これは合併前の一般質問で私がした項目でございますけれども、地域、地域の主張をどんどん、どんどん、要望だ、要望だと上げていくという形でせり上がっていけば、違った方向にいつてしまう可能性が十分にある。もう7年目、8年目を迎える、私も大空町の歩むべき姿というものを十分に勘案して進めていかなければならない時期だと考えているのです。東藻琴は東藻琴で決めればよい、女満別のことは女満別で決めればよい、そういうことでは、いつまでも一体感というものがない。東藻琴のことに關しても女満別の人が口を出す、女満別のことについても異議があれば東藻琴の人から意見を聴取する、それが大空町の姿だと私は思うのです。そういう意見の聴衆、またはしていかなければだめだと。そして、政策、立案というものを進めていかなければならないときに入っていると、私は思うのです。それから、やや逆行しているのではないかな、それは表へ出ませんが、やっぱりどちらの地域でも同じようなことで、井戸端会議で話されていることではないかなと、不満という形で。それをどういうふうにすくい上げていくのか、それは問題の共有、同じ住民としての意識の共有を高めていかなければならないし、また、それをリードしていかなければならないのは行政じゃないでしょうか。きのうも話しましたけれども、要望書が上があれば、何でもやってもらえる、そういう時代ではないわけですから。説得すればわかるという、私は考え方を持っているわけでございます。それについて、どういう事情があったかという質問をしているわけで、内容についてはもうわかっています。時代の認識というものが、どうあるべきなのか。自らが答申を受けた行政改革、これは十分に重いものですよ。それをどのように具体化して、政策としてやっていくのか、それを町民に知

らせないで、どういう形になるのか。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時16分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
1番、品田好博議員。

◇品田議員 この案件についても平成22年ですから、自治会との話し合いが持たれてきたというふうに書いていますけれども。平成22年ですから、私が当選した年でございます。私は、この話を一向に聞いたこともありませんし、総務文教厚生常任委員の中では、話題提供もなかったように聞いておりますし、当日2月13日も参考資料としては全く不備で、後から郵送で数字的なものを送ってきたと。こういう姿勢っていいのですか、そういうことが大きなちゃんと決まりごとを決めても進まないという状況。これは、議会基本条例第6条に完全に触れています。大げさにするわけではないですけれども、つくったものを自ら、どんどん、どんどん守っていけない状況下ということに、問題の提起もあらうと思います。私は、こんなことも考えているのです。行政改革の中で、時代に即した組織・機構の確立の中で、議会への要請という形が行政改革推進委員会の皆様方の答申の中にあります。この中に、地方分権の議会への要請という形の中で、地方分権の進展により、議会の果たすべき役割がますます増大しており、これを踏まえた議会運営や町民等に対する説明責任を果たされるよう要請します、大変多い答申がなされております。

◇議 長 申し上げますけれども、きょうは過疎地域自立促進市町村計画の一部変更ということで、それはやろうということの変更なのではございますけれども、それは常任委員会でも行っておりますし、常識ある議員であってほしいと思います。答弁をお願いします。
山本総務課参事。

◇総務課参事 過疎地域自立促進市町村計画の変更で、今、中央会館の問題が出ておりました。これにつきましては、2月13日の総務文教厚生常任委員会の中で、中央公民館の担当のほうからも説明をさせていただいて、御了承をいただいているものと理解しております。また、過疎地域自立促進市町村計画につきましては、そういう計画が出た場合に市町村としましては有利な過疎債を使いまして、財政的にも有利な形で進めたいということから今回の計画の変更に至ったものでございます。そういたしますので、今、御質問がありました過去の問題点がありましたけれども、2月13日には皆様に御説明をさせていただいて、担当のほうから御理解をいただいているものということで、今回変更について御承認を願うということでございますので御理解願いたいと思います。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇**品田議員** 2月13日にありまして、その後、総務文教厚生常任委員会が開かれているのです。その中で追加、後で潜り込んで、この案件が後に説明をされた。それは、連合審査会で指摘をされた同僚議員がいて、その後の総務文教厚生常任委員会でのレジュメが、図面が出てきたのです。あとは、口頭説明。あとは、郵送で額の、数字の件に関して送ってこられたと。本末転倒な形をしているという形を認めるということではないのですか。それで説明をしたということになるのですか。

◇**議 長** 川口副町長。

◇**副 町 長** ただ今の中央自治会館の建設に至るまでの説明の経過ということで、その手順については、ただ今の議員御指摘のとおり、確かに私の監督不行き届きというかですね、それに沿っていないことは事実かというふうには思います。この辺ですね、また、一つ一つ検証をしながら、今後このようなことがないように一定のルールのもとに、事前にそういうものを議会に御説明をして手順を踏んでいくように、また指導してまいりたいと思いますので、その点については今後改めるようにいたしますので、どうぞ御理解を賜ればというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

◇**議 長** 1番、品田好博議員。

◇**品田議員** 副町長さんのそういうことでありますので、理解をいたしたいと思いますけれども。この議会への要請というのは大変重いものだと、私は議会人に対して、こういう要請があるということは重いものだと感じています。平成22年度の当選以来、一般質問で今できている行政改革は立派だと、財政計画も立派だと、私は発言をさせていただいています。立派なものなのです。それに対して、議会人はどう対応してくれるように、こういうふうに書いてあるのです。住民説明、説明責任を果たされるよう要請します、こういう重いものを議会が十分に審議ができなかったと、そのことに関して私は声を大きくせざるを得ない、そういうことなのです。どういうふうな説明をしていいか、わからなくなる。そういうことでございますので、これで終わりたいと思います。

◇**議 長** そのほかありませんか。
10番、小島一弘議員。

◇**小島議員** 同僚議員に関連したことで、ちょっと確認だけさせていただきたいと思っております。私も議員協議会で報告があった後、常任委員会は違いますが、基本的なことについては了承したつもりでございますから。その前提に、ちょっと確認をさせていただきたい。私がそのときに発言をした趣旨は、今後会館を設置する場合については、一定の基準がないと、あっちによくて、こっちにだめだということにならないのです。ですから、設置に対する基本的な考え方を市街地においてはどの程度まで設置をするのかという、標準的な考え方を内部で検討されているはずだと思いますので、そのために議員協議会で私は質疑をさせていただいたわけですから。その考え

方を聞いて、私は了承をしたいと、このように思っております。

◇議 長 藤田住民課長。

◇住民課長 ただ今の小島議員の御質問にお答えをしたいと思います。現在、こちらのほうで考えておりますのは、既存にございます会館につきましては、機能を維持するために改修等を行って整備をしていきたいというふうに思っております。新たに会館を建設するというようなことでは考えていないということで、御理解をいただきたいと思えます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 今後についてということで、了解をしたいと思えます。新築する場合についても同様なことになりますので、今の答弁だと、改築なら納得のいく答弁になっちゃうわけです。新築をするという判断、また新たな判断でありますので、基本的に了承いたしました。ありがとうございます。

◇議 長 そのほかありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第2号 大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第2号 大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第12号

◇議 長 日程第3、議案第12号 美幌地域3町障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更についてを議題とします。
本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行いたいと思えます。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号 美幌地域3町障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 美幌地域3町障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第13号

◇議 長 日程第4、議案第13号 大空町暴力団排除条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、品田好博議員。

◇品田議員 この案件については、2月13日にかかったものでございます。趣旨は大変重要なものでございまして、暴力団の排除ということに関して国が大変きつい、もっとも推進していくという意志表明であったかに思います。その説明の中で、現在までの当町は、この排除条例に関する取り組み状況というものが、課長さんから説明がありました。その中で、私の認識がなかったということがありました。それは、不当要求行為等の防止に関する対策要綱というものが、女満別町時代、平成16年度につくられたそうでありまして、私はちょっとこの辺はわかっておりませんでした。それを合併後、これを新町の要綱として継続していたというふうな説明が書類に残されて、説明がありましたのでお尋ねをいたしたいと思います。前段の不当要求行為等の防止に関する要綱というものが、基礎になって暴力団排除条例というものがあるんだろうなど、こういうふうな認識でございますけれども、この不当要求行為等防止対策員会、これは副町長が委員長を務めると、こうなっておるらしいですけれども。いまだかつて、そういう委員会を発動して会議を催したことがありますでしょうか。お尋ねをいたしたいと思います。

◇議 長 竹内総務課長。

◇総務課長 前までは、総務課のほうで担当をしていた経緯がございまして、そのときは、こういう会議を開いた案件はございませんでした。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 そしたら平成16年度、要綱をつくった以降案件がないという理解でいいですか。

◇議 長 竹内総務課長。

◇総務課長 会議を開いた案件はございませんでした。

◇議 長 1 番、品田好博議員。

◇品田議員 だいぶ認識が違うんだろうと、その辺の認識の違いだろうと私は思っているのですが、私が入ったときに、そういうことが起きているということは、庁舎内で私は認識がなかったので、平成15年度当時、新人の議員でもありましたし、私は認識しておりませんでした。ところが、話になるとそういう話を聞いておったわけでございますけれども、その後、いろんなそういうことの事例があったという、いわゆる不当行為と呼ばれる、次に掲げる者の中に、乱暴な言動により他人に嫌悪の情を抱かせる行為、不当な要求、そういうものが対象になっているということであってですね、かなり庁舎内であったやに私は思うのですが。この要綱があって、今日までその初動的なことができなかったことが、ある程度の問題点を温存してしまったという案件があるのではないかと、私は思っております。私もそのことに対して関与をしておりますし、それによって被害を被った人が助役さんのところに行って、話したいということで、私も一緒に同席したことがありますけれども、それに対しての処置が今日までずっと長引いてきている。それについてトラブルがあったときに、私は議員ではなかったのですが、町長さんのところに電話をしたことがあるということ覚えておると思います。それがなお、その後ずっと響いてきて、最終的にはスポーツコミュニティである女満別パークゴルフ協会の解散ということまで繋がっているという認識はありませんか。

◇議 長 品田議員、言っている過程が違うのではないですか。これは今、暴力団です。

◇品田議員 説明をしている。

◇議 長 説明をしていると言っても、結局、団とその固有名詞を挙げていないけれども、それは大変ですよ。

暫時休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時38分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
竹内総務課長。

◇総務課長 大空町不当要求行為等の防止に関する要綱というものが、平成18年に作成されておりますけれども、これは不当要求があった場合に職員を守るというか、そういう要綱でございまして、これに基づく不当な要求があったかということになります

と、過去の平成18年以降はないものですから、これに基づく会議は開かれていないと。これに関しまして、こういう要綱を作成したものですから、網走警察署の刑事課を招いて職員の研修をした経緯もございます。なので、こういう不当要求が町にあって、会議が開かれたかということはないということで御了解いただきたいと思います。

◇議 長 藤田住民課長。

◇住民課長 今回、提案しております暴力団排除条例の関係でございます。不当要求行為に対する措置ということで、第6条のほうに規定してございます。これにつきまして、暴力団員から職員に対して不当な要求行為、暴力、脅迫等の不当要求行為があった場合については、既に大空町不当要求行為等の防止に関する要綱、これにつきましては暴力団員という限定ではなく大空町、町に対して不当要求行為があった場合に対しての措置を講ずることが規定されてございます。既に、こちらのほうにございますので、そういった対応につきましては、この要綱に基づいて対応していくという考え方でございますので、御理解をいただきたいと思います。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 今、課長の言った答弁で、これから将来的に対応していくと、機能させるということの答弁というふうに解釈いたしますけれども、それでよろしいですね。そういうことでよろしいですね。これから、この不当要求行為等の防止に関する要綱をもとに、しっかりと暴力団以外のそういったものに対しても、しっかりしていくという考え方で理解してよろしいですね。

◇議 長 藤田住民課長。

◇住民課長 暴力団に関係しますことにつきましては、この条例、それから要綱に基づいて対応していくということでございます。暴力団以外のことにつきましては、不当要求行為等の防止に関する要綱のほうに基づいて対応していくというようなことでございますので、御理解をいただきたいと思います。

◇品田議員 以上で終わります。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第13号 大空町暴力団排除条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 大空町暴力団排除条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第14号

◇議 長 日程第5、議案第14号 大空町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号 大空町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 大空町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第15号

◇議 長 日程第6、議案第15号 大空町女満別高等学校生徒寄宿舎条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号 大空町女満別高等学校生徒寄宿舎条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 大空町女満別高等学校生徒寄宿舎条例制定については、
原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第16号

◇議 長 日程第7、議案第16号 大空町東藻琴生涯学習センター条例の一部を改正
する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号 大空町東藻琴生涯学習センター条例の一部を改正する条例
制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 大空町東藻琴生涯学習センター条例の一部を改正する
条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第17号

◇議 長 日程第8、議案第17号 大空町災害に伴う住家被害見舞金支給条例の一部
を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号 大空町災害に伴う住家被害見舞金支給条例の一部を改正す
る条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 大空町災害に伴う住家被害見舞金支給条例の一部を改

正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 18 号

◇議 長 日程第 9、議案第 18 号 大空町日常生活用具給付事業に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 18 号 大空町日常生活用具給付事業に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 18 号 大空町日常生活用具給付事業に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案第 19 号

◇議 長 日程第 10、議案第 19 号 大空町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 19 号 大空町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号 大空町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１１ 議案第２０号

- ◇議 長 日程第１１、議案第２０号 大空町障がい者福祉センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第２０号 大空町障がい者福祉センター条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第２０号 大空町障がい者福祉センター条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２ 議案第２１号

- ◇議 長 日程第１２、議案第２１号 大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第２１号 大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第２１号 大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１３ 議案第２２号

- ◇議 長 日程第１３、議案第２２号 大空町指定地域密着型サービスの事業の人員、

設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、小島一弘議員。

◇**小島議員** この条例につきましては、居室定員を原則1名という方向性から、地域の実情に合わせて4人以下とするということで、積極的に評価をするものでございますけれども、もう一つだけ、ちょっと確認をさせていただきたいのですが。特に、指定地域密着型の介護老人福祉施設入所者生活介護に該当することではございますけれども、小規模施設の職員の兼務基準の実態を踏まえて、検討していただいたものというふうに思っているのですが、そのことについて何かお考えがあれば、ちょっと示していただきたいと思います。

◇**議 長** 大槻福祉課長。

◇**福祉課長** 今回の条例の制定に当たりましては、パブリックコメントを実施いたしました、その中で意見をいただいております。前に説明をさせていただきました、入居定員の部分につきましては、その意見に基づきまして変更をかけさせていただいております。原則1名という部分を、町長が認めれば4人以下という形で、その部分については変更したということで説明をさせていただいたところでございます。なお、このパブリックコメントに当たりましては、もう1点の質問、意見をいただいております。議員がおっしゃられましたように、兼務基準を実態に合わせて見直しをしていただきたいということの意見をいただいておりますけれども、この条例の制定に当たりましては国のほうで示されている基準がございます。基本的には、この基準に基づいて実施をするということにしておりますけれども、国の基準のなかでも「参酌する基準」、「従うべき基準」、それと「標準」という3つの基準がございます。このうち「従うべき基準」、「標準」の基準につきましては、国の基準に基づいて制定をしなければならないということで定められております。市町村が自由に決定をできるという部分につきましては、「参酌する基準」の部分のみとなっておりまして、先ほど意見のございました部分につきましては、国のほうで「従うべき基準」ということで定められておりまして、市町村で独自にその部分の基準を変えることができないということになっておりますので、今回はその部分を国が提案した、そのままのもので本日提案をさせていただいているということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

◇**議 長** 10番、小島一弘議員。

◇**小島議員** 基本的には了解したのですが、参考までにお尋ねをしたいのですが。この種の条例について、他の自治体においてどうなっておりますか。私の知る限りでは、余り多くないのかもしれないのですが、パブリックコメントで指摘されているようなことについて、市町村で変えているところがあるやに聞いているのですが、その事実はないですか。

◇議 長 大槻福祉課長。

◇福祉課長 市町村によりまして意見を受ける、または意見ではなくて市町村独自として、やはり必要性を感じて、国の基準と違う部分を設定している実態もございます。ただ、先ほども申し上げましたように、その基準の中には3つの類型がございまして、その中で変更ができるというのは「参酌すべき基準」の部分のみでございまして、それ以外の部分については、どこの自治体も変更することはないと、していないということで理解をしております。なお、今回の町が行っております居室定員4人以下の部分につきましては、特別養護老人ホームの部分については北海道が定めておりますが、そちらのほうについても同様の設定をしていると。また、この部分につきましては、現在町で押さえている北海道内の状況といたしましては、この4人にするという部分につきましては、全道で21市町がこの規定を盛り込んでいるという実態でございます。オホーツク地域におきましては、本町を含めまして現在押さえている中では、4町がこの規定を盛り込んでいるという状況でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 そのほかありませんか。
6番、植田泰弘議員。

◇植田議員 同僚議員が質問をされたので、大体半分くらいはわかったのかなと思いますけれども。この条例におきましては、認知症対応型共同生活介護が我が町では対象であるというふうに、先日これについて説明がありましたけれども、この条例を制定するに当たって、例えば314ページの「第2節 人員に関する基準」という項目があるのですけれども。この条例を制定することによって、この事業所が現在不合理になって、将来変えなければいけないような状態になってくるのかどうか。それと、ちょっと気になるのですけれども、次のページの316ページに「第3節 設備に関する基準」で7行目ですか、「次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定地域密着型特定施設の建物であって」と書いてあるのですけれども、現在、平屋ではないと思うのですけれども、ここら辺の考え方とか、クリアの仕方というものを、ちょっと聞きたいなと思ひまして、よろしくお願い致します。

◇議 長 大槻福祉課長。

◇福祉課長 議員がおっしゃられますように、この条例の該当になります部分につきましては、認知症対応型共同生活介護の部分が町内で2施設運営されているという状況になってございます。基本的には国の基準をもとに作成をしております、国の基準につきましては平成18年に制定されたということで、町内にあります施設につきましては平成17年だったかと思ひます、に建設がされているという状況でございますので、この設備基準につきましては、この基準に基づいてそれぞれ2つの施設について

は建設がされているということで、この基準を町が設けたからといって新たに加えないといけないということはないということで現在認識をしております。また、設備の部分につきましても、スプリンクラー等につきましては面積等によりまして設置の義務づけがございますけれど、うちの2施設については面積的にその該当にはなっておりません。ただ、平成22年でしたか、大きな火災があったということもございまして、また、国の補助金もあるということで基準には該当していないけれど、町が補助金を支出しながら両施設ともスプリンクラー、それから防災設備を設置しているという状況になってございますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

◇植田議員 終わります。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第22号 大空町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第22号 大空町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定については、原案のとおり可決されました。
ここで10分間休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第14 議案第23号

◇議 長 日程第14、議案第23号 大空町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。
本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号 大空町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 大空町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第24号

◇議 長 日程第15、議案第24号 大空町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号 大空町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 大空町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第26号及び日程第17 議案第27号

◇議 長 日程第16、議案第26号 大空町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例制定について及び日程第17、議案第27号 大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題とします。

本件については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号 大空町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号 大空町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

これから議案第27号 大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号 大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第25号ないし日程第21 議案第30号

◇議 長 日程第18、議案第25号 大空町土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例制定についてから日程第21、議案第30号 清泉頭首工管理条例の一部を改正する条例制定についてまで、4件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

作田産業課参事。

◇産業課参事 議案書の409ページでございます。「議案第25号 大空町土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成25年3月7日提出 大空町長 山下英二」

改正の内容につきましては、「大空町土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表」により、御説明いたしますので参考資料の53ページをお開き願います。本条例は、土地改良法に基づき、国営、道営、団体営、土地改良事業に係る分担金等を徴収することについて定めたものでございます。今回の条例改正につきましては、地域主権一括法の施行による土地改良法の一部改正に伴い、本条例で引用している土地改良法第96条の4に第2項が追加されたことにより、条項の整理を行うものであります。変更の内容につきましては、新旧対照表の第1条中2行目と4行目、また第3条、第4条中の「第96条の4」を「第96条の4第1項」に改め、附則といたしまして、平成25年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案書の４２１ページでございます。「議案第２８号 古梅ダム管理条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成２５年３月７日提出 大空町長 山下英二」

改正の内容につきましては、「古梅ダム管理条例の一部を改正する条例新旧対照表」により御説明いたしますので、参考資料の５７ページをお開き願います。本条例は、古梅ダムの管理に関し必要な事項を定めたものでございます。今回の条例改正につきましては、先ほどの条例改正と同様に、土地改良法の改正に伴い条項の整理を行うものでございます。変更の内容につきましては、新旧対照表の第１条中４行目の「第９６条の４」を「第９６条の４第１項」に改め、附則といたしまして、平成２５年４月１日から施行するものでございます。

続きまして、議案書の４２５ページでございます。「議案第２９号 緑ダム管理条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成２５年３月７日提出 大空町長 山下英二」

改正内容につきましては、「緑ダム管理条例の一部を改正する条例新旧対照表」により御説明いたしますので、参考資料の５８ページをお開き願います。本条例は、緑ダムの管理に関し必要な事項を定めたものでございますが、今回の条例につきましては、先ほどと同様に土地改良法の改正に伴い、条項の整理を行うものでございます。変更の内容につきましては、新旧対照表の第１条中１行目の「第９６条の４」を「第９６条の４第１項」に改め、附則といたしまして、平成２５年４月１日から施行するものでございます。

続きまして、議案書の４２９ページでございます。「議案第３０号 清泉頭首工管理条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成２５年３月７日提出 大空町長 山下英二」

改正の内容につきましては、「清泉頭首工管理条例の一部を改正する条例新旧対照表」により御説明いたしますので、参考資料の５９ページをお開き願います。本条例の改正につきましても、同様に土地改良法の改正に伴い、条項の整理を行うものでございます。変更の内容につきましては、新旧対照表の第１条中１行目の「第９６条の４」を「第９６条の４第１項」に改め、附則といたしまして、平成２５年４月１日から施行するものでございます。

以上、提案理由の御説明を申し上げましたので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午前１１時２０分

再開 午前１１時２３分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第２５号 大空町土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第２５号 大空町土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。
これから議案第２８号 古梅ダム管理条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第２８号 古梅ダム管理条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。
これから議案第２９号 緑ダム管理条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第２９号 緑ダム管理条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。
これから議案第３０号 清泉頭首工管理条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第３０号 清泉頭首工管理条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第２２ 議案第３１号

◇議 長 日程第２２、議案第３１号 大空町水道法施行条例制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
伊藤建設課長。

◇建設課長 議案書の４３３ページでございます。「議案第３１号 大空町水道法施行条

例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成25年3月7日提出 大空町長 山下英二」

説明につきましては、参考資料にて行いますので参考資料の61ページをお開き願います。大空町水道法施行条例につきましては、地域主権一括法により水道法が改正されましたことによりまして、町が行います水道の布設工事を行う場合に必要な技術的監督を行う専門家であります、布設工事監督者の工事の範囲とその資格、水道技術管理者の資格について、町が条例で定めるものでございます。

条例制定の考え方につきましては、町が設置いたしております水道につきましては、全国的に見ましても特殊なものではなく、国が全国一律で定めている基準と同じ程度の知識と経験がある布設工事監督者と水道技術管理者であれば業務が遂行できると考えておりまして、国が定める基準と同じ内容によりまして条例を制定することにいたしているところでございます。

新規条例の制定ではございますが、条文の朗読は省略をさせていただきます、概要のみ説明をさせていただきます。

内容につきましては、参考資料62ページから64ページまで記載をしております。まず、「布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事」の関係ですけれども、水道施設の新設の工事またはその増設もしくは改造の工事のうち、(1)といたしまして「1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事」、(2)といたしまして「沈でん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事」のことを対象といたしております。次に「布設工事監督者の資格」につきましては、大学に関しては、大学で土木工学科等における衛生工学もしくは水道工学に関する学科目を修めて卒業後に2年以上、上水道に関する技術上の実務に従事した者、また、短大等によりましては大学と同じ学科目を修めて卒業後に5年以上の実務経験、高校等にあっては7年以上の実務経験、土木課程を修めなくても10年以上の実務経験があれば資格を有すること等の規定をしているものでございます。なお、簡易水道事業によりましては、規定しております年数の2分の1と読みかえることとするこの規定でございます。

次に「水道技術管理者の資格」といたしましては、さきの「布設工事監督者の資格」で規定している内容、そのほかに土木工学以外の学科目を修めた後に、実務経験の年数として、それぞれ大学卒で4年以上、短大卒で6年以上、高校卒で8年以上の規定をすることでございます。また、10年以上の実務経験があれば資格を有することの規定でございます。こちらにつきましても、簡易水道事業については規定の年数の2分の1へ読みかえるという規定になってございます。なお、この条例の施行にあたりましては、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上、条例改正の内容につきまして御説明申し上げましたので、よろしく御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号 大空町水道法施行条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 大空町水道法施行条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第32号

◇議 長 日程第23、議案第32号 大空町下水道設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤建設課長。

◇建設課長 議案書の439ページでございます。「議案第32号 大空町下水道設置条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成25年3月7日提出 大空町長 山下英二」

説明につきましては、参考資料にて行いますので参考資料65ページをお開き願います。大空町下水道設置条例の一部改正につきましては、地域主権一括法により下水道法が改正されましたことにより、公共下水道の事業計画について国土交通大臣の認可が廃止され、都道府県知事との事前協議に改められましたことから、関係する規定を改正するものでございます。

改正の考え方につきましては、下水道設置条例におきまして、区域の関係で「国土交通大臣の認可を得た区域」と規定いたしておりますけれども、その部分を国土交通大臣の認可が廃止されましたことから「区域」に改めるものでございます。

新旧対照表66ページでございます。第2条第1号アの中の「各一部で国土交通大臣の認可を得た区域」を「各一部の区域」と改めまして、また、第2号アの中で「一部で、国土交通大臣の認可を得た区域」を「一部の区域」に改めるものでございます。附則といたしまして、この条例につきましては、平成25年4月1日から施行することとしております。

以上、条例改正の内容につきまして、御説明申し上げましたので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第３２号 大空町下水道設置条例の一部を改正する条例制定について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第３２号 大空町下水道設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第２４ 議案第３３号

◇議 長 日程第２４、議案第３３号 大空町公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例制定についてを議題とします。

本案については、提案理由の説明を求めます。

伊藤建設課長。

◇建設課長 議案書の４４３ページでございます。「議案第３３号 大空町公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成２５年３月７日提出 大空町長 山下英二」

説明につきましては、参考資料で行いますので参考資料６７ページをお開き願います。大空町公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例につきましては、地域主権一括法により下水道法が改正されましたことから、町でつくる下水道施設の材料やつくり方などに関する基準について、町が条例で定めるものでございます。

町がつくる下水道施設の材料やつくり方に関する基準を条例で定めるに当たりましては、国が全国一律で定めております基準を十分に理解した上で、町の実情に応じて町独自の基準を定めることができることとなってございます。

条例制定の考え方につきましては、町がつくっております下水道施設につきましては、全国的に見ても特殊なものでないことから、国が全国一律で定めている基準と同じもので、安全な下水道施設をつくることが可能であると考えておりますことから、町といたしまして国が定める基準と同じ内容で条例を定めることとしてございます。新規条例の制定ではございますけれども、条文の朗読につきましては省略をさせていただきます。概要のみ説明をさせていただきたいと思っております。

「排水施設の構造の技術上の基準」につきましては、１から１０まで、１０項目につきまして規定をしております。規定する基準につきましては、主なものとして、堅固で耐久力を有する構造であること、また、腐食の恐れのある部分には腐食しにくい材料でつくり腐食を防止する措置を講ずること、また、地震によって支障が生じないように地盤の改良等必要な措置を講ずること、さらに、清掃上必要な箇所にはマンホールを設け、ますやマンホールには蓋を設けるなどといった、１０項目についての基準を規定しているところでございます。また、適用の除外といたしまして、仮設の公共下水道や、非常災害時に必要として設けられる公共下水道につきましては除外

するという規定でございます。なお、この条例の施行に当たりましては、平成25年4月1日といたしているところでございます。

また、説明資料69ページから71ページまでにつきましては、「大空町公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例施行規則」を載せてございますので、参考とさせていただきたいと思います。

以上、条例制定に当たりまして御説明申し上げましたので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号 大空町公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号 大空町公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第34号

◇議 長 日程第25、議案第34号 大空町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、提案理由の説明を求めます。

伊藤建設課長。

◇建設課長 議案書の447ページでございます。「議案第34号 大空町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成25年3月7日提出 大空町長 山下英二」

説明につきましては、参考資料で行いますので73ページをお開き願います。個別排水処理施設整備事業につきましては、旧女満別町で平成8年度から平成17年度まで実施をした事業でございますけれども、近年、既存の住宅を建てかえることで、住宅の新築場所がこれまでの場所から変更となりまして、事業で設置をいたしておりました既設の浄化槽が使用できなくなるなどの事案が出てきております。これまで使用してきました既存の浄化槽を移設したり、撤去をしなければならないことが今後思慮されております。現在、個別排水処理施設管理条例におきまして、移設や修繕に係る受益者の負担につきましての規定がない状況でございます。個人的な理由によりま

して浄化槽の移設等をしなければならない場合につきまして、受益者の費用負担により行うことの規定を追加し、条例の改正をしようとするものでございます。

改正の内容につきましてですが、新旧対照表ですけれども、第12条の次に第13条として、「第1項、排水設備設置者又は使用者は、その責に帰すべき事由により個別排水処理施設に修繕、移設又は撤去（以下「修繕等」という。）の必要が生じたときは、町長に報告の上、その指示に従い修繕等を行わなければならない。第2項、前項の規定による修繕等に要する費用は、排水設備設置者又は使用者が負担しなければならない。ただし、町長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。」の一条を加えるものでございます。附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行することといたしております。

以上、条例改正の内容につきまして御説明をさせていただきましたので、よろしく御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号 大空町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 大空町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第35号

◇議 長 日程第26、議案第35号 大空町道路の構造の技術的基準を定める条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤建設課長。

◇建設課長 議案書の451ページでございます。「議案第35号 大空町道路の構造の技術的基準を定める条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成25年3月7日提出 大空町長 山下英二」

説明につきましては、参考資料にて行いますので参考資料75ページをお開き願います。大空町道路の構造の技術的基準を定める条例につきましては、地域主権一括法によりまして道路法が一部改正されましたことから、道路のつくり方や必要な施設な

ど、町道の構造に関する基準について町が条例で定めるものでございます。町道の条例を定めるに当たりましては、国が全国一律で定めております道路構造令の基準を十分に理解した上で、町の実情に応じた町独自の基準を定めることができることとなっております。

条例制定の考え方につきましては、同一地域内において、町道が国道や道道と異なった基準とすることにより利用者に混乱が生ずること、さらに安全かつ円滑な交通を確保するために、国が定めております基準と同じ内容で町の条例として定めることとしております。一部の項目といたしまして、路肩や歩道の幅、停車帯の設置などにつきましては、町の地域性や交通事情などの実情を考慮いたしまして、また北海道の基準を考慮した町独自の基準を条例で定めるものでございます。新規条例の制定でございますけれども、条文の朗読を省略し、概要のみ説明をさせていただきます。

町が独自に設ける基準につきましては、75ページ、76ページに記載をいたしております。5項目について独自の基準を設けております。1つ目につきましては「路肩」の基準でございます。国の基準においては、路肩の幅員は0.75メートルから0.5メートルとすることとなっておりますけれども、独自の基準として歩行者や自転車の交通量が少ない場合において、歩行者や自転車の通行スペースの確保のために、路肩の幅員を広げられるという規定をしてございます。2つ目といたしまして「停車帯」でございます。国の基準におきましては、都市部（市街地）の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするために必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとするということになってございます。町の独自の基準といたしまして、観光のための停車の需要がある場合につきましては、車両の安全かつ円滑な通行のため、市街地以外の郊外の道路においても停車帯を設けることができるという規定をしてございます。3つ目といたしまして「歩道」でございます。国の基準におきましては、歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5メートル以上、その他の道路にあっては2メートル以上とするという規定になってございます。町の独自の基準といたしまして、車いすのすれ違いを考慮した標準的な幅員2メートル以上での整備が困難な場合、例外的に歩行者のすれ違いが可能な1.5メートルまで歩道の幅員を縮小できることの規定をしてございます。4つ目は「堆雪幅」でございます。国の基準には規定がございませんけれども、町の独自の基準として大空町全域が積雪寒冷地であることから、道路に除雪による堆雪スペースを設けることができることとしております。この基準につきましては、北海道の基準を参酌しているものでございます。5つ目につきましては「視距」ですけれども、衝突しないように制動をかけて停止することができる距離のことをいいますけれども、国の基準では道路の設計速度に応じて20メートル以上から75メートル以上と規定になってございます。独自の基準として、凍結した路面での制動停止距離を考慮した視距とするため、道路の設計速度に応じて25メートル以上から100メートル以上にするという規定を設けてございます。

この5項目以外の部分につきましては、参考資料の77ページから90ページまで、40項目にわたりまして記載をしております。内容につきましては、国の基準どおりとしております。それぞれの説明につきましては、省略をさせていただきます。なお、本町に該当いたしません「高速道路」、「路面電車」などの基準につきましては、条例化をしないということにしてございます。なお、この条例の施行につきましては、平

成25年4月1日から施行するものでございます。

また、説明資料91ページ、92ページに条例施行規則を載せておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

以上、条例制定につきましての説明を申し上げましたので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
9番、勝田鉄城議員。

◇勝田議員 1点お伺いをいたしますけれども、459ページの下段のほうなのですが、「植樹帯の植栽に当たっては」というくだりですけれども、これに関して樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとするということになっておりますけれども、具体的に言いますと、空港線ですか、あそこに植わっている樹種もこれに該当するのかなと思うのですが。あれは、町道ではないから該当しないのかもしれませんが。冬ですと特に堆雪帯ですか、雪を置く場所と、それから樹種の関係で非常に交通の支障になるという意見をよく伺います。樹種の選定に関しては、あの道路をつくるときに、かなり地域の方からもいろいろと話があって、なんとか変えてくれと言っても設置者はこれでいいのだということで、変えることができなかったというような話を聞かされております。したがって、あれは町道ではないのかもしれませんが、この条項を適用して、もう少し適切に管理ができないものかというふうに思うのですが、いかがでありましょうかということでございます。

◇議 長 伊藤建設課長。

◇建設課長 ただ今の植樹帯の関係ですけども、今お話をいただいた路線につきましては道道になります。道道での植樹帯が設置されておまして、その中に樹種が植栽されているという状況になっているかと思えます。確かに除雪時には、やはり支障になるというような状況にはなっているかと思えますけれども、北海道が設置したときに、どのような内容で植樹帯を設けているか、ちょっと私も、その辺を承知しておりませんが、今後この規定が町の規定となりますので、今後植樹帯を設ける場合には、その冬の管理についても十分注意をしながら進めていきたいというふうに思いますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

◇議 長 9番、勝田鉄城議員。

◇勝田議員 もう1点なのですが、これと同じような条例が、国道ですとか、道道に関しては、こういう条例というのは、あるのかないのかをお聞きしたいと思います。もし、北海道ですとか国が、こういう規定があるとすれば、それにのっとって町村が非常に通行の妨げがあるというようなことを指摘すれば、こういう条項に従って変えられるのではないのかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

◇議 長 伊藤建設課長。

◇建設課長 国と北海道の関係ですけれども、国においては当然、これまでこの規定の同じ内容、独自の部分以外の分については、国もこの規定でこれまでずっときている。北海道についても、今回の一括法の改正によりまして、北海道独自の規定をつくっていると。内容的には同じものになっておりますので、当然同じ構造のもので今後整備をしていくということになるかと思えます。今、植わさっているものについては、再度協議というか、お話を申し上げて改善ができるものであれば改善をしていただくような形もとれるかとは思いますが、その辺については、ちょっと話してみたいなというふうには思います。全国、どこへ行っても同じ基準でなければ、その町、その町で基準が別々になっていけば、当然運転するほうの人も戸惑いますし、それは全国一律の基準であるということで認識しております。

◇勝田議員 終わります。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第35号 大空町道路の構造の技術的基準を定める条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第35号 大空町道路の構造の技術的基準を定める条例制定については、原案のとおり可決されました。

◇議 長 ここで昼食のため休憩をします。
再開は、午後1時とします。
休憩 午前11時55分
再開 午後 1時00分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第27 議案第36号

◇議 長 日程第27、議案第36号 大空町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
伊藤建設課長。

◇建設課長 議案書の４７１ページでございます。「議案第３６号 大空町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成２５年３月７日提出 大空町長 山下英二」

説明につきましては、参考資料で行いますので９３ページをお開き願います。大空町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例につきまして、地域主権一括法によって高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が改正されましたことによりまして、高齢者、障害者等が円滑に移動できる道路をつくるための基準を、町が条例で定めるものでございます。条例制定に当たりまして、国が全国一律で定めている基準、移動等円滑化に必要な道路の構造に関する基準を定める省令を十分に理解した上で、町の実情に応じた町独自の基準を定めることができるものとなっております。

条例制定の考え方につきましては、同一地域内において、町道が国道や道道と異なった基準とすることにより利用者に混乱が生ずること、また、安全かつ円滑な交通を確保するために、国が定めております基準と同じ内容で町の条例として定めることといたしております。一部の項目ですが、歩道や立体横断施設などにつきましては、町の地域性や交通事情などの実情を考慮した町独自の基準を条例で定めるものでございます。新規条例の制定ではございますけれども、条文の朗読は省略をさせていただき、概要のみ説明をさせていただきます。

町独自の基準につきましては、９４ページに記載をしております「立体横断施設」の１項目のみでございます。国の基準では「省令で定める基準」となっております。その基準につきましては、横断歩道橋、地下横断歩道その他立体的な横断施設について、エレベーター、高さが低い場合は傾斜路、通行の状況によってエスカレーターを設けるということになってございます。独自の基準といたしまして傾斜路、通路や階段に設ける手すりの構造に関して手すりの端部が突出しない構造とするということ規定するものでございます。この規定につきましては、北海道で定めている基準を参酌しているものでございます。この項目以外の部分につきましては、参考資料の９５ページから１０３ページまで、５項目にわたりまして記載をしておりますが、国の基準どおりとしているところでございます。なお、本町に該当しない「路面電車停留所」などの基準につきましては、条例化しないこととしているものでございます。この条例の施行につきましては、平成２５年４月１日としているところでございます。

以上、条例制定について御説明させていただきましたので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号 大空町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号 大空町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第37号

◇議 長 日程第28、議案第37号 大空町道路に設ける道路標識の寸法を定める条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤建設課長。

◇建設課長 議案書の485ページでございます。「議案第37号 大空町道路に設ける道路標識の寸法を定める条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成25年3月7日提出 大空町長 山下英二」

説明につきましては、参考資料にて行いますので参考資料105ページをお開き願います。大空町道路に設ける道路標識の寸法を定める条例につきましては、地域主権一括法によって道路法が一部改正されたことから、町道に設ける道路標識の大きさ、形などに関する基準について、町が条例で定めるものでございます。町道に設ける道路標識の基準については、道路標識・区画線及び道路標示に関する命令の基準を条例で定めるに当たりましては、国が全国一律で定めている基準を十分に理解した上で、町の実情に応じて町独自の基準を定めることができることとなってございます。

条例制定の考え方につきましては、同一地域内においての町道が国道、道道と異なった基準とすることにより利用者の混乱が生ずること、また、安全かつ円滑な交通を確保するために、国が定めております基準と同じ内容で町の条例として定めることとしてございます。新規条例の制定ではございますけれども、条文の朗読は省略をさせていただきます、概要のみ説明をさせていただきます。

内容につきましては、106ページ、107ページにございます。6項目にわたり記載をしているところでございます。「案内標識及び警戒標識の寸法の原則」といたしましては、国が定めております「道路標識・区画線及び道路標示に関する命令」の基準によること、「案内標識及び警戒標識の寸法の特例」については、標識などの大きさを拡大できる場合について、町道に設置する駐車場の案内標識に便所等の表示をする場合は2.5倍まで拡大できるなどの規定について、「案内標識及び警戒標識の文字等の大きさの原則」につきましては、国の基準に図示の寸法がある場合については、その寸法を基準とすること、その他「特定の案内標識の文字の大きさ」、「案内標識及び警戒標識の緑等の太さ」、「補助標識の寸法」について規定しているところでございます。この条例の施行に関しましては、平成25年4月1日施行としているところでございます。

以上、条例制定につきまして御説明申し上げましたので、よろしく御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第37号 大空町道路に設ける道路標識の寸法を定める条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第37号 大空町道路に設ける道路標識の寸法を定める条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第29 議案第38号

◇議 長 日程第29、議案第38号 大空町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
伊藤建設課長。

◇建設課長 議案書の491ページでございます。「議案第38号 大空町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成25年3月7日提出 大空町長 山下英二」

説明につきましては、参考資料で行いますので参考資料109ページをお開きください。大空町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例につきましては、地域主権一括法によりまして河川法が改正されております。町が管理する準用河川に設置する堤防などのつくり方や材料について、町が条例で定めるものでございます。準用河川に設置する堤防などのつくり方や材料に関する基準を定めるに当たりましては、国が全国一律で定めている基準を十分に理解した上で、町の実情に応じて町独自の基準を定めることができるものでございます。

条例制定の考え方につきましては、町が準用河川に設置する河川管理施設等が、国が全国一律で定めているつくり方や材料で長年にわたり整備を進めてきており、既にある施設とのばらつきを避けるために、国が定めている基準と同じ内容の条例を定めるものでございます。新規条例の制定ではございますが、条文の朗読は省略をさせていただきます、概要のみ説明をさせていただきます。

内容につきましては、110ページから119ページまで、8項目にわたりまして

記載をしております。１１０ページ、１１２ページの「堤防」につきましては、材質や構造、大きさ、側帯、護岸などに係る基準について、１１２ページの「床止め」について、河川の洗掘を防ぎ河川の勾配を安定させるため、河川を横断して設けられる施設などの構造に係る基準について、１１２ページから１１４ページの「堰」につきましては、河川を横断して水位を制御する施設などの構造に係る基準について、１１４ページの「樋門」については構造や断面などに係る基準、１１５ページの「揚水機場及び排水機場」につきましては構造や流下物排除施設などに係る基準について、１１５ページから１１８ページの「橋」につきましては橋台、橋脚、護岸などの構造に係る基準、１１８ページの「伏せ越し」につきましては、用水路や排水路が河川と交差する場所での河床の下を横断させる施設などの構造に係る基準について、１１９ページについては、その他適用除外とする施設についての基準を規定するものでございます。なお、町が管理している準用河川にはダムがございませんので、ダムに関係する項目につきましては条例化しないこととしてございます。

河川の管理につきましては、国が管理いたします一級河川、北海道が管理いたします二級河川がございします。そのほかに公共性を見地から重要と考え市町村が指定する準用河川及び普通河川がございします。町内におきましては、藻琴川の１河川を準用河川として指定をし、管理をしているところでございします。この条例の施行につきましては、平成２５年４月１日としてございします。

また、説明資料１２０ページから１２７ページまでに、条例施行規則を載せてございしますので、御参考としていただきたいと思います。

以上、条例制定にかかわります内容につきまして御説明申し上げましたので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第３８号 大空町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第３８号 大空町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第３０ 議案第３９号

◇議 長 日程第３０、議案第３９号 大空町営住宅等の整備基準を定める条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
伊藤建設課長。

◇**建設課長** 議案書の５０７ページでございます。「議案第３９号 大空町営住宅等の整備基準を定める条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成２５年３月７日提出 大空町長 山下英二」

説明につきましては、参考資料にて行いますので、参考資料１２９ページをお開き願います。大空町営住宅等の整備基準を定める条例につきましては、地域主権一括法によりまして公営住宅法が改正されましたことから、町営住宅の建築の方法等について町の条例で定めるものでございます。建築基準を定めるに当たりましては、国が全国一律で定めている基準を十分に理解した上で、町の実情に応じて町独自の基準を定めることができることとなってございます。

条例制定の考え方につきましては、町営住宅等の建築基準を定めるに当たり、お住まいになる方が健康で文化的な住生活を営む上で、必要不可欠な水準を確保することが大切となります。町といたしましては、お住まいになる方が健康で文化的な住生活を営む上で必要不可欠な水準を確保するために、全国の事例を参考にして国が定めている基準と同じ内容を基本として条例を定めることとしてございます。新規条例の制定ではございますが、条文の朗読は省略をさせていただき、概要のみ説明をさせていただきたいと思っております。

内容につきましては、１３０ページから１３２ページ、３区分、１６項目にわたりまして記載をさせていただいております。「総則及び敷地の基準」につきましては、安全、衛生、美観等に配慮した良好な居住環境の確保、災害等により居住環境が阻害されないような位置の選定や敷地の安全等についての基準。「町営住宅の基準」といたしましては、防火、避難や防犯などの措置、遮音性能の確保などの住宅の基準、一戸当たりの床面積や各戸に設ける設備などの住戸の基準などについての基準、「共同施設の基準」につきましては、児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路についての基準を規定するものでございます。なお、この条例の施行につきましては、平成２５年４月１日としているところでございます。

以上、条例制定につきまして御説明させていただきましたので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

◇**議 長** これから質疑を行います。質疑はありますか。
１０番、小島一弘議員。

◇**小島議員** ちょっと確認だけさせてもらいたいのですが、「町営住宅の基準」について住棟等の基準、今、遮音だとか、そういう問題があります。過去の事例で、以前と条例の精神は同じことだと思うのですが、住居者によって上の棟の音がうるさいとか、いろんな問題がございましたけれども、この条例の整備によって、過去にそういう事例が起きていた事例はなくなるというふうに考えてよろしいですね。

◇**議 長** 伊藤建設課長。

◇**建設課長** ただ今の御質問ですけれども、これまでもこの基準に基づいて、それぞれ建設をしてきていると思います。その関係で、過去に騒音の問題があったということですけれども、ちょっと私は承知しておりませんけれども、そのような状況がなくなるかどうかということにつきましては、今後気をつけながらそれぞれ対応してまいりたいというふうに思っております。

◇**小島議員** 終わります。

◇**議 長** そのほかありませんか。
(「なし」の声あり)

◇**議 長** 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇**議 長** 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第39号 大空町営住宅等の整備基準を定める条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇**議 長** 異議なしと認めます。
したがって、議案第39号 大空町営住宅等の整備基準を定める条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第31 議案第40号

◇**議 長** 日程第31、議案第40号 大空町都市公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
伊藤建設課長。

◇**建設課長** 議案書の513ページでございます。「議案第40号 大空町都市公園条例の一部を改正する条例制定について
このことについて、別紙のとおり提出する。
平成25年3月7日提出 大空町長 山下英二」
説明につきましては、参考資料にて行いますので、参考資料133ページをお開き願います。大空町都市公園条例の一部改正につきましては、地方主権一括法によりまして都市公園法が改正されまして、町がつくる都市公園はどのくらいの大きさがいいのか、どのような公園施設の大きさが必要なのかという基準につきまして、町の条例で定めるものでございます。また同じく、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が改正されておりまして、町が高齢者や障がい者の方が利用する都市公園の公園施設をつくる場合において、園内に設ける出入口や散策路の幅、必要な設備

に関する基準について、町が条例で定めるものでございます。町がつくる都市公園に必要な大きさ、設置しなければならない公園施設の基準、高齢者や障がい者の方が利用する都市公園の公園施設に設けるべき出入口や散策路の幅、必要な設備などに関する基準を条例で定めるに当たりましては、国が全国一律で定めている基準を十分に参酌した上で、町の実情に応じて町独自の基準を定めることができることとなっております。

条例の一部改正の考え方につきましては、町がつくる都市公園及び公園施設につきましては、全国的に見ましても特殊なものではございませんので、国が全国一律に定めている基準に当てはまると考えておりますことから、国が定める基準と同じ内容で条例を定めることとしてございます。高齢者や障がい者の方が利用する都市公園の公園施設、特定公園施設につきましては一部、北海道福祉のまちづくり条例との整合性を考慮して変更、追加した上乘せの基準を設けることとしてございます。

条例改正の内容につきましては、135ページから137ページまで、3区分、8項目にわたりまして記載をしているところでございます。別表1の都市公園の敷地面積、配置や規模についてですけれども、住民一人当たりの基準として町の都市計画区域内で10平米以上、市街地区域内で5平米以上と規定してございます。別表2の公園施設の設置基準については、公園内に設ける施設の建築面積の割合の基準を規定しており、町では施設がございませんけれども屋根つき広場については条例化しないこととしてございます。別表3の移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準については、5項目について北海道福祉のまちづくり条例との整合性を考慮し定めるものでございます。特定公園施設につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第3条に定められている施設の何をいまして、町では

記載の4施設について規定するものでございます。「園路及び広場」につきましては、出入口の幅を国の基準「120cm以上」を「180cm以上」に、また、通路に設ける傾斜路の幅を国の基準では「120cm以上」ですが「150cm以上」にし、必要な場所に点字ブロックや手すりを設置すること、階段に設ける手すりについては、手すりの端の部分については突出しない構造とすることとしてございます。「休憩所及び管理事務所」につきましては、出入口の幅を国の基準で「120cm以上、やむを得ない場合80cm以上」と規定しておりますが「120cm以上、やむを得ない場合90cm以上」という規定をしてございます。戸については、前後の高低差がなく、開閉時に廊下に突出しない構造とすることという規定となっております。「駐車場」につきましては、国の基準はございませんが、駐車場から利用施設までの距離を短かくすること、トイレにつきましては、出入口の幅を国の基準「80cm以上」を「90cm以上」に、国の基準にない水洗器具の設置や非常呼出し装置の設置をすること、さらに「施設共通事項」とし、通路について滑りにくい材料で仕上げることを、掲示や標識については高さや文字の大きさ、表示内容には配慮し、必要に応じて点字表示を行うこと、以上4施設について記載をし、独自の基準を設けているところでございます。

なお、町内には該当する事例がございませんけれども、屋根つき広場、野外劇場や野外音楽堂については、今後も整備する予定が現在ございませんので条例化しないこととしてございます。

条例の一部改正に伴う新旧対照表につきましては、138ページから152ページまでに記載をしてございます。

なお、この条例の施行につきましては、平成25年4月1日としているところでございます。

以上、条例の一部改正につきまして内容を説明させていただきましたので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
1 番、品田好博議員。

◇品田議員 今現在、都市計画審議会において、都市公園の長寿命化計画が策定されるべく審議最中でございますけれども、この条例との関係、どういうふうにリンクされるのか、お聞かせください。

◇議 長 伊藤建設課長。

◇建設課長 ただ今の御質問ですけれども、都市公園長寿命化計画とこの条例の関係ということでございます。現在、都市公園長寿命化計画を策定いたしておりますけれども、その対象となっておりますのは、現在公園の中にある施設について長寿命化を図る、延命化をするための修繕だとか、更新等の計画でございます。今回の条例を制定いたしますのは、今後都市公園で整備をする場合に、この基準にのっとりまして整備をしていくということになります。これまでの基準に今回制定する条例の基準が該当しない部分が多少あるかと思えます。その分については今後整備した場合にこの基準が適応になるということで押さえております。高齢者の部分のバリアフリー法の関係につきましては、平成6年ごろに法律がスタートしているかと思えます。それ以前につきましては、現在の基準ではつくっていないということになりますので、今後整備する場合はこの基準を採用するという事になるかと思えます。

◇品田議員 わかりました。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第40号 大空町都市公園条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第40号 大空町都市公園条例の一部を改正する条例制定につい

ては、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

◇議 長 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、３月１５日に時間を繰り下げて午後１時３０分から会議を開催いたします。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会 午後１時３２分

平成 2 5 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 5〕

- ・ 招 集 平成25年 3 月 7 日
- ・ 開 会 平成25年 3 月 7 日
- ・ 閉 会 平成25年 3 月 15 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	品	田	好	博	7 番	松	岡	克	美
2 番	中	堀	君	子	8 番	深	川		昇
3 番	近	藤	哲	雄	9 番	勝	田	鉄	城
4 番	松	田	信	行	10 番	小	島	一	弘
5 番	斎	藤	宏	司	11 番	田	中	勝	吉
6 番	植	田	泰	弘	12 番	後	藤	幸	太 郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町	長	産業課長
総合支所	長	産業課参事
会計管理者		建設課長
総務課	長	住民福祉課長
総務課	参事	産業建設課長
住民課	長	総務課主幹
福祉課	長	
教育	長	生涯学習課参事
生涯学習課	長	
監査委員事務局	長	農業委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

◇議 長 こんにちは。

ただいまから平成25年第1回大空町議会定例会第9日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、議長において、5番、齋藤宏司議員及び6番、植田泰弘議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

鈴木事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は、12名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第41号ないし日程第9 議案第48号

◇議 長 日程第2、議案第41号 平成25年度大空町一般会計予算から、日程第9、議案第48号 平成25年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの8件を一括議題とします。

本案について、予算審査特別委員会の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長 田中勝吉議員。

◇予算審査特別委員会委員長 予算審査特別委員会における審査結果について報告いたします。

本委員会に付託されました事件は、

議案第41号 平成25年度大空町一般会計予算

議案第42号 平成25年度大空町国民健康保険事業特別会計予算

議案第43号 平成25年度大空町後期高齢者医療特別会計予算

議案第44号 平成25年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算

議案第45号 平成25年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算

議案第46号 平成25年度大空町簡易水道事業特別会計予算

議案第47号 平成25年度大空町下水道事業特別会計予算

議案第48号 平成25年度大空町個別排水処理事業特別会計予算

の８事件であります。

平成２５年３月７日の平成２５年第１回大空町議会定例会で設置された本委員会に付託された事件は、今後の大空町の方角性にかかわる重要な内容であることから、３月１１日から１３日までの３日間で委員会を開催し、説明員の出席を求め、その内容等を慎重に審議いたしました。

その結果、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、本委員会に付託された８事件は、すべて原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託された事件の審査結果を申し上げ、大空町議会会議規則第７条の規定による報告といたします。ありがとうございました。

◇議 長 別に発言もないようですので、これから採決します。

お諮りします。議案第４１号 平成２５年度大空町一般会計予算から、議案第４８号 平成２５年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの８件を一括して採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第４１号から、議案第４８号までの８件を一括して採決することに決定しました。

議案第４１号から、議案第４８号までの８件に対する予算審査特別委員会の審査報告は、いずれも原案可決です。

議案第４１号から議案第４８号までの８件は、予算審査特別委員会審査報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第４１号 平成２５年度大空町一般会計予算から、議案第４８号 平成２５年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの８件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１０ 議案第４９号

◇議 長 日程第１０、議案第４９号 平成２４年度大空町一般会計補正予算（第８号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇総務課長 追加議案書１ページであります。「議案第４９号 平成２４年度大空町一般会計補正予算（第８号）」

平成２４年度大空町一般会計補正予算（第８号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，１１５万５，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ８５億３，６８４万３，０００円とする。

２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月15日提出 大空町長 山下英二

3ページの第1表 歳入歳出予算補正、歳入であります。18款 繰入金に1,042万8,000円を追加、20款 諸収入に72万7,000円を追加、歳入合計は1,115万5,000円を追加し、85億3,684万3,000円とするものであります。

4ページ、歳出、7款 商工費に145万5,000円を追加、8款 土木費に970万円を追加、歳出合計は1,115万5,000円を追加し、歳入合計と同額とするものであります。

5ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。3 歳出から説明しますので、10ページ、11ページをお開き願います。今回の補正予算は、3月2日から3日にかけて発生しました暴風雪に伴うものであります。7款 1項 2目 観光費の湖畔管理事業で、湖畔艇庫シャッター修繕工事145万5,000円を追加しております。暴風雪により湖畔艇庫のシャッター、電動シャッターですけれども、2カ所破損したため修繕工事を行うものであります。

8款 2項 3目 除雪対策費で指定管理委託料に970万円を追加しております。この冬は例年より降雪が多く、除排雪に要する指定管理者の負担が増しております。この3月2日、3日の暴風雪により、さらに経費がかさみ、今後も除排雪作業が予想されることから追加するものであります。

次に歳入の説明を申し上げます。8ページから9ページをお開き願います。18款 1項 1目 財政調整基金等繰入金で財政調整基金繰入金として1,042万8,000円を追加しております。今回の財源対策のため取り崩すものであります。

20款 4項 9目 雑入の建物災害共済金として72万7,000円を追加しています。湖畔艇庫のシャッターの修繕工事に対して、財団法人全国自治協会の建物災害共済に保険をかけておりますが、半額補填されるものであります。

以上で補正予算の内容につきまして説明申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号 平成24年度大空町一般会計補正予算(第8号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号 平成24年度大空町一般会計補正予算(第8号)は、

原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 発議第 2 号

◇議 長 日程第 1 1、発議第 2 号 議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第 1 2 発議第 3 号

◇議 長 日程第 1 2、発議第 3 号 各常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第 1 3 発議第 4 号

◇議 長 日程第 1 3、発議第 4 号 懸案事項促進のための議員派遣についてを議題とします。

平成 2 5 年度中の懸案事項促進のため、派遣用務の選択、派遣議員の氏名、人員、派遣期間及び用務地等について、その都度議長において検討の上決定し、議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りします。発議第 4 号は、そのように決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、懸案事項促進のための議員派遣については、そのように決定しました。

◎日程第 1 4 発議第 5 号

◇議 長 日程第 1 4、発議第 5 号 安心できる介護制度の実現を求める意見書を議題

とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

3番、近藤哲雄議員。

◇**近藤議員** 議案書13ページです。「発議第5号 安心できる介護制度の実現を求める意見書

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

平成25年3月15日提出 提案者 大空町議会議員 近藤哲雄、松田信行、勝田鉄城、松岡克美、品田好博」

以下、朗読をもって説明にかえさせていただきます。「安心できる介護制度の実現を求める意見書

「家族を介護負担から解放する」ことを主たる目的として介護保険制度が始まって以降、制度改定がなされるたびに給付が削減され、使いづらい制度となっています。

2012年4月の介護報酬改定では、ヘルパーが訪問して行う訪問介護での生活援助の時間区分が、これまでの「30分以上60分未満」「60分以上」から「20分以上45分未満」「45分以上」へ短縮されたことにより、サービス低下、事業所の経営悪化やヘルパーの収入減など様々な問題が表面化し、利用者の自立を妨げるものとなっています。介護保険の利用限度額上限に達したり、利用料自己負担額が大きくなり過ぎるなどで必要な介護を受けることができず、家族の介護負担も一向に軽減されていません。

また、介護労働者の賃金は他産業と比較して大幅に低く、職場では離職者が後を絶ちません。働き続けられる賃金への改善が急務です。

医療費の抑制の名のもとに入院日数が削減され、「病院から在宅へ」の流れが強まっていますが、在宅医療も介護も、その受け皿としては余りに脆弱な体制です。利用者本位の制度改善と、サービスを提供する側の処遇改善が急がれます。

よって、国においては下記事項について実現が図られるよう強く要望します。

記、1、介護保険制度を改善して介護報酬を引き上げるとともに、介護保険料、利用料を国の責任で軽減すること。2、訪問ヘルパーによる生活援助の時間短縮と上限引き下げを見直し、必要なサービスを受けられるように改めること。3、全額国費負担による介護職員の賃金引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月15日 大空町議会議長 後藤幸太郎」

提出先、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣宛てでございます。

以上、説明とさせていただきますので、御審議いただきますようお願い申し上げます。

◇**議 長** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇**議 長** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第5号 安心できる介護制度の実現を求める意見書を採決します。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号 安心できる介護制度の実現を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 発議第6号

◇議 長 日程第15、発議第6号 平成25年度地方財政対策に関する意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

3番、近藤哲雄議員。

◇近藤議員 「発議第6号 平成25年度地方財政対策に関する意見書

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

平成25年3月15日提出 提案者 大空町議会議員 近藤哲雄、松田信行、勝田鉄城、松岡克美、品田好博」

以下、朗読をもって説明にかえさせていただきます。「平成25年度地方財政対策に関する意見書

平成25年度地方財政対策は、一般財源総額が前年と同水準で確保されており、これまで地方税財源の安定的な確保について強く要請してきた地方の声を理解していただいたものと、関係各位の御尽力に対し敬意と感謝の意を表すところです。

しかしながら、国の財政再建を目的とした三位一体改革によって、市町村は地域間格差が拡大し、厳しい財政運営を強いられ、深刻な経済、雇用状況と相まって、地域の疲弊が深刻化していることに加えて、地方税制は地方の自主的な根幹をなすものにもかかわらず、平成25年度税制改正大綱では地方の声が十分に反映されたものとは言えないなど、地方は将来の財政運営に大きな不安を抱いています。

このような状況において、国家公務員の給与減額措置に準じて地方公務員の給与削減を求めるために地方交付税を減額するとしたことは、その根拠が極めて不明確な上に、厳しい財政事情から国に先駆けて給与の独自削減や職員定数の削減を行っていた地方の努力を踏みにじる極めて不合理な措置であり、同時に、地方交付税制度の「地方公共団体間の財源の不均衡を調整する財源調整機能」及び「どの地域に住む住民にも一定の行政サービスが提供できる財源保障機能」を無視するもので、税源が乏しく財政基盤の脆弱な団体ほど、その影響を大きく受ける不公平な政策です。

特に、地方との十分な協議を経ないまま、国の政策を地方へ一方的に押しつけるために、地方固有の財源である地方交付税を削減することは、これまでの国と地方の信頼関係を大きく損なう非常に理不尽な措置で、極めて遺憾であると言わざるを得ません。

よって、国においては今回のような措置を二度と繰り返さないよう強く要望します。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月15日 大空町議会議員 後藤幸太郎

提出先に当たりましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）宛てであります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから発議第6号 平成25年度地方財政対策に関する意見書を採決します。
お諮りします。本案については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、発議第6号 平成25年度地方財政対策に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 発議第7号

◇議 長 日程第16、発議第7号 札幌航空交通管制部の存続、充実を求める意見書を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
8番、深川昇議員。

◇深川議員 「発議第7号 札幌航空交通管制部の存続、充実を求める意見書
このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

平成25年3月15日提出 提案者 大空町議会議員 深川昇、齋藤宏司、田中勝吉、小島一弘、植田泰弘、中堀君子」以上であります。

趣旨説明については、朗読をもってかえさせていただきます。「札幌航空交通管制部の存続、充実を求める意見書

日本の国土総面積の約22%を占める北海道には、540万人強の人口が分散して居住しており、都市間の移動に要する時間が他県と比べて非常に長くなる傾向にあると言えます。最近では高速道路の整備も進み、自家用車や都市間バスでの移動も、以前に比べると時間的な短縮が図られてきていますが、まだまだ移動時間が道民の負担となっているのは明かです。

このような地理的事情により、道央圏以外に居住している道民にとって医療を初め

とした生活全般や様々な経済活動をするに当たって、移動に要する時間が生活の活動範囲を大きく制限していることは、見逃せない事実と言えます。札幌市への日帰り通院などといったケースはもちろん、各種イベントに参加して交流を拡大していくためには、航空機の利用による時間短縮効果が相当大きいことは、間違いありません。

そういったことから、道内の航空ネットワークを将来的に維持していくことは、観光客のみならず道民にとっても重要な課題であり、加えて、空港を拠点とした地域の活性化につなげていくことは、今後求められていくことであると考えます。道内の航空ネットワークを維持していくため、航空機を運航している航空会社だけでなく、北海道、関係市町村、空港ビル会社や各種関連事業所それぞれが日夜尽力していることは、周知のとおりです。

一方、国土交通省職員も航空機の運航を陰で支えている一員であり、道内の空港事務所、出張所、あるいは札幌航空交通管制部において、管理業務、施設の維持管理業務に従事することで、航空機の安全運航の一翼を担うという重要な役割を果たしています。

とりわけ、札幌航空交通管制部は、北海道内の空港だけでなく北東北地方を含めた、全15空港から離発着する航空機に対して航空管制業務を実施しており、全国4カ所に設置されている航空交通管制業務の拠点官署の一つであり、唯一積雪地域に立地している官署でもあります。また、札幌市に設置されていることから、道内出身の管制官や道内空港に勤務経験のある道外出身の管制官も多く勤務しており、特に航空機の運航状況が厳しくなる冬期間においても、積雪状況や天候状況を肌身に感じながら、日々管制業務が実施されています。

今般、国土交通省はそのような重要な機関を、道内に代替機関を残すことなく廃止に向けて検討していることは、北国の気象特性を実感できない国土交通省職員を増やすことにもつながり、航空機の安全にとっては決してプラスにならないものと考えます。また、将来国土交通省職員を目指そうとしている道内出身者にとっても、札幌圏に勤務先がなければその道をあきらめる選択をすることも十分考えられ、雇用面でも大きな損失となる可能性が出てきます。道民の安全、安心な航空交通を確保するためには、札幌航空交通管制部の存続、充実是不可欠なものと言えます。

よって、国においては下記事項について実現が図られるよう強く要望します。

記、1、北海道での航空行政の枠組みを堅持し、札幌航空交通管制部を存続させること。2、広大な北海道の航空行政をよりよいものにするため、国の出先機関である札幌航空交通管制部を充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年 3月15日 大空町議会議長 後 藤 幸太郎

提出先に当たりましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣宛てであります。

以上、説明とさせていただきますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第7号 札幌航空交通管制部の存続、充実を求める意見書を採決します。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号 札幌航空交通管制部の存続、充実を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 報告第1号

◇議 長 日程第17、報告第1号 大空町地域防災経過計画の修正についてを議題とします。

町長から、大空町地域防災計画の修正について報告書の提出がありましたので、報告を求めます。

竹内総務課長。

◇総務課長 25ページの報告第1号であります。大空町地域防災計画の修正につきましては、3月1日付で報告をさせていただきました。その内容について、説明を申し上げます。

東日本大震災を受け、災害対策基本法の改正や国の防災基本計画、北海道の地域防災計画が見直され、それらに基づき本町の地域防災計画も見直しました。2回の大空町防災会議を開催し、議会も2回の合同常任委員会で御意見をいただき、パブリックコメント等所定の手続を踏み計画ができ上がりました。

地域防災計画の構成は、前計画では一般災害編、地震災害編と水防計画の3部構成になっていますが、基本的な構成は変わっておりません。一般対策編は防災ビジョンなどを新設して見直し、地震対策編は津波対策を追加し地震津波対策編とし、変更要素の多い機構図、一覧表、様式等を資料編に記載することとしました。水防計画は北海道の水防計画などに基づき見直しました。

地域防災計画の主な修正概要について説明申し上げます。一般対策編ですが、第3部の防災ビジョンを新設しております。災害対策の目標や防災面に着目したまちづくりの目標として防災ビジョンを掲げることとしました。計画を見直すに当たって、東日本大震災の教訓を踏まえ、自らの身の安全は自らが守ることや減災のまちづくりを基本とした防災ビジョンを新たに掲載しています。自助、共助、公助の位置づけと、地域防災力の向上、減災のまちづくり、災害に強い防災体制づくりといった減災対策を考慮した防災ビジョンを掲げています。第4部の災害予防計画では、新たに津波等危険区域を追加し、近年の竜巻被害等を踏まえ、北海道防災計画に即して風害予防計画を新設しております。また、自主防災組織の育成計画では、自主防災組織の編成例なども追加しています。土砂災害予防計画では地すべり、がけ崩れの予想区域や土石

流危険区域について記述しておりますが、さらに情報収集や警戒避難体制について追加しています。第5部の災害応急対策計画では、機構改革に伴う組織名称、業務分担の変更を行いました。気象情報等の伝達については、北海道地域防災計画及び気象庁の発表基準に合わせました。また、避難対策などの計画を北海道防災計画の修正にそって見直しました。避難場所、避難所を見直し、避難場所の運営については男女の双方の視点に立った配慮や要援護者、子育てをしている家庭等に配慮した内容に改めております。第7部の災害復旧計画では、被災者の生活再建等への支援として、生活確保のための資金の融資等について記述し、罹災証明書の発行について新たに追加しました。

次に地震津波対策編ですが、オホーツク海沿岸津波シミュレーションに基づく津波対策を創設しました。平成22年に北海道が行ったシミュレーション結果に基づき、湖岸に到来する危険性のある津波への対策を掲載しております。地震の想定については、千島海溝南部や十勝沖といった海溝型地震、活断層帯による内陸型地震に加え、網走・紋別沖を震源とする地震について追加しています。一般対策編と同様機構改革に伴う組織体系の変更、国の防災基本計画、北海道地域防災計画との整合性を図りました。防災思想普及・啓発計画では、新たに家庭、職場そして車の運転中の心得について追加しています。自治体の業務の継続について、庁舎の無事、職員の無事が大前提で東日本大震災ではその課題が浮き彫りになりました。非常時の自治体及び事業者の業務継続計画の作成方針を定めました。

資料編では、一時避難場所及び避難所を見直し記載しています。避難所については、前計画では女満別地区と東藻琴地区で各学校や公民館等の47施設について指定をしていましたが、現実には、これらを指定しても職員が張りつくことは困難であり、収容する避難所の見直しを行いました。女満別地区11カ所、東藻琴地区6カ所の計17カ所としました。

次に水防計画の修正であります。修正の主なものは、重要水防区域について北海道の水防計画との整合性を図りました。また、水防法の改正により、町の配備体制基準として第1・第2・第3非常配備に準備体制を加え4段階に変更しております。

このように、地域防災計画が見直されましたので、新しい防災ガイドブックやハザードマップを全戸配布し、町民の防災意識の啓発と災害時における行動力の向上に努めてまいりたいと思います。

以上、地域防災計画の修正について報告をさせていただきました。

◇議 長 これで大空町地域防災計画の修正については終わります。

◎日程第18 報告第2号

◇議 長 日程第18、報告第2号 平成24年度定期監査結果報告についてを議題とします。

監査委員から、平成24年度定期監査報告の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。

近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました、報告第2号 平成24年度定期監査報告

につきましては、平成２５年２月１４日から１５日まで松岡監査委員とともに審査いたしましたので、報告申し上げます。

今回御報告いたします定期監査につきましては、地方自治法第１９９条第４項の規定により、平成２４年度中に大空町教育委員会等が行う委託契約のうち、１件当たり８０万円以上の契約のものについて監査を実施いたしました。

定期監査に当たりましては、所管部署から委託契約にかかわる一連の関係書類の提出を求め、関係法令及び大空町の条例、規則等に基づき手続、契約の方法、検査、支払い等の書類が整備され、適正に行われているかについてを主眼に監査を実施いたしました。

監査の結果は、お手元に配付の資料に記載のとおり、特に指摘すべき事項はなく、当該事務については概ね適正に事務が執行されているものと認められました。しかし、提出された契約書の中には、参考見積書もとらず、前年同額の委託契約を締結しているものもありました。今後、設計書算定にあたり参考見積書を証し、契約が適正かどうか判断できる書類の整備も必要であります。また、委託契約の中には、単に期間満了後、請求書のみで支払いしているものもありましたが、実績報告書や必要であれば写真等の提出を求めることも必要であります。

以上、平成２４年度定期監査について報告させていただきます。

◇議 長 これで平成２４年度定期監査結果報告については終わります。

◎日程第１９ 報告第３号

◇議 長 日程第１９、報告第３号 例月出納検査結果報告についてを議題とします。
監査委員から、例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。

近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第３号 例月出納検査結果の報告につきまして、地方自治法第２３５条の２第３項の規定により報告を申し上げます。

検査の対象となった月は、平成２４年１１月から平成２５年１月分までであります。検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。例月出納検査を実施いたしました時期は、１１月分につきましては１２月２６日、１２月分につきましては１月１７日、１月分につきましては２月２１日、松岡監査委員とともに実施したところであります。

監査の結果につきましては、お手元に配付の資料に記載されたとおり、相違ありません。また、現金、預金の保管状況、その他特に指摘する事項はございません。

以上、適正であることを認め監査結果の報告といたします。

◇議 長 これで、例月出納検査結果報告については終わります。

◎閉会の宣告

◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。
会議を閉じます。

山下町長から、発言があれば許します。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 平成25年第1回大空町議会定例会の閉会に当たり、一言お礼と、また決意を申し上げたいと、さらにはお願いを申し上げたいとそのように存じます。

今定例会におきましては、一般質問を6人の方からお受けをさせていただきました。また、予算につきましては、平成25年度予算8件、さらには条例改正などの地域主権改革に関連する条例制定というようなことから、数多くの条例について御審議を賜ったところでございます。改めて、お礼を申し上げたいと存じます。また、予算につきましては、お認めをいただいたわけでありますけれども、ともすれば予算というのは編成作業、予算の額を確定させるまでに大きなエネルギーを使ってしまい、その後の執行がおろそかになってしまう、そんなことも考えられます。過去の事例からもあることかと思えます。しかし、予算と申しますのは、一年間の予算ではありますけれども、その編成段階で約半年、さらに執行段階で一年、さらにその結果を検証する決算の段階でも、また半年ほど費やすわけでございます。そう考えますと、一つの予算の成り立ちから結果までということには、2カ年間かかることになろうかと思えます。今回お認めをいただいた第1段階の予算編成の時期は終わりましたけれども、平成25年を迎えて、しっかりと執行できるように職員ともども取り組んでまいりたいと、そのように決意を新たにしているところでございます。

また、今回の議会の中には、暴風雪への対応に対する議員各位からのねぎらいの言葉もいただきました。また、給食センターにおけるノロウイルスの関係の事案などもありましたけれども、迅速に対応ができたのではないかと、そのような御指摘もいただいたところであります。職員は、それぞれの言葉に元気づけられたものと、そのように受けとめております。

過日、この場所で青少年健全育成のための顕彰式というものが実施されました。この1年間、地域の中で文化活動や、またボランティア活動、スポーツ活動などで頑張った子供たちを顕彰という形で褒めたたえる会議でございました。子供たちは、あるとき叱らなければならないこともありますけれども、褒めることで育つんだ、そのようなことが言われております。また、被災地に支援にまいりました町民の方々、職員などから帰ってきて感想を聞きますと、被災地の方々に大変感動をいただいたと、ありがとうという言葉をかけていただいた、そのことが大変つらかったけれども自分たちのやっていたことが間違いではなかった、そんな元気につなげることができたというような発言もありました。そういうところに携わった職員は、一つ一つ成長したものと、そのように思っております。

今回の定例会の中では、職員数の問題、さらには今後ふえていく事務の中で、どのように仕事をこなしていくか、そういったことの課題についても議員から御指摘をいただいたわけでございます。なかなか、普段の仕事の中で町民の方々、議員の方々に認めをいただくということは、そんなに多くはなく、逆に叱責を受けることも多々あるかと思っております。しかし、職員は自分の任されたその仕事に対して、一生懸命に取り組んでいる姿勢というのが、常日頃から見受けられます。ぜひ、皆様方をお願いを申し上げたいのは、しっかりとした仕事ができ、町民の皆さんのためにな

るような、そんな仕事の端々が見えたときには、ぜひ職員にもそれなりの言葉をかけてあげていただければありがたいと思っています。町の中には、町がつくってまいりました、いろいろな社会資本なども財産もございますけれども、職員も大きな財産であると、そのように思っております。ぜひ、その職員を町民の皆さんの言葉などで育てていただければ、ありがたいと思っています。

この定例会に当たってそのことを、また皆様方をお願いを申し上げ、さらにはその職員と一緒にこれからしっかりとしたまちづくりに取り組むことをここでお約束を申し上げ、お礼にかえさせていただきたいと存じます。

本当にありがとうございました。

◇議 長 これで平成25年第1回大空町議会定例会を閉会します。
大変お疲れさまでした。

閉会 午後2時14分